

拓殖大学 経営経理研究

第 104 号

2015 年 9 月

論 文

- 日本のエネルギー資源貿易政策 (16)
—— 合衆国ドル政策と国際石油市場動向 —— …………… 武 上 幸之助 (1)
- エクイティ・ファンディング事件と監査基準 …………… 岡 嶋 慶 (17)
- 情報メディア産業のビジネスとしての
価値に関する研究…………… 金 山 茂 雄 (71)

研究ノート

- 企業内訓練校における心身教育と組織社会化
—— 鉄鋼メーカー G 社技術学園の事例研究 —— …………… 島 内 高 太 (101)

学会展望

- フラ・ルカ・パチョーリ巡礼 …………… 三代川 正 秀 (129)

公開講座

- 福澤諭吉の『帳合学のすゝめ』 …………… 三代川 正 秀 (155)

2014 年度 月例研究会報告 …………… (157)

拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領 …………… (166)

前 号 目 次

伊藤善朗先生のご退職によせて……………	秋 山 義 継 (1)
退職に当たって	
— Glenn Albert Welsch 博士との出会い — ……	伊 藤 善 朗 (5)
三代川正秀先生のご退職に寄せて……………	潜 道 文 子 (15)
研究所が教育機関であったころ……………	三代川 正 秀 (19)

論 文

日本のエネルギー資源貿易政策 (15)	
— QE 米国ドル政策の転換と国際石油市場の変容 —	
……………	武 上 幸之助 (37)
ソーシャルメディア時代の	
消費者行動の変化とマーケティング	
— 増大する消費者の内部情報と	
外部情報へのマーケティング対応 —……………	田 嶋 規 雄 (57)
知的財産権保護の国際交渉モデル ……	海老名 一 郎 (77)

研究ノート

MOT が企業経営に与える影響……………	金 山 茂 雄 (89)
国際協同組合年を契機とした	
協同組合学習の実践……………	石 毛 昭 範 (113)
EU 域内の法人税制に関する一考察……………	稲 葉 知恵子 (127)

書 評

潜道文子著	
『日本人と CSR — 遊戯・フロー体験・ダイバーシティ』	
……………	内 田 金 生 (147)

拓殖大学経営経理研究・投稿規則／執筆要領……………	(151)
---------------------------	-------

拓殖大学
経営経理研究

第 104 号

拓殖大学経営経理研究所

〈論 文〉

日本のエネルギー資源貿易政策（16）

—— 合衆国ドル政策と国際石油市場動向 ——

武 上 幸之助

要 約

従来、合衆国ドルは、英米系メジャー、OPEC が主要な石油取引の決済通貨として採用し、国際商品市況マーカーの標準決済通貨となってきた。貿易取引において、インコタームズ慣習など、ドルの決済での信用通貨としての働きは、資源貿易マーカーでも、大きな役割を果たしてきた。だが合衆国内の一国通貨が、各国の外為法を通じて、国際決済通貨として利用され、しかもドルの為替変動幅は、押しなべて極めて大きく、合衆国内の金利動向、通貨供給量の動向が国際商品市況に与える影響もさらに大きく、このドルの急激な変動リスクが、過去には石油危機、アジア通貨危機など、様々な国際経済、通貨問題を引き起こしてきた。特にドル信用経済と国際貿易決済システムとは相応しており、昨今は、ドル信用経済の拡大が、国際経済、特に石油貿易決済にも信用リスクの極大化となって迫り来ている。

その中で 2014 年にはシェールオイル革命により、米国が 39 年振りにサウジを上回り、産油量で世界最大国になり、米国の石油政策は、一転して石油輸出を積極化しており、今後、ドル政策にも影響を与えそうである。

石油決済通貨からのドル離れが加速化し、ユーロ、人民元といった日本の外為法で定める、対外決済通貨である合衆国ドル（基軸通貨）、それ以外の通貨が主にアジア石油市場で利用されるようになってきたが、ドル経済の信用拡大と共に石油製品のコモディティ化、それに応じた市場商品の証券化がグローバルにおこなわれる中、果たして合衆国ドル以外の通貨が石油決済通貨として実勢で利用される場合、国際通貨として制度保証されるのか、検討が必要となってきている。

本稿では、石油決済通貨としてのドル、その他の決済通貨動向を分析し、

それに対応する国際石油決済における日本の石油輸入政策を検討する。

キーワード：石油取引決済市場，国際石油マーカー市場，石油決済通貨，ドル政策，為替政策，ドル信用経済の拡大とリスク

序：国際資源決済通貨としての合衆国ドルの動向

ドル指数の各国通貨への影響

石油決済通貨としてマーカー価格表示，また産油国の輸出建て通貨として，合衆国ドルは，石油決済通貨として，インコタームズほか貿易上の制度的保証を得て，貿易取引における信用経済の拡大に資してきた。だが，一方で，ドル信用経済の異常な拡大がもたらすリスク極大は，過去において，米国のインフレ若しくはデフレ輸出から始まり，国際貿易取引の信用収縮と大きな損失危機を招いてきた。

昨今の石油決済市場でのドル動向をドル指数（主要 10 国際通貨に対するドルの動きを示すブルームバーグ・ドル・スポット指数）で振り返ると，以下の通りである。

NY 外為において，ドル指数が 5 年ぶり高水準，石油関連，産油国などの通貨が下落した¹⁾。2014 年 11 月ニューヨーク外国為替市場ではドル買いが優勢となり，ドル指数は 5 年ぶりの高水準となった。石油輸出国機構（OPEC）が前日に生産目標の据え置きを決定したため，原油安が米経済を下支えるほか，資源国通貨を圧迫するとの見方が強まったためである。

米国の利上げが近づいているとの見方からドルは近年，堅調に推移しており，マーカー原油相場が大幅に下げているにもかかわらず，OPEC が生産目標を日量 3,000 万バレルで据え置いたため，他の石油決済通貨，豪ドルやノルウェー・クローネ，カナダ・ドルが為替を押し下げた。さらに日本円やロシア・ルーブル，ブラジル・レアルも安い。

尚、みずほ銀行はこれに関連して「OPEC 報告、エネルギー価格、米国経済指標が他の地域よりも堅調なことを背景に、ドル選好の動きが強まっている」と述べている²⁾。

また、WTI マーカで石油決済では、主要 10 通貨に対するドルの取引比率を示すドル指数（前掲、ブルームバーグ・ドル・スポット指数）は前日比 0.6% 上げて 1106.90 と、2009 年 3 月以来の高水準となった。また月間ベースでは 5 カ月連続の上昇となり、13 年 3 月以降で最長の上昇局面を示した。

1. 石油決済通貨とドル選好

1-1 産油国 OPEC の決済通貨動向

OPEC は、石油市場の石油製品供給過多の緩和に向けて従来より対応せず、生産増加を図っているため、資源国通貨は、近年、下落傾向にある。ニューヨーク原油は 10% 安の 1 バレル＝66.15 ドルとなり、逆石油危機とも言われる石油価格下落の状況から原油 70 ドル割れの影響は大きい。原油価格が急激に下げると、中期的にも国際金融市場を混乱させうる。そのような場合、有事に対応できるドル保有が好ましいとされてきた。最大産油国の一つ、ロシア通貨ルーブルは 3.6% 安の 1 ドル＝50.4085 ルーブルと最安値を更新し、月間では約 5 年ぶりの大幅安となり、ロシア・シリアノフ財務相は今週、制裁と原油相場の影響により 1 年間に最大で 1,400 億ドルを喪失していると発言した³⁾。

近年の石油価格の下落傾向で、揃って産油国通貨が価値下落する中、ドル選好性が高まっていることが伺わせる。

1-2 中国の石油資源「Loan for Oil」政策とドルリスク対応

リーマンショックなど、度重なるドル経済の危機後、中国政府はドル金

融収縮や原油油価の下落を資源確保に向けて、石油産油国への融資協定と原油長期輸出協定あるいは石油ガス田開発やパイプライン投資を組み合わせた「Loan for Oil」について複数産油国との間で開発輸入を基軸とした石油輸入契約で合意を図った。合意額は約 465 億ドル（2009 年 2 月～7 月期）に達しており、産油国ロシア、エクアドルに対して段階的なドル開発融資を開始する。中国の資源分野への対外投資「Loan for Oil」については産油国政府あるいは石油企業にとり資金調達コスト軽減、安定した供給先市場の確保、中下流を含む事業提携など複数の利点がある。

世界最大のドル外貨準備保有国である中国にとって、「Loan for Oil」は石油の安定供給（調達多様化とリスク分散）、原油という実物資産を担保に持った上で、ドル外貨を長期かつ安定的に運用することができ、中国工商銀行「国際化」戦略にも合致する有効な手段となっている。メインプレイヤーである国有石油企業の他に、国家ファンド、中国投資有限責任公司（CIC）や中国中化集团公司（Sinochem）のような貿易系国有企業も資源投資に向かっている。

中国はドル金融危機による需要・価格低迷期に備蓄原油の調達にも対応を図った。国家石油備蓄 4 基地の備蓄原油購入を完了し、現在 2 期、3 期の国家石油備蓄の計画を進めている。政府主導のドル外貨運用多様化、石油安定供給政策を通じて、政府から国有企業に至るまで「ドル金融資産から現物資産」へという政策方針が実施されている。

2. 石油決済通貨ドルの動向

2-1 ドル安と原油市況の値上りの相関性

ドル価値下落が原油価格上昇につながる主な要因には様々指摘があるが、原油マーカー取引では OPEC 等で主にドルで標準取引されることから、他産油国通貨との為替が裁定され、その結果、ドル運用金利の割安感によ

り、市場ドル買いが入りやすいと言われる。何れにせよ、為替変動の比較的大きなドルが特に安価に振れると、原油など実物資産が選好され、市場買いになり、原油市況は上昇する。例えば、WTI 期近物原油相場は、2013 年 FRB のドル量的金融緩和の縮小策により、原油価格は 95 ドル近辺の上昇相場推移となって、高値留まりの状態になっている。

2-2 新たな石油決済通貨の意義

OPEC 等の国際石油市場取引は全て石油マーカー取引はドル建てであるが、昨今、OPEC 構成国にユーロ建てに移行しようという動向がある。イラクは 2000 年に石油輸出をこれまでのドル建てからフランス向けユーロ建てに一部切り替えたが、これが湾岸危機にも結び付いたと言われる。またヨルダンもイラクとの石油取引にユーロ建てを利用している。また現在イランがユーロ建て輸出への切り替えを進めており、リビアもユーロへの切り替えを実施し、合衆国ドルからの輸出通貨の切替えを図っているが、これが著しく米国との軋轢を生んでいる。中国やロシアは外貨準備金の一部をドルからユーロに変更しており、他の国々もユーロの比重を高めつつある。以下、石油決済通貨の最近の動向を掲げる。

「ペルシャ湾岸アラブ産油諸国（GCC）は、中国、ロシア、日本、フランスと協議し、石油をドル建てで取り引きするのをやめようとしている。ドルの代わりに、日本円、中国元、ユーロ、金地金、そして GCC が予定している通貨統合によって作られる新通貨を加重平均した通貨バスケットを使う予定。すでに各国の財務相と中央銀行総裁がこの件で会談した」⁴⁾。

「GCC、アラブ産油国は、以前からドル価値下落や、ドル供給過剰発行による信用膨張とインフレを嫌気している。アラブ勢が、欧州や中東を巻き込み、石油輸出販売をドル建てから諸通貨バスケット建て

に移行しようとする動向は、米国当局に否定されながらも、2006 年頃から本格的議論を巻き起こしている」⁵⁾。

「ドル建てによる石油輸出の不均衡問題とは、米国がドルの過剰発行によって消費を増やして世界経済を牽引するのはもう限界に至り、リスク極大局面に入っているので、輸出先、消費地の多極化を進め、世界経済を転換・再均衡させる構想である」⁶⁾。

2-3 非ドル化リスクと新たな石油マーカーストック・金

石油マーカーストック取引の非ドル化については、従来からの石油産業の生成と構築過程、流通と金融、等の市場取引構成要因から見ても、ファイナンス面からポンド/ドルにより形成されてきたことから、これに替わる通貨が、現時点では存在し得ない。

石油産業は上流部門での原油開発、採掘、から下流部門の市場製品段階まで、長期、多岐段階に及び、しかも巨額の資金が必要となり、それも資本蓄積の豊かな欧米メジャーの手による開発が主流であり、産油国地場経済が、ドル信用経済へ組み込まれていくプロセスでもあった。

サウジなどの石油決済通貨の非ドル化は今後 9 年計画とされているが、GCC 諸国通貨はドルに各国外為法を通じてペッグ（為替相場の変動範囲の固定）しており、ドルの信用リスク拡大は、主な産油国通貨、サウジリアル、UAE ディルハムの通貨下落、崩壊にも結びつきうるほど、通貨リンクを強くしている。

上掲、非ドル化リスクが産油国の外貨ドルに本源的であるため、新たな石油マーカーストックは、ドル以外ありえないが、産油国には、嘗てより、金への選好性が存在する。

2-4 原油取引市場価格と金価格の関係性「原油/金レシオ」

ドル建ての原油価格は市場変動にドル先物為替が組み込まれ、市況変動

が幅振れしてきたが、「金1オンスで何リットルの原油が買えるか」という原油と金の価格相関関係は、以前より取り正されてきた。ブレトンウッズ体制崩壊と石油危機の生じた同時期に「原油/金レシオ」は、唯一、金とリンクした国際通貨ドルと世界最大量の国際市場取引商品である石油の相対価格を参照するに意義を与えたといわれる。

2つの資産の価格比率、即ち、原油価格と金価格との、相対価格「原油/金レシオ」はアナリストの中でも主流のレファレンスである。金1オンスで購入できる原油の量は、約15.47バレルと、2014年5月以降で現在、最大となったことから、インフレ懸念が生じてきている。相対価格の動向から、価格の実態を分析するプロセスで、ニクソンショック以後、金とリンクを停止、事実上、切断したドルであるが、レファレンスとしては、依然、ドルに大きな意義を見出せる。

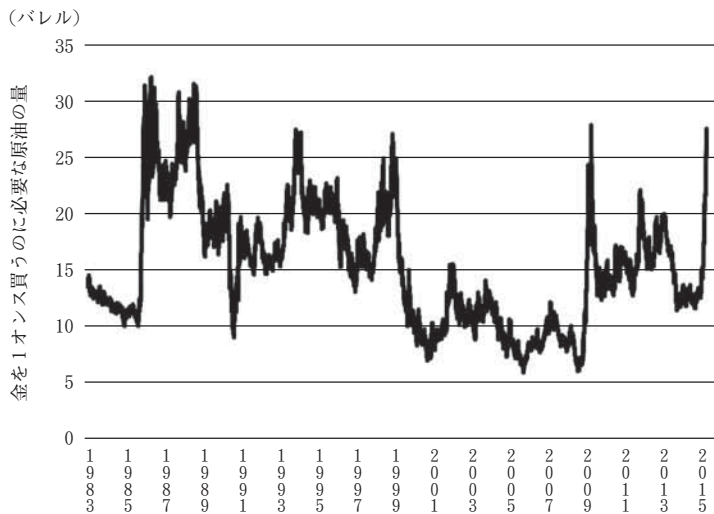
原油と金、2つのコモディティ（市場商品）によるリラティブバリュー（相対価値）、即ち、原油と金の比価を分析すると、原油価格の急落は消費減少傾向というよりも生産供給過剰を反映したものであることが指摘できる。

2014年に入り、原油と金の比価は大きく変化し、金を1オンス買うのに必要な原油の量（バレル）を示す「原油—金レシオ」は現在、天井圏にある（図1-1）と考えられる。6月以降、金を1オンス買うのに必要なWTI原油（軽質スウィート原油）の量は、12.5バレルから28バレルと、2倍以上になった。これは米ドルベースで金価格が比較的安定している一方で、原油価格が急落したためである（図1-2）。

過去30年、原油—金レシオは平均すると金1オンス当たり約16バレルであった。ただし、原油—金レシオはまだ過去最高値に達したわけではない。2009年2月には28.25バレルを付けており、また原油価格が低迷した1985～86年には30バレルを超える上昇をみせている。この原油—金レシオが最近急騰したのは原油価格の下落によるものと考えられる。

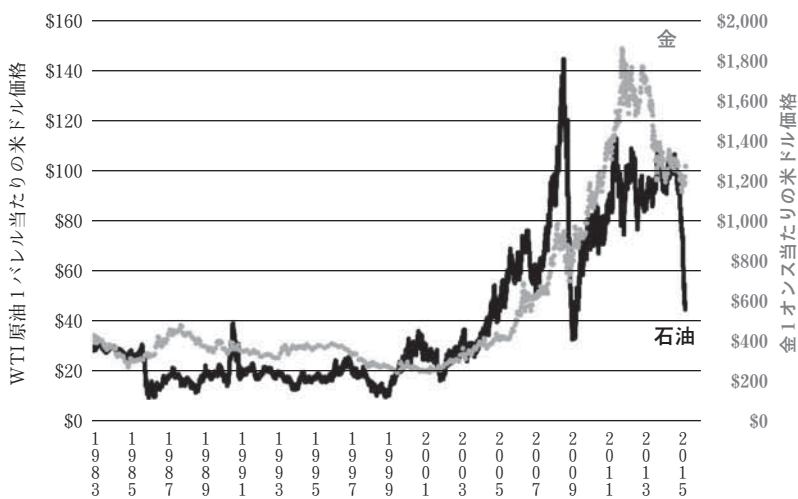
1986年から1999年にかけて、金価格には原油価格ほどの動きがなかつ

図 1-1 CME グループによる「原油一金レシオ」の変動推移



出所：ブルームバーグプロフェッショナル（GCA, CLA）をもとに CME Group が作成

図 1-2 原油価格と金価格の推移



出所：ブルームバーグプロフェッショナル（GOLDS, USCRWTC）

た。また、どちらも持続的なトレンドがなく、原油—金レシオは平均すると金1オンス当たり20バレルほどであった。状況が一変したのは2000年代に入ってからであり、中国をはじめとする新興国の経済成長が、あらゆるコモディティの需要を拡大した。原油価格も金価格も高値を更新したものの、先に価格上昇したのは原油価格であった。引き続き原油がリラティブバリューをより大きく左右する要素であった。

この新興国の高度経済成長によって原油—金レシオは低下し、2000年1月からリーマン・ブラザーズが破綻する2008年9月までの平均値は10バレルほどになった。

2008年金融危機で、これまでとは異なる傾向が現われるようになる。2008年10月以降の原油—金レシオは、平均すると16バレル近辺にあるが、非常に広い範囲で大きく変動するようになった。当初、景気後退の深刻さが鮮明になったことを受けて原油価格が下落した一方で、金融システムの不安定な状況が危惧されるなか、現物への選好性から、金価格は最高値を更新した。2014年後半から2015年初めまでの現期間になると、ドルベースで石油価格が急落した一方で、金価格は比較的安定し、原油—金レシオは高値圏となった。金価格は現在、世界供給の減少や新興国の需要回復を背景にしたマイナスのゴールド・フォワード・レート（GOFO）に支えられている。

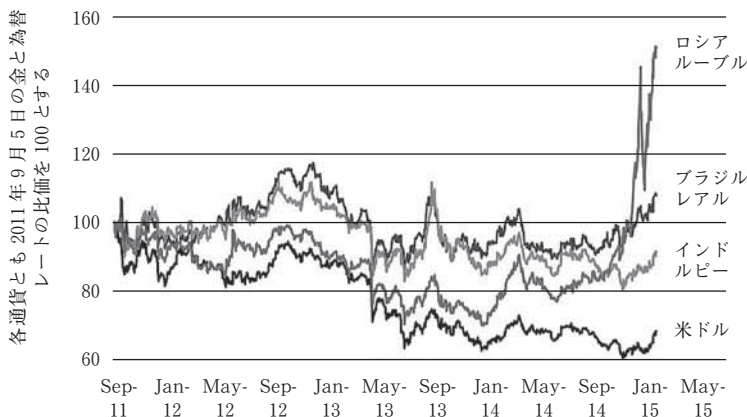
金価格は、米ドルベースで見れば、ここ数年下落しているものの、多くの新興国投資家から見れば、安定または上昇しており、金が資産価値の保全という役割を維持している（図1-3）。

事実、新興国の多くの通貨が対ドルで下落しているため、これらの国からの金需要が増加傾向となっている。

金価格が安定的に推移していることから、原油価格の下落は、需要の後退というよりも、かなりの部分が生産面によるものである。「シナリオでは、原油と金の先渡し曲線は、原油—金レシオが28バレル近辺の現水準

図 1-3 金価格からリファレンスした各国通貨の変動

米ドル建て、ブラジルレアル建て、インドルピー建て、ロシアルーブル建ての金価格を指数で比較



出所：ブルームバーグプロフェッショナル（GOLDS, BRL, INR, RUB）

から、2015 年末までに 24 バレル近辺に下落し、2016 年末までには 22.5 バレルに向かうと示唆している。原油一金レシオが 20～32.5 バレルの範囲にあった 1986～88 年のように、石油価格が金価格に対して、かなり長期にわたって割安のままとなる可能性がある。

現在のところ、原油一金レシオの上昇が示しているのは、原油下落の主な理由はエネルギーの生産ブームにあり、世界的デフレや需要減少、景気後退ではない。後者が理由であれば、金価格も同時に下落しているはずである。現在考えられる 2015 年の基本シナリオは、金価格はドルベースで依然としてかなり強い下押し圧力を受けるはずである⁷⁾。

金のドル建て価格が上昇するなら、いずれ原油のドル建て価格も上昇する。原油高はインフレを招き、ドル崩壊に拍車をかけてスパイラル循環に陥る。金の高騰は、ドルにとってリスクが高い⁸⁾。

リファレンス事例として石油危機では原油が高騰したが、これは本質的に「原油高」ではなく、ニクソンショック以来のドル崩壊の結果としての

「ドル安」事象だったと考えられる。

2-5 石油価格を取巻く市場変化

英国 BP が 2015 年 6 月 10 日発表した「世界エネルギー統計」によると 2014 年のアメリカ石油生産量は前年比 15.9%増の日量 1,164 万 4,000 バレル、ロシアとサウジアラビアを抜き、世界最大の産油国になった。シェールガス開発が活発化し、アメリカの産油量は 3 年連続で前年比 100 万バレル以上増加したが、アメリカが世界一の産油国になったのは、1975 年以来 39 年振りとなる。

Bloomberg は、アメリカの石油生産量が大幅増加したという統計により、世界最大経済アメリカが石油輸入を減らすと同時に、世界のエネルギー価格の下落、そして、アメリカの外交政策の優先度の変更を裏付けるものとなったと伝えた。BP 統計では中国のエネルギー需要が、1990 年代のアジア危機以来の低い伸びとなったとしている。アメリカのエネルギー情報局 U.S. Energy Information Administration (EIA) は、今後もアメリカ国内の産油量が高い水準で推移するとの見通しを発表した。USA Today は、石油価格が下落したにもかかわらず、アメリカの産油ブームは今年も来年も続く見通しをアメリカ政府が報告書で示したと報じた。バレル当たり 60 ドルといういまの原油相場は、多くの石油会社が利益を確保できる水準だとされる。一方、世界一の産油国の座をアメリカに譲ったサウジアラビアが、記録的水準まで石油生産を増やしたことが OPEC の月間レポートで明らかになった。Financial Times は、サウジアラビア政府が OPEC に提出したデータでは、5 月の日量産油量は 1,033 万バレルに達し、産油量を増加させていることを報じている。

結 語

物量と金額においても、世界最大の貿易商品である石油製品は、特に消費国、米国において最大需要を持っている。その米国が輸入する石油が、米国の貿易赤字の大きな部分を占めていたことから、米国は自国に有利なドル政策を採用してきた。しかし、米国内でのシェール革命は、米国を世界最大の産油国に押し上げ、その結果、世界最大の石油輸入国から、石油輸出国に転じるという大きな地殻変動が生じた事となる。また OPEC 等産油国は最大の輸出国を失い、これまでのドル経済依存体制から脱却するため、非ドル市場取引に方策を転換してきている。だが、嘗ては金に替わる通貨として唯一リンクしたドルの依存体制から脱却するのは、その代用通貨の存在がなく、極めて困難な道のりである。抛って、依然として、主な石油市場取引は、従来どおり、ドルを通じておこなわれ、次稿で論じるアジア石油取引市場での人民元が、ドルに替わる次世代の決済通貨となる可能性がある。

補 注

石油輸出国機構（OPEC）は、2013 年、2035 年までの世界の石油市場の予測を発表した。原油需要は 2012 年の 8,850 万バレル（日量）から

補表 1 「石油需要と石油価格見通し」

年	生産量（日量）	石油価格（1 バレル）
2012 年	8,850 万バレル	—
2016 年	9,250 万バレル	—
2018 年	1 億 850 万バレル	160 ドル

2016年には9,250万バレル、2035年には1億850万バレルに達する見通し。需要面では中国やインドにおける消費量が増加。供給面では米国での「シェールオイル」増産が貢献する。また南米やバイオ燃料などの生産が増加する見通し。

OPEC産原油に対する需要は2013年の3030万バレル（日量）から2018年は2,920万バレル程度に減少すると予測している。OPECは2013年現在、世界の石油の30%を生産している。

補表2 「OPEC産原油需要」

	年	生産量（日量）
OPEC産原油	2013年	3,030万バレル
	2018年	2,920万バレル

OPEC非加盟国の供給は2016年までに日量5,730万バレル、2018年には5,860万バレルになると予想。シェールオイルやカナダ産、南米産原油のほかバイオ燃料の供給も増えるとしている。

補表3 「OPEC非加盟国産の原油需要」

	年	生産量（日量）
OPEC非加盟国産原油	2016年	5,730万バレル
	2018年	5,860万バレル

米国・カナダのシェールオイル生産量が2018年までに日量490万バレルに達するとした。

補表4 「米国・カナダのシェールオイル生産量」

	年	生産量（日量）
米・カナダ産シェールオイル	2013年	330万バレル
	2018年	490万バレル

《注》

- 1) 2014 年 1 月 28 日米国通信社ブルームバーグ（旧ソロモンブラザーズ系）報道。
- 2) 2014 年 2 月みずほ銀行ストラテジスト シレーン・ハラーリ氏報告。
- 3) モントリオール銀行世界為替戦略責任者グレッグ・アンダーソン氏報告。
- 4) 英国インディペンデント「The demise of the dollar」2014 年 10 月 6 日。
- 5) 英国インディペンデント同掲載ロバート・フィスク「原油ドル建て表示の時代は終わる」(Robert Fisk: A financial revolution with profound political implications)。
- 6) 英国インディペンデント同掲載ロバート・フィスク (Britain off the list when IMF assembles new world order)。尚、10 月 8 日には、FT 紙「強さが失われるドル」(Mighty dollar turns a paler green) といった、ドル崩壊と多極化が論争された。
- 7) CME コンサルティンググループ HP <http://www.cmegroup.com>
- 8) 石油決済通貨をドルの代わりに IMF, SDR（特別引出権）を基軸通貨として使う構想が各所から出ている。これに対して「SDR は各国中央銀行間の取引にしか使えず、基軸通貨になれない」という否定論がある (Confidential Memos Indicate Oil SDR Pricing Shift Would Be “Most Damaging” To United States And Precipitate “Serious Market Reaction”)。

参考文献

1. 東京三菱 UFJ 銀行「経済マンスリー」平成 25 年 6 月
2. OPEC 報告書 原題：Dollar Reaches 5-Year High as Oil-Linked Currencies Fall on OPEC 2013
3. 竹原美佳「石油・天然ガスレビュー」JOGMEC 調査部 2014. 6
4. 柳沢明「高騰する原油価格の要因分析」IEEJ 2003. 2
5. 日本石油株式会社（編）：石油便覧 2013, 燃料油脂新聞社 2014
6. 通商産業省資源エネルギー庁石油部（監修）「石油資料」, 石油通信社 2011 年

（原稿受付 2015 年 6 月 13 日）

Japanese Trade Policy of Energy Resources (16):

Dollar Policy in United States of America
and Trend of International Oil Market

TAKEGAMI Konosuke

Abstract

The United States of America dollar adopts as the main oil settlement currency by major Britain-U.S. and OPEC, and has become an international commodity market marker currency so far. However, because it is extremely large, and is used one country currency in the United States of America as an international settlement currency, the exchange rate margin of the United States of America dollar :The influence that the interest rate movement in the United States of America and the trend of money supply have on the international commodity market is large, and a rapid change risk of this dollar has caused various international problems like the oil crisis and an Asian monetary crisis, etc. in the past. It corresponds, and especially, the expansion of dollar confidence economy becomes the maximum risk of corresponding, approaches, and has come with dollar confidence economy and an international trade. Saudi is exceeded by the shale oil revolution in that in 2014 after an interval of 39 years the United States, and it becomes the world's largest country by the amount of oil production, and it changes radically, the oil export is made aggressively, and it will influence dollar policy in the future the oil policy of the United States.

Recently, though dollar parting from the oil settlement currency is made acceleration, and another currency that is not the United States of America dollar (key currency) that is the foreign settlement currency has come to be used in the foreign Exchange Control Law of Japan named Euro and the yuan, globally the change of the petroleum product to Commodity and the bond commercialization according to it need .done inside.. really with the expansion

of dollar economy confidence and the system is guaranteed as a world currency when used by real power as an oil settlement currency the foreign currency or the examination is needed.

In this text, the dollar as the oil settlement currency and other settlement currency trends are analyzed, and the oil import policy of Japan in the international oil settlement corresponding to it is examined.

〈論文〉

エクイティ・ファンディング事件と 監査基準

岡 嶋 慶

要 約

1973年4月はじめに明らかになったエクイティ・ファンディング社の破綻をめぐる監査の失敗は、アメリカ監査史上特筆すべき意味を持っている。エクイティ・ファンディング社での不正はそれまでの最大級の規模のものであったため、そうした巨額の不正を看過した独立公共会計士による監査に対する社会の批判は非常に大きいものであった。そして、批判の矛先は、エクイティ・ファンディング社の監査人による一監査業務のみならず、会計プロフェッションが担っている財務諸表監査のあり方全体にも向けられていた。

本稿では、エクイティ・ファンディング社に対する監査の失敗めぐって、SECをはじめとする関係当局が、どのような点を問題にし、どのような検討を加えたのかを詳察することによって、この事件が会計プロフェッションに与えた影響について再解釈することを目的としている。

キーワード：エクイティ・ファンディング社（EFCA）、生命保険会社、ファンディング不正、ファンド貸付金、一般に認められた監査基準、アメリカ公認会計士協会、証券取引委員会、監査人の不正摘発責任、コーエン委員会

目 次

1. はじめに
2. エクイティ・ファンディング事件とそこにおける不正
 - (1) 不正の発覚
 - (2) 不正のスキーム ― ファンディング不正 ―
3. エクイティ・ファンディング社の監査をめぐる議論
 - (1) トウッシュ・ロス会計事務所による“監査”
 - (2) 『管財人報告書』における監査人への批判的検討
 - (3) 会計プロフェッションの対応
 - (4) ストーン委員会報告書
4. エクイティ・ファンディング社の監査人への処分
 - (1) 3人の監査人に対する刑事責任の追及
 - (2) SECによる会計事務所への懲戒検討手続
5. コーエン委員会と監査基準の設定
 - (1) コーエン委員会
 - (2) 監査基準審議会の創設
6. エクイティ・ファンディング事件の史的意義

1. はじめに

1973年4月はじめに明らかになったエクイティ・ファンディング社の破綻をめぐる監査の失敗は、アメリカ監査史上特筆すべき意味を持っている。生命保険事業を中核とする保険コングロマリットとして1960年代に急成長をみせていたエクイティ・ファンディング社は、実際には設立当初からほとんど利益をあげていなかったにもかかわらず、長年にわたって、あたかも高収益をあげているかのように、偽装工作を行っていた。ファンディング不正（funding fraud）として特徴づけられるこの不正は、エクイティ・ファンディング社がはじめて証券市場で資金調達を行なった1964年には、すでに行なわれていた。しかしながら、1973年4月に破綻

をきたすまでのおよそ 10 年間、この偽装工作は露見することがなかった。

エクイティ・ファンディング社の破綻により巨額の不正の存在が明らかになってからは、この不正はなぜこれほどまで長い間発見されなかったのか、監査人はいったい何をしていたのか、という批判が高まることとなった。こうした批判に対処するために、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants；AICPA）は、一般に認められた監査基準（generally accepted auditing standards）が適切であったのかどうかについての検証を行なった。このように、この事件において、一般に認められた監査基準とはいったい何なのか、あらためて問われることとなったのである。

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）の創設にともなって、監査基準常務委員会（Auditing Standards Executive Committee）が、それまでの監査手続委員会に代わり、1972 年 11 月、監査基準書（Statements on Auditing Standards；SAS）の第 1 号『監査基準および監査手続の体系化』を公表していた。これは 1939 年から 1972 年までに公表された監査手続書を体系化したものであり、また、一般に認められた監査基準との関係を明確にしたものでもあった。AICPA の職業倫理綱領・規則 202 は、会員に対して、同協会の公表する適用可能な、一般に認められた監査基準の遵守を要求していた。そこでは、また、個々の監査基準書は一般に認められた監査基準の解釈とみなされ、会員に対して、それら監査基準に準拠しない場合には、その正当な理由を説明するように要求していた。1972 年から 1974 年の間に 3 つの監査基準書が公表されたが、しかしまた、1974 年までに、議会からの批判者、とりわけ、メトカーフ上院議員とモス下院議員が、独立監査人は投資公衆の期待に応えているかどうかに対して、疑問を呈していた。

こうしたなか、エクイティ・ファンディング社のスキャンダルは、広く、公衆の耳目に触れることとなったが、当時の監査規制をめぐる環境から、

規制当局はそれぞれ非常に際立った対応を採っていた。本稿では、エクイティ・ファンディング事件の概要と、そこで行なわれた不正の本質、さらに、不正に関わり財務諸表監査がどのような問題を提起したのか、を分析している。とりわけ、事件の顛末のみではなく、この事件をめぐって会計プロフェッションがどのような対応をしたのか、どのような点が SEC の関心を惹いたのかに焦点をあてて検討を行なっている。

2. エクイティ・ファンディング事件とそこにおける不正

1973 年 4 月、全米の投資家にとってそれまでで最も壮大な規模の不正が明らかになった。ニューヨーク証券取引所上場会社であるエクイティ・ファンディング社 (Equity Funding Corporation of America ; EFCA) の主要な子会社であったエクイティ・ファンディング生命保険会社 (Equity Funding Life Insurance Company ; EFLIC) が、6 万件以上の架空の生命保険契約を引き受け、さらに、これらに再保険を掛け、保険金請求を行なったものと偽装しながら、1 億 2,000 万ドルにものぼる実在しない資産を帳簿に計上していた。そして、これらに関連する偽装データはコンピューター上で作り出されていた¹⁾。

のちに管財人が調査したところによれば、1964 年から 1972 年までの期間に、少なくとも 1 億 4,300 万ドル相当の架空の税引前純利益を財務諸表に計上したとみられる²⁾。同期間に EFCA が計上した税引後の純利益の総額は 7,600 万ドル以上にのぼっていた。実際には EFCA はほとんど利益をあげていなかったが、業績が良いように見せかけ、その結果、同社の証券は何千もの投資家を誘引していたことになる³⁾。

そして、エクイティ・ファンディング社の事件は、「1938 年マッケソン & ロビンス事件以来はじめての外部監査人による完全な「監査の」失敗の事例」⁴⁾ としての様相を呈していた。

(1) 不正の発覚

破綻の契機は、EFCA の子会社で事件の中心となった EFLIC の副社長を補佐していた元従業員によるニューヨーク州保険監督局への通報であった⁵⁾。1973 年 3 月 6 日に同氏から情報提供を受けたニューヨーク州の事務官はカリフォルニア州保険監督局にこの情報を中継し、さらに、そこから、SEC のカリフォルニア支部、続いて、イリノイ州の保険監督局に連絡された⁶⁾。これによって関係当局は不正の可能性を知ることとなった。

そして 3 月 12 日、イリノイ州保険監督局は、事前通告なしに EFLIC に調査官を派遣した。数日後、カリフォルニア州監督局の調査官も続いた。EFLIC の資産のうち 2,400 万ドルは実在していない債券の形で計上されていたが、EFLIC を支配していた EFCA の経営陣は、実物を調べられ、債券が実在しないことが調査官に知られることをおそれて、実物資産に対する調査を妨害する手立てを講じた。とくに、調査官の調査状況を把握し、これに対処するために、EFCA 本社内に盗聴器を仕掛け、調査情報を得ていた。しかし、立ち入りによる資産の実物確認が避けられないと分かっただけからは、決算日以降に 2,400 万ドルの債券は別の諸取引に利用したという新たな口実を用意し、それらの取引に関連した証拠を偽装する工作を行なった。また、虚偽の保険契約の発見を困難にするために、保険契約のコード番号にスクランブルを掛け、あるいは、虚偽の契約の証拠記録を破壊した。

しかしながら、これらの企ては結局無駄であることが次第に判明する。3 月 19 日ごろから、ウォールストリートではダークスの情報に基づく EFLIC の不正の噂が EFCA 株式の売買取引に重大な影響を及ぼしはじめていた。こうしたなか、3 月 26 日に、EFCA の 1972 年度の監査が終了し、監査人であるセイドマン&セイドマン会計事務所の代表者が EFCA 経営陣と最終調整を行なった際に、経営陣は、この噂が真実のものであるかと

うかを確かめるためにセイドマン会計事務所に EFLIC に対する集中的な監査を行なうように指示した⁷⁾。それでもなお、証券取引所での状況はより一層悪化していた。27 日になると、さらに売り注文が殺到したため、12 時 45 分に、ニューヨーク証券取引所はエクイティ・ファンディング社株式の全取引を停止する措置を採った⁸⁾。さらに、翌 28 日、コンピューター上の証拠資料の消去が組織的になされているとの内報を受け、SEC は、エクイティ・ファンディング社のすべての証券の国内登録証券取引所での取引を停止する命令を発し、さらに、首謀者と目される EFCA 社長のゴールドバルム、EFLIC 社長で FECA 副社長のレヴィン、EFCA 副社長兼コントローラーのロウエルを含めた 5 人の経営陣に対し、SEC ロサンゼルス支局に出頭し、証言を行なうこと、また、架空の保険契約は存在しない旨の宣誓供述書に署名することを要請した⁹⁾。

しかしながら、ゴールドバルムらは SEC の求めに応じることはなかった。彼らが自発的に出頭しない場合、SEC は召喚令状を発して強制的に証言を求めることになるが、そうなれば、合衆国憲法修正第 5 条を持ち出して証言を拒否する構えであった。ただ、その場合には SEC は会社更正手続を求めてくるであろうとも想定されていた。その間、架空の保険契約の確固たる証拠を発見したとする EFLIC 元従業員のグループと、セイドマン&セイドマン会計事務所の代表を同席させた会合が設けられた。元従業員グループは、監査人であるセイドマン会計事務所に対して、架空の保険契約の証拠だけでなく、メープル・ドライブで行なわれた隠蔽工作についても暴露した¹⁰⁾。

こうした元従業員グループが独自に調査した結果を入手したカリフォルニア州保険監督局の事務官は、セイドマン会計事務所と共だって、SEC ロサンゼルス支局に出向き、情報共有を行なった。そして、これ以上の証拠記録の破壊と首謀者たちの逃亡を防ぐための手立てをカリフォルニア州法務局と協議した。とりわけ財産隠匿が懸念されたため、カリフォルニア

州保険法に基づく財産差押手続きに着手することとなった¹¹⁾。この間、ある社外取締役の強い要請で、セイドマン会計事務所による EFLIC の保険契約者に対する電話でのサンプル調査が実施された。その結果、リストにあった 82 人のうち 35 人に電話が通じたが、そのうち 6 人からしか確認が得られなかった。さらに、4 月 1 日に開かれた緊急の取締役会では、SEC の要求する方向性で、ゴールドバルム、レヴィン、ロウエルら経営陣の辞任が要求された。彼らは、いかなる状況においても EFCA が破産管理下に置かれることは避けなければならないとして、状況を打開するために相談役などの形で会社内に残留することを主張したが、最終的には、ゴールドバルムは用意された契約書類にその場で署名し、レヴィンとロウエルは辞任を約束した（後日、書類に署名した）¹²⁾。

そして週明けの 4 月 2 日、ウォールストリートジャーナル紙の一面に、エクイティ・ファンディング社における不正を報じる記事が掲載され、ついに不正は一般公衆の知るところとなった¹³⁾。さらにこの日の午後に再招集された取締役会では、SEC が EFCA を連邦証券法規の違反で連邦裁判所に提訴する件について議論された。ここで取締役会は、EFCA にこれ以降不正な行為を行なわせないための終局的差止命令に同意するかどうかを決定しなければならなかった。議論の末、役員たちは最終的にこの同意判決案を受け入れ、また、SEC と連邦地区裁判所が適当とみなせば、連邦破産法第 X 章の適用を受けることを正式に決定した。その後、シティバンクを中心とした取引四銀行は、強制的に、特定融資契約の下での EFCA の借入債務に対して預金残高 1,250 万ドルのうち 800 万ドルを差し押さえた。こうした相殺が行なわれたことを受けて、正式に連邦破産法第 X 章の適用を申請し、会社再生を図ることとなった¹⁴⁾。第 X 章の適用は 4 月 5 日に申し立てられ、承認された。

(2) 不正のスキーム ― ファンディング不正 ―

EFCA の最も重要な事業は“エクイティ・ファンディング・プログラム”とよばれるミューチュアル・ファンド（オープン投資信託）持分と生命保険の組み合わせ販売であった。エクイティ・ファンディング・プログラムは、ミューチュアル・ファンド持分からの収入とその増価が借り入れの利子コストを上回り、少なくとも保険料相当部分の支払いに充てるに十分なものであることを期待して、ミューチュアル・ファンド持分に基づいて借り入れを行ない、生命保険を購入するというコンセプトのものであった¹⁵⁾。

このプログラムの下で、参加者はキャッシュを払ってミューチュアル・ファンド持分を取得する。一方、EFCA は参加者の生命保険の初年度の保険料を代わりに支払うが、このとき、EFCA は、参加者への貸付金としてこの支払いを記録し、貸付金を保証するための担保としてミューチュアル・ファンド持分を保有する。ミューチュアル・ファンドへの投資持分（エクイティ）が保険証券の購入を賄う（ファンド化する）ために用いられることから、プログラムはエクイティ・ファンディング・プログラム、その貸付金はファンド貸付金（funded loan）と呼ばれる。さらに、毎年、保険契約の更新手数料とファンド貸付金の利息の支払期日が到来したら、参加者は、増額された貸付金を保証するのに十分な金額だけミューチュアル・ファンド持分を追加購入する。常に、参加者は、借り入れと担保の間の定められた比率を維持することが要求される¹⁶⁾。

ミューチュアル・ファンド持分は、エクイティ・ファンディング証券公社（Equity Funding Securities Corporation；EFSC）を通じて販売され、保険は、エクイティ・ファンディング・カリフォルニア社（Equity Funding Corporation of California；EFC-Cal）によって売り出された。さらに1967年以降、保険は、エクイティ・ファンディング生命保険会社

(EFLIC) によって発行された。

もともと、EFCA の実際の収入の大半は、エクイティ・ファンディング・プログラムの販売で得られた手数料から来ていた。最初に虚偽の記帳を行なったとみられる 1964 年から破綻した 1973 年まで毎年、ファンディング・プログラムの販売に関連して獲得した手数料収入の金額は、財務諸表において、過大表示されていた。同期間に、この手法により計上された虚偽の収入の額だけで、8,500 万ドルを超えていた¹⁷⁾。虚偽の収入の大部分は、ファンディング事業と関連して帳簿記録されていたため、そうした側面での EFCA による不正はファンディング不正 (funding fraud) として特徴づけられる¹⁸⁾。

持株会社である EFCA は、完全子会社の EFSC と EFC-Cal を通じてファンディング・プログラムの販売から手数料収入を得ていた。ミューチュアル・ファンドについては、EFSC は発行価額の 7% の仲介手数料を受け取り、その 50% は各販売代理業者に渡された。保険に関しては、EFC-Cal はほとんどの場合初年度保険料の 100%、2 年目以降の更新保険料の 10% の手数料を受け取っていた。受け取った総手数料 (gross commissions) から、EFC-Cal は各販売代理業者に、通常、初年度保険料の 50%、更新手数料の 5% の手数料を支払っていた。また、ファンディング・プログラム参加者が保険料を支払うために供与された貸付金として計上されたファンド貸付金に対する利息収入と、この貸付金を資金調達するため EFCA によってなされた借入金に対する利息支出は、EFC-Cal の帳簿に記帳された。同時に、EFCA もこのプログラムに関わり自らが行なった借り入れに対する利息費用を計上した¹⁹⁾。

ファンディング不正は、おおむね 1967 年までは、EFCA の稼得利益をゴールドパルムら首謀者の要求する水準まで水増しするのに十分なものであった²⁰⁾。しかしながら、ファンディング・プログラムを運営し、また、それを帳簿へ記録する際の方法が原因で、ファンディング不正を通じて生

み出される虚偽の収入は、顧客（参加者）が借り入れたとされ、かつ、会社に対する最終的返済がされる金額をあらわすものとしてのファンド貸付金の肥大化をもたらしていた。そのうえ、ファンディング不正は、エクイティ・ファンディング社を実際よりも収益性があるようにみせ、実際よりも多くの資産を保有しているようにみせるものではあったが、会社にキャッシュをまったくもたらすものではなかった。とりわけ営業損失を継続して計上するようになっていたため、次第に、エクイティ・ファンディング社のキャッシュへのニーズは深刻なものになっていく²¹⁾。

1968 年ごろから、こうした慢性的なキャッシュのニーズに応えるために、ファンド関連勘定の過大表示と手数料収入の水増しという単純な方策を超えて、不正は拡大するようになった。そこでまず採用された方策は、フリー・クレジット（クレジットはファンド貸付金に対する“減額”の意味）とよばれるものであった²²⁾。この方策は、帳簿上に負債として借り入れた金額を記録することなくファンドの借り入れを行なうもので、借り入れたファンドを、あたかもプログラム参加者がキャッシュ支払いによって貸付金を返済してしまったかのように、ファンド貸付金を減額するのに充てるというものであった。

さらに、1968 年以降の不正の拡大は、フリー・クレジットのみならず、多種多様な不正と関連していた。例えば、EFCA が所有し、資産性があるとされる「トレイル・コミッション（継続手数料）から期待される」将来手数料の、EFCA が実質的に支配している海外のペーパー・カンパニーへの偽装的な販売は、1969 年で、1,720 万ドルの収入の水増しにつながっていた。こうした不正スキームの多くは、1968 年から 1970 年までに同社が関与しているとして偽装した海外取引あるいは海外子会社に何らかの方法で関係していた²³⁾。不正の首謀者は、1968 年から、主に、虚偽の収入を計上し、フリー・クレジットとして用いられた記録されない貸付金によって資金を増加させることによって不正を押し進め、かつ、隠蔽す

るために、海外子会社を取得するようになっていた²⁴⁾。そして1968年以降には、EFCAのキャッシュへのニーズが高まるにつれて、同社はより多くの資金調達を行なうため海外の資金市場に向かうことになった。しかし、これらのスキームのほとんどはEFCAの国内のライン事業とは関連性を持たなかった。1970年に取得された、リヒテンシュタイン法人のグランドソン社(Etablissement Grandson)、パナマ法人のエストゥディオス社(Compania de Estudios y Asuntos, S. A.)は、いずれも、正当な事業活動に従事することなく、不正な会計取引を行なうために利用され、とくにこの2社は、不正を押し進める機会と手段を提供していた²⁵⁾。

しかしながら、最終的には、これらの種々のスキームもゴールドバルムらの要求する金額の虚偽の収入を創出するには不十分なものであることが判明し、こうした要請を満たすものとして、保険局面での不正が現われてくる²⁶⁾。ファンディングの過大表示の結果、企業成長が偽装して記録されたことによって、資金市場で資金調達した企業買収によるエクイティ・ファンディング社の事業拡大が促進されていた。その結果として、エクイティ・ファンディング社は、たんなるマーケティング組織から生命保険に基礎を置く congromaritt へと転換していく。1967年10月、EFCAは、事業を営利保険事業に転換するため、のちにエクイティ・ファンディング生命保険会社(EFLIC)と社名変更されるプレジデンシャル生命保険会社を買収した。EFCAの最も重要な保険子会社であるEFLICの保険事業の主要なものは、再保険、つまり第二保険会社への保険契約の再販売であった。EFLICの再保険事業を通じて、ゴールドバルムらは、EFCAの不正の最も知られた側面、すなわち保険側面での不正を遂行していった²⁷⁾。

1968年に、EFCAは、EFLICが引き受けた保険契約を売り込むことができるようにするために、ペンシルバニア生命保険会社(PLC)との間で交わしていた専属販売契約の特定条項を解除する交渉を行なった²⁸⁾。これを確保するために、EFCAは、3年間にわたってPLCとの共同保険の

大部分を再保険に掛ける約定をつけた。しかしながら、すでに 1968 年初頭の段階で、この PLC との間のコミットメントが通常の事業を通じては達成できないことが明らかになったため、そこで、EFCA の代理業者および従業員に対し、“特別の保険”を提供し、保険契約数を増加させ、その内容を PLC には知らせずに、再保険に掛けるという方策を採った²⁹⁾。この保険は初年度の保険料の一部または全部を免除するものであった。共同保険を掛けられた契約については PLC に初年度の保険料を支払う必要がなく、また手数料費用も負担する必要がないので、EFCA にコストを掛けずに実施可能であった。これにより、PLC の 1968 年の割当契約数を達成することができた。一方で、こうした契約では 2 年目に契約消滅率が高くなることが想定される。したがって、この保険は短期的問題については解決するが、新たな長期的な問題を生じさせる。実際、1969 年末までに、その長期的問題が現われはじめた。予想どおり、初年度に無償で保険契約を結んだ契約者の大半が更新手数料を支払う段になって更新しなかった。こうした高い失効率の結果、PLC は、“特別の保険”の意味に気付くようになり、消滅契約の補填のために、割当保険契約額の上乗せを要求した。

1970 年の夏ごろまでに、EFCA の経営陣にとって同年中に事態は破滅的なものになることが明らかになった。そこで、内部で“Y 事業”とよばれる虚偽の保険が導入されることとなった³⁰⁾。これは、既存の正規の保険保有残高のファイルから契約番号を変更し、保険契約ごとの発行価額と保険料を 1.8 倍に増加させることによって、“新規の”契約を作り出すというものであった。この虚偽の事業の一部に再保険を掛ける場合には、必要なだけ詳細な裏づけデータを用意しなければならなかった。そこで、実在しない被保険者の年齢、性別、契約番号、保険料、補償範囲を示したコンピューター・テープが作成された。テープはすでにコンピューター上にある正規の契約の詳細を簡単に加工したものであった。1971 年 4 月には、虚偽の

保険契約の創出が増加するにつれて、少なくとも2万から5万の正規のデータ・ファイルが必要で、それはもっと組織的に作成されなければならないと判断された。偽のファイルを保管する場所を確保するために、1971年5月にビヴァリーヒルズのメープル・ドライブに事務所を賃借し、以後、そこで保険契約者ファイルの偽造を行なった。

虚偽の保険契約の記録とその再保険化は、さらにペースをあげて1972年になっても続けられた。1970年に再保険に掛けられた保険事業の多くは合法的なものであったが、1971年、さらに1972年には、その割合が低くなり、ほとんどが虚偽のものとなっていた。あわせて、EFCAは、虚偽の保険契約の一部について死亡保険金を請求することによって再保険会社から追加的な収益を得ていた。もともと、契約者のなかで死亡による給付を受ける者がいないのは不自然であるとの理由から、実在しない保険加入者を死亡したことにして保険金の請求を行っていたものである。しかし、EFLIC内部ではこの手法を使って横領が行なわれていたことが判明した³¹⁾。

こうして、いったん保険がEFCAの策略の重要な位置を占めるようになると、不正工作が頓挫するのは時間の問題であった。一方で、実在しない保険契約の再保険は、年ごとに幾何級数的に悪化していくキャッシュ・フローの問題を生じさせた。他方で、そうした保険契約から保険料収益を記録する会計実務は、関係会社間勘定（intercompany accounts）における不均衡を拡大させることになり、それはまた、さらに多くの架空資産を創出させることでしか隠蔽することができなかった。まず第1に、その事業のほとんどを再保険に掛ける会社は、多額の報告利益を計上するためには、より多くの保険を販売しなければならなかった³²⁾。再保険された契約の多くが架空のものであるEFLICの場合、増加した利益を計上するために必要とされる実在しない販売が増加することで、虚偽の契約についても再保険会社へ更新保険料を支払わなければならないために、キャッシュ

の流出を生じさせることになった。こうして、スキームは不可避免的にさらに多くの件数の虚偽の保険契約の創出および再保険を必要とした。こうしてキャッシュ・フロー問題は、加速度的に悪化していった。

第2に、EFC-Cal と EFLIC との間には、正規の保険契約の販売の場合、キャッシュの授受が起こらないが、販売から受け取るべき保険料を EFLIC の受取勘定として記録するために、EFCA との間の関連会社間勘定に EFLIC の帳簿上記帳がなされる³³⁾。EFLIC との間の関連会社間勘定が EFLIC への適当額のキャッシュの移動によって調整され、締め切られる時点である年度末になってはじめて、EFCA の帳簿上に記帳される。偽装された保険取引の場合、この会計手続は、虚偽の契約を販売したと最初に記録した年度には問題をとくに生じさせないが、2 年目以降は、正常な方法では年度末に調整することのできない関係会社間勘定上の不均衡が生じてしまう。1971 年末の段階で、こうした不均衡（残高差額）は約 1,600 万ドルとなった。EFLIC の帳簿上にあるこの不均衡残高を解消するために、さらに、EFCA が債券の発行による収入から EFLIC へキャッシュで 1,600 万ドルを振り替えるという偽装工作が行なわれた。しかしながら、不均衡はその後も増大し、相当額の関係会社間勘定における不均衡が隠蔽されていた³⁴⁾。

3. エクイティ・ファンディング社の監査をめぐる議論

(1) トゥッシュ・ロス会計事務所による“監査”

不正発覚の当初から、SEC は、監査人をセイドマン＆セイドマン会計事務所から別の会計事務所に交代することを求めていた。トゥッシュ・ロス会計事務所（Touche Ross & Co.）とプライス・ウォーター・ハウス会計事務所（Price Waterhouse & Co.）が選択肢として挙がったが、最終的に、トゥッシュ・ロス会計事務所が選ばれることとなった³⁵⁾。1973 年 4

月2日、トゥッシュ・ロス会計事務所はこれを引き受け、トゥッシュ・ロス会計事務所は、いったん連邦判事によって裁判所による財産管理上の監査人として任命された。その後、連邦破産法の適用を受け、同法第X章の下での会社再生が行なわれることになり、同会計事務所はふたたび監査人に任命された。裁判所命令では、破産申請を行なった4月5日時点のEFCAの貸借対照表について調査し、また、管財人が必要とするその他のサービスを提供する責任を負うものとされていた³⁶⁾。

事実上の“不正摘発監査”の依頼を受けたトゥッシュ・ロス会計事務所は、事務所内で保険業の監査を得意としていたグロスマン（Noman Grosman）を関与パートナーとしたチームを編成して対応した。グロスマンの率いる監査チームは、この時、ふたつの、おそろくは分離された、任務を認識していた。「ひとつは、〔カリフォルニア州・イリノイ州保険監督局、SEC、連邦捜査局、合衆国郵便公社などによる捜査が〕EFCAの現在の財務状態がどのような状態であるかを確定する手助けをすることであり、いまひとつは、〔そこにおける〕不正調査（fraud investigation）を手助けすることであった」³⁷⁾。

こうした特殊な任務を遂行するにあたっては、通常の監査では想定されない実務上の問題に直面せざるをえなかった。グロスマン自身、その問題点について以下のように振り返っている。

……〔EFCAでは〕違法行為が蔓延していたため、われわれは会社に残っている人物のだれが不正に関与していないのか、すなわち、だれ〔からの情報〕を信用してよいのか、即座に判断することができなかった。……また、明らかに、記録は非常に粗雑な状態にあり、その多くは完全なものではなかった。われわれは、とくにコンピューター・ファイルなどの記録が、不正を隠蔽するために過去にすでに破棄されてしまっているのかどうか、あるいは、改ざんされてしまっているの

かどうか、確証を持てなかった。……上級の財務担当者や経営執行責任者たちはすでに会社を離れており、具体的な取引に関して話を聞く相手がだれもいなかった。……ほとんど情報を得ることのできない多くの通例でない〔ファンド貸付金のような〕受取債権が帳簿には存在していた。……とくにコンピューター部門の従業員への信頼性が深刻な問題となった。別の不正領域においても、われわれは、勘定残高を再構成することはできたが、われわれが構成した情報を裏づける相手がなかった。

……最も重大な問題と思われるものは、われわれの手元にあるのが完全な記録であるのかという不確実性に関連するものである。……われわれは、この領域で広範な不正が存在していることはあらかじめ分かっていたが、それがどれくらいの規模であるのかは分からなかった。……もうひとつの大きな問題は膨大な数の多額の通例ではない受取債権に関連している。……これらの受取債権について話を聞く相手がいないために、その債権の内容、その回収可能性を見極めるにはかなりの労力が必要であった。……〔文書が偽造されている〕度合いが分からなかったので、外部源泉からの証拠によって内部の文書の広範な検証を実施しなければならず、……〔試査ではなく〕最終的に、ほぼ 100 パーセントの検証を実施せざるをえなかった。……³⁸⁾

さらに、通常の監査業務とここでの業務との本質的な違いを次のように説明している。

通常の監査では、比較的限られた数の勘定残高および取引を実証する。確認状の回答が得られないという問題は、無視すべきではないが、重要な問題ではない。しかし、エクイティ・ファンディング社の状況では、通例の監査では存在しない領域で問題が生じている。例えば、

通例の監査では勘定残高を確定するために外部者からの情報を入手する必要はない。〔しかし〕……エクイティ・ファンディング社の場合には、勘定残高を再構成するために必要とされる基礎的情報を外部者に求めなければならなかった。……³⁹⁾

通常の監査では、最終的に集計された勘定残高を取り扱う。不確実性は、もしあっても、限定され、明確に規定される。しかし、エクイティ・ファンディング社の場合には、そのように集計にいたるまで待っていたら、われわれの報告書自体が発行できなかったであろう⁴⁰⁾。

最終的に、トゥッシュ・ロス会計事務所は、1974年の2月初旬にEFCAの財務状態を確定するための監査業務を終了し、その報告書を、管財人を通じて、裁判所に提出した。ここでの監査の結果は、1974年2月22日づけの『管財人報告書』に転載された⁴¹⁾。これによって、エクイティ・ファンディング社の現実の財務状態とそこで行なわれた不正の規模がある程度客観的に明らかにされることとなった。さらにまた、トゥッシュ・ロス会計事務所は、1974年10月31日づけの『管財人報告書』の作成にも参画し、そこで多くの基礎的財務情報を提供した。このように、トゥッシュ・ロス会計事務所の監査チームは、再建会社としてのEFCAの会計的な基盤を確立し、また、会社再生の過程で必要とされる財務情報を提供するなど、会社更生手続を円滑に進めるうえで、大きな役割を果たすこととなった⁴²⁾。

(2) 『管財人報告書』における監査人への批判的検討

『管財人報告書』は、エクイティ・ファンディング社の不正について、「不正がこれほどまで長期にわたって露見することがなかったのは、首謀者の大胆さと幸運によるものであり、さらに重要なことには、同社の監査

人たちが果たすべき義務をまったくもって正当に完遂していなかったことによるものである」⁴³⁾と結論づけ、監査人が不正を摘発できなかったことを強く批判した。

1961年から1970年まで、持株会社であるEFCAと、EFLICを除いた子会社のほとんどを監査していたのは、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所（Wolfson, Weiner & Company）であった⁴⁴⁾。『管財人報告書』は、その監査業務に従事していた会計士の何人かが、この不正に気づくか、疑念を抱くか、しており、不正の隠蔽に加担していたことを示す確証があるとしている。

まず、『管財人報告書』は、「エクイティ・ファンディング社の帳簿記録は不正のなされた全期間にわたり散乱した状態にあり、また、ファンディング事業に関わるものも含め、多くの領域で、適切な内部統制が整備されていなかったことは、相当程度、明らかであった。……監査人が、経営者に、年次の監査証明の基礎条件として、整然とした記録を保全し、適切な内部統制を整備することを要求することにより、監査人としての仕事を行なっていれば、同社がファンドによる不正を軌道に乗せることはおよそ不可能であったであろう」⁴⁵⁾と、内部統制が整備されていないなかで監査業務を続けたことを批判した。

『管財人報告書』がこれと同じくらい重要な問題として挙げたのが、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所が、いくつもの点で、一般に認められた監査基準に準拠して監査を実施していなかったことであった⁴⁶⁾。顕著な例として、『報告書』は、1964年にはじめて行なわれた虚偽の手数料の記帳⁴⁷⁾の取り扱い、1968年の監査の際に浮上したファンド貸付金の問題⁴⁸⁾の取り扱い、1969年のトレイル・コミッション正味額の処理⁴⁹⁾、1972年度末のファンド貸付金に対する明らかに不適切な裏づけ⁵⁰⁾、を挙げている。管財人によれば、それぞれの場面で、詳細が裏づけられることなく、容認できない説明が鵜呑みにされて、相当額の収益が帳簿記入されるか、ある

いは、適正なものとして受け入れられていた。EFCA の会計記録を合理的に試査し、その状況において必要とされるほかの監査手続を用いれば、多くの不適切な帳簿記入の不適切さを明らかにし、それによって不正を発見することができたはずであった⁵¹⁾。

1972 年 2 月にセイドマン & セイドマン会計事務所がウォルフソン・ウィーナー会計事務所ロサンゼルス支局の業務を統合したあと、EFCA とその子会社のほとんどの 1971 年度と 1972 年度の監査は、セイドマン会計事務所によって実施されることとなった。しかしながら、実際には、変わったのは事務所名だけであった。業務統合のあと、それまでと同一のスタッフが監査業務を引き続き行っており、セイドマン会計事務所からは監査業務に対するレビュー担当者は出されていなかった。したがって、エクイティ・ファンディング社の財務諸表にセイドマン会計事務所の監査証明の署名がなされていても、実際に行なわれている監査手続に重要な変更がなされたわけではなかった。それゆえ、1971 年度と 1972 年度のエクイティ・ファンディング社の監査もまた、プロフェッショナルとしての能力を発揮せずに (incompetently) 実施されたのは驚くべきことではないと『報告書』は指摘している⁵²⁾。

とりわけ 1972 年度のセイドマン会計事務所による監査には欠陥が認められる。なぜなら、単一の会計事務所がファンディング事業のすべての基本的活動（プログラムの販売、資金調達、ミューチュアル・ファンド持分の購入、保険の発行）を総合的に監査できたのは、結果的に、このときだけであったからである。EFCA-Cal, EFSC, EFLIC の 3 社に跨がるファンディング不正に関わるさまざまな会計処理はそれぞれが統合されておらず、ばらばらであった。相互に首尾一貫した文書の裏づけを作成するよう企てられていなかったため、単体としての偽装取引は、関与している個々の会社の帳簿記録を通じては追跡を行なうことができなかった。例えば、EFLIC の帳簿では、親子会社間勘定で EFC-Cal への貸付金とし

て架空の保険料収入が記録される仕訳帳記入がなされた。しかし、EFC-Cal の帳簿では、EFLIC に対して支払うべき保険料を示すような対応する記入はなされていない。1971 年まで、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所は EFC-Cal と EFSC の帳簿を、また、ハスキンス&セルズ会計事務所は EFLIC の帳簿を、監査していた。1972 年にセイドマン会計事務所が EFLIC を監査するようになったとき、つまり、3 社すべてを監査することになったとき、3 社の帳簿記録間の明白な不一致により、ファンディング不正は、ほとんど自明の状態であったはずである⁵³⁾。

『管財人報告書』はさらに、EFLIC の監査人であったハスキンス&セルズ会計事務所 (Haskins & Sells) の実施した監査についても批判している。1968 年から 1971 年まで、EFLIC はハスキンス&セルズ会計事務所によって監査されていた。エクイティ・ファンディング社の管財人の立場から見て、ハスキンス&セルズ会計事務所もまた、エクイティ・ファンディング社において不正が継続したことに関して相応の責任を負担しなければならないと指摘された⁵⁴⁾。

ハスキンス&セルズ会計事務所は、EFLIC のデータ処理システムを通して情報が創出される処理手順を適切にチェックしていなかった⁵⁵⁾。ハスキンス&セルズ会計事務所は、EFLIC の事業活動について情報を得るにあたって、プリント・アウトその他のコンピューターによって創出された内部データに過度に依拠していた。内部データにそれだけ依存していたにもかかわらず、コンピューターの設定に対する EFLIC の内部統制を吟味することを怠っていた。管財人の判断では、ハスキンス&セルズ会計事務所の監査における最も根本的な欠陥は、同事務所が EFLIC の内部源泉からの情報のみに依拠し、提携する会社の帳簿記録あるいは独立第三者などの外部源泉から情報を得て検証を行なうことをしなかったことであった⁵⁶⁾。通常、保険会社を監査する会計士は、保険料、保険保有高、手数料に関する報告データと相関する会社の第一次の原始記録を入手し、首尾一貫性な

どを確認するものであるが、ハスキンス&セルズ会計事務所は、保険料と手数料の記録は別の会社である EFC-Cal が保有していたため、そうした記録を入手することがなかった。管財人の判断では、ハスキンス&セルズ会計事務所は保険料や手数料の状況を示す EFC-Cal の記録を調査するべきであった。そうしていたならば、不正の発見を促したと思われる明白な矛盾点を見つけていたであろうと判断された。

ハスキンス&セルズ会計事務所はまた、直接、保険契約者にあたって、保険保有高を確認することを怠った⁵⁷⁾。とくに EFLIC のようにその保険事業の大部分について再保険を掛けている場合には、被再保険会社側は再保険事業から収益を得ることになるので、再保険を掛けたときには保有保険の額を過大表示するインセンティブが働く。そのため、ハスキンス&セルズ会計事務所は EFLIC が保有高であると主張している保険の額をしっかり確認するべきであった。監査人によって EFLIC の主要な収益および費用項目である保険料や手数料に対する第一次の原始証書類の調査がなされていないなかでは、この保険額の確認が極めて大切であった。

(3) 会計プロフェッションの対応

SEC は、証券規制当局として、ファンディング不正発覚の当初から不正の全容解明のための捜査を行っていた。また、連邦破産法が適用されて以降は、同法の下での会社再生手続の進行を監督、管理していた。そうしたなか、不正発覚からおよそ 1 カ月経った 1973 年 4 月 30 日に、SEC 委員長クック (G. Bradford Cook) は、州保険監督委員会、保険数理士、生命保険会社、そして AICPA の代表者をワシントンに召集し、エクイティ・ファンディング社において何が問題を引き起こしたのかにつき議論した。AICPA からは、監査基準部・監査基準常務委員会の委員長であったヒックス (Ernest Hicks) と、理事会代表のオルソン (Wallace E. Olson) が、出席した。SEC の高官たちは、その席で、AICPA の代表に対し、不

正な取引を摘発するための監査人の責任を再検討するよう、強く促した。ある SEC 委員は、エクイティ・ファンディング社で起きたような巨額の不正（massive fraud）を明らかにすることを期待できないのであれば、独立監査はもはやほとんど価値がないと述べたという⁵⁸⁾。また、ある SEC 委員は、監査人とは“不正が実を結んでしまう前にそれを摘み取る（nip fraud before it blossoms）”がごとき戦略的な立場にいるものであるとして、不正の兆候を指し示す“レッド・フラッグ”に注意を払わなかった監査人を批判した⁵⁹⁾。しかし同時に、委員長のカックは、この不正への対策が、生命保険事業を営むコストを増大させることになる「監査基準、保険事業の実務および規制に対する急場の修正」⁶⁰⁾とならないように注意を払うようにと強調したともいわれる。

この日、AICPA の代表は、エクイティ・ファンディング社の問題に対する検討をすみやかに行なうことを約束した⁶¹⁾。これに応じる形で、理事会は、1973 年 5 月 5 日、「エクイティ・ファンディング事件に照らして、財務諸表監査（examination of financial statements）において現在適切かつ十分であるとみなされている監査基準に変更を加えるべきかどうかについて検討する」特別委員会を設置することを決議した。そして、AICPA 会長のルロイ・レイトン（LeRoy Layton）は、この特別委員会の委員長に元会長のマーヴィン・ストーン（Marvin Stone）を任命することとした。

この特別委員会を設置する理事会の決議では、「……委員会の設置は、職業倫理綱領の規則への違反の可能性を取り扱う会計士協会の通例の手続からの逸脱を含むものとして理解されるべきではない」とされており、したがって、ストーン委員会ははじめから、事件に関与した会計士ないし会計士事務所の犯した過誤ないしはその法的責任について評価・判定することを意図してはいなかった。同委員会の任務は、あくまでも、エクイティ・ファンディング社の問題が“一般に認められた監査基準（generally

accepted auditing standards)” に対して変更を要求するものであるかどうかを検討することであった。

ストーン委員会は、一般に認められた監査基準として識別されていた 10 の監査基準⁶²⁾ だけでなく、それらの監査基準を達成する手段として位置づけられている監査手続についてもより特定のな評価を行なうという前提に立って、その状況において通例適用されたであろう監査手続に焦点を当てており、また一方で、不正摘発に関する監査人の一般的な責任についても考慮している。

ただ、いずれにしても、ストーン委員会は、監査を担当した会計事務所の個別の監査手続の是非については直接言及することは意図していないため、この不正に関連した財務諸表を再監査することはなかったし、エクイティ・ファンディング社を監査した会計事務所の監査調書を取り寄せて調査することもなかった。代わりに、基礎的な事実認定に関しては、トゥッシュ・ロス会計事務所のグロスマンらの破産裁判所に任命された監査人から、あるいは、公表された『管財人報告書』から、この不正の本質について広範な情報を収集するにとどまった。

(4) ストーン委員会報告書

ストーン委員会は、その報告書⁶³⁾ において、「エクイティ・ファンディング事件に照らして、財務諸表監査において現在適切かつ十分であるとみなされている監査基準に変更を加えるべきか」について、「保険保有契約高 (insurance in force) の確認に関する監査手続と関連当事者間取引の監査を除いては、一般に認められた監査基準は適当であり、また、監査人が一般に用いている監査手続に変更を加える必要性は存在していない」⁶⁴⁾ との結論を示した。

同委員会は、「通例の監査手続が適切に適用されていれば、それらによってエクイティ・ファンディング社での不正の存在が摘発される合理的な保

証が提供されたであろう」⁶⁵⁾と力説している。そして、「明らかに、エクイティ・ファンディング社の内部統制は会計記録の信頼性に不安を抱かせるほど弱いものであった」⁶⁶⁾ため、一般に、こうした状況では、「内部統制が弱いことを根拠に、通例の監査手続が拡張され、それによって不正摘発の可能性を高めることができた」⁶⁷⁾と指摘している。

さらに、報告書では、「エクイティ・ファンディング社で不正な帳簿記録がなされたいくつかの勘定項目の正当性を検証するにあたって、その状況で通例では適用されたであろうと委員会が考える監査手続」が具体的に提示されている⁶⁸⁾。そこで挙げられた項目は、①架空のファンド貸付金、②架空の手数料収益および手数料費用、③架空の生命保険契約、④その他の架空の受取債権および故意に過大評価された資産、⑤架空の証券取引、であった。例えば、本件で最も重要な資産項目とされ、そして、実際に、最も早くから過大計上がなされていたファンド貸付金への監査手続について、以下のように解説している。

当委員会は、以下に挙げる通例の監査手続を合わせて用いれば、架空のファンド貸付金が発見される合理的な保証を提供できる、と確信している。

- ・ 監査人の統制下で、借り手〔保険契約者〕の名称、完全な勘定番号および残高を示したファンド貸付金勘定の試算表残高を作成する
- ・ 試算表残高と総勘定元帳上の統制勘定残高を対照調整し、調整項目の妥当性を確かめる
- ・ ファンド貸付金勘定への増減記帳を試査によって査閲し、当該変動を裏づける文書を調査する
- ・ 試査により、借入残高、担保化されている額に関する借り手からの確認を要求する
- ・ 試査により、個々の借り手が担保に付しているミューチュアル・ファ

ンド持分の確認を、証券保管業者に要求し、あるいは、それを調べる

そのうえで、「〔EFCA の〕監査人は、手作業で、あるいは、コンピューター・プログラムを利用して、ファンド貸付金の試算表残高やその確認に関連するこれら上記の監査手続を実施することが可能であった」⁶⁹⁾と指摘している。

報告書では、同様の表現方法で、架空の手数料収益および手数料費用、架空の生命保険契約、架空の証券取引、その他の架空の受取債権および故意に過大評価された資産についても、「その状況で通例では適用されていたであろうと委員会が考える監査手続」が提示されている⁷⁰⁾。

このように、報告書では、しかるべき監査手続をこのように適切に実施していれば、エクイティ・ファンディング社の監査の場合も不正を発見することが十分に可能であったとされている。

さらに、報告書は、不正に対する監査人の責任全般についても大幅に紙面を割いて説明している。委員会は、「エクイティ・ファンディング社において広範に行なわれた不正は、監査人の不正摘発の責任と、その責任に対する会計プロフェッションと公衆の理解とについて根本的な概念上および実務上の問題を生じさせた」⁷¹⁾との認識を示し、主として公衆の誤解あるいは無理解を正すという観点から、従来からの会計プロフェッションの不正摘発への考え方を詳説している。これは、ストーン委員会が「不正の摘発に関連する基準は、公衆の誤解を避けるために、より積極的な表現で書き直されるべきである」⁷²⁾と考えたためであるという。

報告書によれば、個々の監査基準を達成するために数多く用意されている通例の監査手続は、不正摘発を特定の目的としているわけではないが、帳簿記録の信頼性を試査によって調査するように定められており、不正が存在する可能性に関して疑念を生じさせることもある。監査人は、会計記

録や財務諸表に影響を及ぼす経営者の誠実性の欠如があるとの疑いを持ったならば、試査手続の種類、範囲、時期を修正して、その疑念を裏づけるのか、斥けるのか判断しなければならない。

報告書は、「監査人による無限定適正意見は財務諸表には重要な不正が存在しないという一定の保証を提供しているが、……その意見が、不正が存在しないことに関して合理的に期待できるよりも高水準の保証を提供していると誤って理解されているおそれがある」⁷³⁾として、そうした理解の前提となるものとして、監査における本質的制約について詳述している。そのうえで、「監査人は、すべての監査において、不正の可能性を認識していると期待される。しかし、監査人には、疑念の根拠がないかぎり、なされた陳述の真実性や調べている文書の真正性を受け入れざるをえない場面がある」⁷⁴⁾としている。さらに、「監査基準は、いつも例外なく、そこでの監査意見がエクイティ・ファンディング社の場合のような“巨額の(massive)”不正が存在しないとの合理的な保証を意味する」⁷⁵⁾とする公衆の見解は「適切とは考えられない」⁷⁶⁾と一蹴している。共謀が巧みに行なわれれば、「たとえ巨額の不正であったとしても、一般に認められた監査基準に準拠して行なわれた監査によっても発見されずにいる可能性がありうる」⁷⁷⁾というのが委員会の見解であり、そして、会計プロフェッションの見解であった。

ストーン委員会は、ある意味で、与えられた任務に忠実に、エクイティ・ファンディング社の監査人の過誤に対する判断をしなかったが、一方で、監査基準は適切であったと断定することで、エクイティ・ファンディング社の監査人が従事した行為を問題にしないわけにはいかなかった⁷⁸⁾。一般に認められた監査基準が誤っていなかったとして、そして、不正が非常に広範なものであったならば、そのときは、その責めは監査人が負わねばならないからである⁷⁹⁾。こうしたジレンマが、委員会の業務を困難で、議論のあるものにした。とくに委員会がその報告書をまとめようとしていた

のはまさにウォルフソン・ウィーナー会計事務所の監査人の公判が始まろうとしていた時期であった。最終的に、2人の委員が、訴訟当事者である3人の監査人の権利が不当に侵害されるおそれがあるとして、進行している訴訟が結審するまで、報告書の公表には同意しなかった。また、訴訟の過程で委員会の結論を左右するほどの追加的な情報が明らかになるかもしれないという懸念もあった。

報告書公表に対する理事会の最終的な承認は、監査基準書等の公式な発行文書との整合性についての監査基準常務委員会による検証を受けることを条件に、1975年2月27日に与えられた。これは、関与したふたつの会計事務所、すなわち、セイドマン&セイドマン会計事務所とハスキンス&セルズ会計事務所の代表が理事会へ出頭し、意見陳述を行なって、さらに、委員会の多数派が報告書の即時の公表こそが公衆と会計プロフェッション双方の最大の利益になるという意見であるとのストーン委員長長の報告がなされたあとでの決定であった。ただ、監査基準常務委員会の検証は1975年月中旬まで完了せず、さらにまた、6月後半になって、エクイティ・ファンディング社の監査人であったふたつの会計事務所の代表パートナーが報告書の公表に再度反対した。両事務所は、プロフェッションの協会がそのメンバーの利益を損なう行為をなすべきではないと主張してきた。しかし、理事会は、個々の会計事務所の利益がプロフェッション全体のより大きな利益の実現を阻むものであってはならないと結論し、報告書は最終的に公表された⁸⁰⁾。

のちにコーエン委員会の委員長代理を務めることになるニューヨーク大学のセイドラー教授らは、ストーン委員会報告書がまったく取り扱わなかった論点として、以下のように問題提起していた。

小規模な、実態をよく把握していない業務（small, less known practice）を〔統合により〕手に入れた“ビッグ・ネーム”の会計事

務所の、公衆に対する責務はいかなるものであろうか。エクイティ・ファンディング事件におけるセイドマン&セイドマン会計事務所の場合に当てはまっていたと思われるように、新たに取得した会計事務所の取得前と変わらぬ能力と人員に依拠して、簡単に自らの承認を与えることができるものであろうか。あるいは、取得された業務活動を新たに統合し体系化する責務があるものなのか⁸¹⁾。

また、セイドラー教授らは、EFCA の重要な保険子会社であった EFLIC の監査を行っていたハスキング&セルズ会計事務所に対する報告書の取り扱いについても不満を述べている。

ストーン委員会は、……ハスキング&セルズ会計事務所が不正を発見することは困難であったと指摘している。しかしながら、もしハスキング&セルズ会計事務所が EFLIC と EFC-Cal の両社を監査していたら、不正は発見することができたであろうことは明らかである⁸²⁾。

セイドラー教授らは、大規模会計事務所が当時直面していた問題、業務統合を行なう際のあり方、あるいは、連結企業集団に対する監査において複数の会計事務所が関与している際のあり方のような問題を AICPA の委員会はまったく議論しなかったことに批判的な視線を向けていた。

いずれにしても、ストーン委員会報告書を含めた、こうした会計プロフェッション側の対応は、SEC、そして公衆を、大きく失望させることになった。

4. エクイティ・ファンディング社の監査人への処分

(1) 3 人の監査人に対する刑事責任の追及

事件発覚後 7 カ月間にわたる関係機関による捜査を受け、1973 年 11 月

1 日、連邦大陪審は、合計 105 の訴因に基づいたインダイトメント（正式起訴状）によって 22 人の関係者の起訴を決定した⁸³⁾。さまざまな隠蔽工作が行なわれていたこともあって、彼らの容疑は、共同謀議、証券詐欺、郵便詐欺、虚偽文書の提出、電子盗聴と多岐にわたった。22 人の被告のうち 19 人がエクイティ・ファンディング社の経営陣および不正に直接関わった同社の従業員であった⁸⁴⁾。

さらに、残りの 3 人が、監査への関与者、具体的には、ジュリアン・ウィーナー (Julian S. H. Weiner)、マーヴィン・リヒティッグ (Marvin A. Lichtig)、ソロモン・ブロック (Solomon Block) であった。ウィーナーは、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所開業当初からのパートナーの一人であった。また、リヒティッグは、不正の当初から 1969 年中旬まで現場の監査業務に責任を持つマネージャーであったが、その後ウォルフソン・ウィーナー会計事務所を退所して EFCA の執行副社長として迎えられた。ブロックは、そのリヒティッグの後任として、1969 年中旬以降、監査業務に携わっていた。EFCA との関わり方には若干の相違があったが、3 人とも旧ウォルフソン・ウィーナー会計事務所のパートナーないし被用者であった。

「エクイティ・ファンディング社の不正を調査した当局者たちは、会社の監査人の助けがなければこれほどまで長期にわたりそのままにされていたはずがないということで意見が一致しており、また、大陪審も同意見であった」⁸⁵⁾とみられており、とくに本件では、証券詐欺の共謀者として監査人の刑事責任が問われたことが画期的であった。セイドラー教授らによれば、「公共会計士 (public accountant：プロフェッショナルとして公共会計士業務に従事している会計士) が数年にもわたる不正についてその存在を知りつつ共謀したという容疑で」⁸⁶⁾立件されたはじめての事案であった。起訴状で、彼ら監査人は、それぞれ、「故意に EFCA に対する不完全かつ不十分な監査を実施し、その結果、監査上いくつかの架空の項目を受

け入れてしまい、何年もの間、EFCA の財務諸表に対して無限定適正意見を公表していた」と申し立てられた。

事実審理に先立って、3 人は 11 月 26 日に無罪の申し立てを行ない、争うこととなった。3 人の監査人に対する事実審理は、カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所において 1975 年 1 月 6 日に始まり、その後 4 カ月以上にわたり継続した。検察側は、冒頭陳述において、それまでの公判で得られていた EFCA 旧経営陣の証言に依拠しながら、監査人は、「一般に認められた会計原則をねじ曲げ、あるいは、破った、また、証拠を収集し、検証を行なうにあたって監査基準に準拠しようとしなかった、さらには、明らかに問題と思われる状況が目の前に現われていたときに無視しようとした、あるいは、被監査会社の経営者たちと実際に協議し〔帳簿を操作して〕問題の項目を開示せずにすませる方法を進んで教示した」⁸⁷⁾などと主張した。さらにまた、検察は、それぞれの監査人が EFCA との密接な関係から相当の個人的利益を得ていたと主張した。検察側証人として、EFCA の財務担当責任者であったエヴァンス、コントローラーで副社長でもあったスルタン、セイドマン&セイドマン会計事務所パートナーのフィンチ、コントローラーで執行副社長であったロウエル、そしてグロスマンが証言した。検察官の主尋問が終了した後に、弁護人は検察側証人に対して反対尋問を実施した。

続いて、弁護側の証人となったのは、シャザン、セイドマン&セイドマン会計事務所パートナーのロバート・スペンサー (Robert Spencer)、元 SEC のベルコビッツ、そして、被告のウィーナー本人であった。公判で、ウィーナーは、不正の存在に気づいていたとの容疑を全面的に否認した⁸⁸⁾。また、エクイティ・ファンディング社から得ていた金銭的報酬は最低限のものに限定されていたと主張した。さらに、自身は監査業務にはまったく関わっておらず、すべて配下のスタッフに任せていたと証言した。加えて、ウィーナーも、また、同じく監査人であったセイドマン&セイドマン会計

事務所のパートナーのスペンサーも、監査スタッフを配置していたゴールドバルムと密約を交わしていたとの疑いを否定した。

被告ウィーナーの弁護人は、最終弁論で、以下のように訴えている。

あなた方〔陪審員〕が何度もこの法廷での証言のなかで聞いたように、あるいは、熟読した種々の文書から、そして、専門家証人から証拠を得たように、監査とは、不正を見つけることを企図されてはおりません。そういったことは監査の目的ではないのです。

そして、焦点は、どんな監査手続が用いられていたにしても、標準的な監査手続が用いられたのか、大騒ぎになることです。

ここで指摘したいのは、これがまったくの後知恵（hindsight）にすぎず、直接の証言に基づくものではないという点です。……この長い公判においてわれわれが実際に会計の専門家として証言を得ることができたのは、たった一人だけ、トゥッシュ・ロス会計事務所のグロスマン氏だけでした。……

……彼（グロスマン）は、エクイティ・ファンディング社の監査を実施するために 200 万ドル以上も支払われているトゥッシュ・ロス会計事務所の人間です。……このことはこの種の監査を実施して、このような不正を発見するためにどれだけのコストが掛かるかを教えてくれるものです。

さらに、この専門家には、不正が存在していることをあらかじめ知っているという優位性がありましたが、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所やセイドマン＆セイドマン会計事務所の監査人はまったくその逆でした。……

そして、それでも、トゥッシュ・ロス会計事務所はこの監査を行なうには実に 15 カ月程度の時間と 70 人の人員が必要でした。同事務所の別の監査では数ヶ月で 7 人程度であるのに、です……⁸⁹⁾。

このように、被告側の弁護人は、検察側の主張はたんなる後知恵にすぎないと反論し、通常行なわれる監査は、種々の制約から、必ずしも不正を摘発しない可能性があるという会計プロフェッションの伝統的な立場を繰り返して強調した。

インダイトメントに記された 105 の訴因のうち、3 人の監査人に関わるものは 22 あったが、6 つの訴因については検察側で取り下げられ、評決は 16 の訴因について下されることとなった。訴因は、大まかに 2 つに分かれ、ひとつが EFCA の利益および資産を不正に過大表示する会計処理に関わる証券詐欺であり、もうひとつが故意に真実でない財務諸表を SEC およびニューヨーク証券取引所等に提出した虚偽報告書の提出であった。5 月 20 日に陪審員による評決が下された。ウィーナーについては、10 の訴因すべてで有罪、リヒティッグについては、13 の訴因すべてで有罪、ブロックについては、9 の訴因のうち 7 の訴因で有罪の評決が下された⁹⁰⁾。また、量刑について、地区裁判所の判事は、それぞれに、2 年の執行猶予、3 カ月の懲役、4 年の保護観察、200 時間の奉仕活動を言い渡した。

判決後、ウィーナーとブロックによる無罪判決および再審理を求める申し立てがなされたが、7 月 14 日に、地区裁判所判事により却下された。続いて、24 日には、リヒティッグも含めた 3 被告によって控訴状が提出された。これを受けて、翌 1978 年 5 月 15 日に、一審の有罪判決を支持する第 9 巡回区控訴裁判所の意見書が提出された。さらにこれを不服とする 3 被告は、26 日に、裁判官全員出席の下であることを提言した再審理を求める請願書を提出した。そして 10 月に、ウィーナーとブロックは、5 月 15 日の第 9 巡回区控訴裁判所の判断を再検討するための移送令状を請願した。しかしながら、11 月に、この上訴を求める請願は連邦最高裁判所で却下され、3 人への判決は確定した⁹¹⁾。

(2) SEC による会計事務所への懲戒検討手続

すでにみたように、エクイティ・ファンディング社の監査人であったウォルフソン・ウィーナー会計事務所（統合時は、ウォルフソン・ウィーナー・ラットフ&ラパン会計事務所）ロサンゼルス支局の業務は、1972年2月に、セイドマン&セイドマン会計事務所によって統合された。セイドマン&セイドマン会計事務所は、このころ、全国ベースの会計事務所（national accounting firm）へと展開しつつあり、この時点で、全米で10位程度の準大手会計事務所として知られていた。

SEC は、この業務統合に関して、セイドマン会計事務所の行為、および、同会計事務所の関連パートナーその他の被用者の実施した行為とエクイティ・ファンディング社を含む3社の旧ウォルフソン・ウィーナー会計事務所のクライアントに対する財務諸表監査について、実務規則Ⅱ(e)(1)に基づいた行政手続を検討していた。これに関して、セイドマン会計事務所は、和解を申し出、SEC はこれを受諾した。これにより、セイドマン会計事務所は、規則Ⅱ(e)の下での正式な行政手続の提起にともなう権利を放棄するとともに、SEC スタッフによってなされた調査の結果について認否を行なうことなく、その内容を公表することに同意した。こうして公表されたのが、1976年9月に発行された会計連続通牒（Accounting Series Release：ASR）第196号であった。

旧ウォルフソン・ウィーナー会計事務所に属し、エクイティ・ファンディング社の監査を担当したジュリアン・ウィーナーとソロモン・ブロックは、すでに連邦証券法規の違反で有罪の判決を受けていたため、実務規則Ⅱ(e)(2)の条項に基づいて、SEC 管轄実務の特権が自動的に停止されていた。そこで、SEC は、もっぱらセイドマン会計事務所によるウォルフソン・ウィーナー会計事務所ロサンゼルス支局の業務の取得の観点から、旧ウォルフソン・ウィーナー会計事務所によるエクイティ・ファンディング社へ

の監査業務についても調査し、検討した。

そのうち、とくにエクイティ・ファンディング社の監査に関連して、「1972年2月にセイドマン&セイドマン会計事務所がウォルフソン・ウィーナー会計事務所の業務を統合した際、エクイティ・ファンディング社の1971年度の監査業務はほぼ完了していた。1971年度の監査業務を実施した担当者のほとんどすべてが元来ウォルフソン・ウィーナー会計事務所に所属する会計士であったにもかかわらず、セイドマン&セイドマン会計事務所は、独自のレビューを実施していなかった。セイドマン&セイドマン会計事務所は、それまでの監査業務がウォルフソン・ウィーナー会計事務所のパートナーによってレビューされていなかったことを知りながら、まったく不適切にも、ウォルフソン・ウィーナー側の説明を鵜呑みにし、1971年のエクイティ社の監査は適切に実施されていると見なし、1971年のEFCAの財務諸表にセイドマン&セイドマン会計事務所の名称を記載することを認めた」⁹²⁾と指摘している。さらに、SECスタッフの調査では、この業務統合時に行なわれていた1971年度の監査には「多くの深刻な監査上の欠陥」⁹³⁾が認められるとして、具体的に、ファンド貸付金の相手であるプログラム参加者のデータとの照合および確認、1969年のトレイル・コミッションの検証手続、手数料債権の監査手続、あるいは、EFCA子会社の銀行からEFC-Calへの200万ドルの不正振替を隠蔽するために偽装されたユーゴスラヴィア法人アパテックス社のコマーシャル・ペーパーの検証手続を挙げ、これらの場面で、十分な監査手続が実施されなかったと指摘した。

しかしながら強調されていたのはこうした監査業務をセイドマン&セイドマン会計事務所がまったくレビューしていなかった点であった⁹⁴⁾。結論的に、「上述したウォルフソン・ウィーナー会計事務所の監査業務は明らかに欠陥があり、結果として、これを綿密に検討したというのは不適切であるようにみえる。セイドマン&セイドマン会計事務所の行為に関しては、

記録された資産と監査調書との間の比較によって、監査証拠の全体的な不適切性が非常に明白となっている。それでも、セイドマン&セイドマン会計事務所は、エクイティ・ファンディング社の 1971 年度の財務諸表についてのウォルフソン・ウィーナー会計事務所の承認を、同会計事務所の監査調書をまったくレビューすることなしに、自らのものとしてしまった」⁹⁵⁾と指摘している。

このようにして、ASR 第 196 号の全体的な結論は、以下のようにまとめられる。

〔本手続きの提起の原因となった〕問題事項は、セイドマン&セイドマン会計事務所が欺かれた被監査会社の不正な行為と関連しているが、それにもかかわらず、われわれ SEC は、セイドマン&セイドマン会計事務所がプロフェッションの基準 (the standards of the profession) に要求されるやり方でその責任を果たしたとはいえないと結論する。

……スタッフによる調査の結果、われわれは、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所のカリフォルニア州ロサンゼルス支局によって実施された監査実務はプロフェッショナルとしての基準 (professional standards) をはるかに下回るものであり、また、同支局の被用者は、SEC の規則、独立性に関する会計プロフェッションの基準に明白に違反した行為あるいは実務に従事したと判断した。

セイドマン&セイドマン会計事務所は、事務所の統合の前に〔統合相手に対する〕合理的な調査を怠り、ウォルフソン・ウィーナーの支局のスタッフ・メンバーの実務、プロフェッショナルとしての資格を正当にレビューせず、被監査会社からの独立性に関連する要因について適切に調査しなかった。統合後、セイドマン&セイドマン会計事務所は、プロフェッショナルとしてのレビュー実務と、旧ウォルフソン・

ウィーナーの顧客（被監査会社）に関係して独立性を維持することを保証する合理的な手順を取らなかった⁹⁶⁾。

ASR 第 196 号で SEC が問題にしたのは、セイドマン&セイドマン会計事務所のような大規模会計事務所の業務統合のあり方、その前後でのレビューのあり方についてであった。しかしながら、セイドラー教授らは、SEC の批判の矛先が適切な方向に向けられていないことに不満を述べていた。

SEC は、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所を取得するにあたってのセイドマン会計事務所の注意の欠如を手厳しく非難し、旧ウォルフソン・ウィーナー会計事務所の監査人が引き続き EFCA の監査を実施していたことに注目しているが、残念ながら、こうした取り決めは統合にあたってとくに合意されたものであったという何度もなされた批判には言及していない。……⁹⁷⁾

5. コーエン委員会と監査基準の設定

(1) コーエン委員会

AICPA は、エクイティ・ファンディング事件の発覚後に、直ちに、ストーン委員会を組織して、プロフェッションとしての対応をみせたが、なおもまた、エクイティ・ファンディング社における巨額の不正の発覚により会計プロフェッションのイメージは大きく傷つけられたとの認識を持った AICPA 理事会は、1973 年 10 月 12 日に、アトランタでの年次大会に先立って、協会指導者たちを集めた会合を開き、この問題に対処するためになすべき方策について議論を行なった。その会合において、理事会メンバーのイヴァン・ブル（Ivan O. Bull）から、監査人の適切な責任について検討する公共性を持った〔委託〕委員会（public commission）を設置

すべきとの提案がなされ、これが大多数の支持を得るにいたった。オルソンによれば、会合に参加した者たちはみな、公共的な委員会による公平な立場からの報告書が公衆と会計プロフェッションの間に見られる期待ギャップを緩和することを期待していたという⁹⁸⁾。

会合のあと、この提案が具体化され、翌 1974 年 2 月 20 日には、理事会の正式の承認を受けた。理事会は、この指名委員会の委員長は公認会計士以外の者とする事とし、新たに AICPA 会長に就任したサミュエル・デリュー (Samuel A. Derieux) を通じて、委員長候補者への接触を開始した。しかしながら、委員長をはじめとする委員会メンバーの人選は難航し、3 人の実務家の公認会計士、1 人の会計学者、3 人の公認会計士以外の者から構成される委員会メンバーが決定したのは 1974 年 10 月に入ってからであった。最終的に、元 SEC 委員長で、当時ワシントンの法律事務所のパートナーであったマニユエル・F・コーエン (Manuel F. Cohen) が委員長への就任を承諾した。「監査人の責任に関する委員会」と称されるコーエン委員会は、このように、エクイティ・ファンディング事件を契機に高まった公認会計士監査に対する社会的批判や不信を和らげ、業界に対する信頼を回復するために設置された。

コーエン委員会は、1974 年 11 月に活動を開始したが、最初の数ヶ月間を、監査に関連するさまざまな利害関係者にインタビューを行ない、検討すべき論点を明確にするという作業に費やした。また同時に、数名の研究者に委託して、独立監査人が現在果たしている役割に関連する数多くの問題点について、それぞれ、事実に基づいて分析し、報告書をまとめるよう仕向けた。委員会としての検討は、個々の研究プロジェクトの結果を待たなければならなかったこともあって、比較的ゆっくりと進められた。

1977 年 3 月になって、ようやく、中間報告書が公表され、委員会の暫定的な結論が提示された。加えて、この中間報告書に基づき、1977 年 6 月にはワシントンで公聴会が開催された。1977 年 6 月 16 日に委員長のコー

エンが急死して以降は、学者代表の委員会メンバーであったニューヨーク大学のセイドラー教授が委員長代理として委員会での検討の全責任を負うこととなった。とくにセイドラー教授は、コーエン委員会の中間報告書および最終報告書を起草するにあたり、コーエン委員会の研究部門の責任者であったカーマイケル（Douglas R. Carmichael）と密接に協調した。

中間報告書に示された数多くの勧告はまた、会計プロフェッションをはじめとする利害関係のある団体からの対応策を要求していたが、これに応じて、AICPA では、どのような方策を、また誰が、採るべきかを検討する特別委員会が設置された。この特別委員会には、サミュエル・デリューを委員長として、他の 8 人の委員会メンバーにはコーエン委員会の勧告に直接関連する AICPA 各種委員会の代表が配置された。3 月末に開かれた初会合で、デリュー委員会は、コーエン委員会の 6 月の公聴会では AICPA は代表を出して証言を行わず、最終報告書の公表を待つことを決定した。

一方で、デリュー委員会は、コーエン委員会の暫定的結論を 3 つの大きなカテゴリー、つまり、①監査基準常務委員会（Auditing Standards Executive Committee）による検討と実施が必要な勧告、②理事会による判断が必要な政策的問題点、③それ以外の組織、あるいは代替的に理事会による判断と実施が必要な政策的問題点、に分類・整理した。1977 年 7 月に、このうち理事会による判断が必要な政策的問題点についての結論が出されたのを受け、理事会は、7 月 21 日の会合で、デリュー委員会の勧告を検討し、種々の決定を行なった⁹⁹⁾。こうして、AICPA は、コーエン委員会中間報告書での個別の勧告に対応して、また、デリュー委員会の提言に基づいて、さまざまな方策を実施に移した。後述する監査基準常務委員会の構造の研究に関する特別委員会の設置もそのうちのひとつであった。

最終的にコーエン委員会は 1977 年 11 月にその活動を完了し、翌 1978 年 1 月に最終報告書を公表した。同委員会は暫定的結論を大きく変更しな

かったため、AICPA 理事会の対応も最終報告書の公表に合わせてとくに変更されることはなかった。

コーエン委員会の任命は、AICPA にとって重要な意味を持っていた。オルソンは、「AICPA は、コーエン委員会の設置によって信頼性の危機にすでに対応していた。……総合的にみて、さまざまな方策を実施したことは〔プロフェッションとしての〕利益につながっていた。プロフェッションへの極端な批判を弱めることができたし、また、プロフェッション自身が追加的な責任を受け入れるように仕向けることができた」¹⁰⁰⁾と総括している。

(2) 監査基準審議会の創設

コーエン委員会は、監査基準の設定プロセスをひとつの重要な論点として取り上げ、集中的に議論している。とくに監査基準設定主体はどうあるべきかを論ずるなかで、以下のように結論づけている。

……本委員会は、職業会計士（professional accountants）の手から監査基準設定機能を取り上げなければならない事情は今日までなかったと考える。……

監査基準の設定プロセスはそれなりに良好に機能してきたと考えられる。本委員会は監査人を相手取った重要な訴訟事件を検討し、また、それ以外の調査も行なったが、そのいずれの場合においても、監査の失敗の原因が現行の監査基準上の欠陥にあることを指し示す重要な証拠は発見されなかった。失敗の大部分は、監査人が監査基準に違反したことが原因であった。……

現行の監査基準を改善することは可能であろう。この認識に立って、本報告書では多くの改善事項が提案されている。しかしながら、現行の監査基準の設定の仕組みを変えないでも、監査基準の改善は十分に

可能であるように思われる¹⁰¹⁾。

しかしまた、報告書では、AICPA の監査基準常務委員会を組織改革して、監査基準設定プロセスを迅速化し、また、そのプロセスをより客観的なものとするのが提案されていた。具体的には、「監査基準常務委員会で現在活躍している委員に匹敵する技量と経験を持った者が魅力を感じるような高い地位で、現在よりも少数の委員が常勤で AICPA からの俸給のもとに活躍できる組織」¹⁰²⁾ が監査基準常務委員会に取って代わることを勧告していた。

デリュエ委員会は、こうしたコーエン委員会の勧告を適切なものとして受け入れることはできないと報告し、監査基準常務委員会の構造と運営をより穏当に改善する方法として、現在 21 人である監査基準常務委員会の委員の数を 15 人に削減する、8 大会計事務所からの代表を順次交替させる、票決方法を単純過半数に変更する、委員会の活動を促進させるためにスタッフの能力を高める、などの暫定的な結論を示した。さらに、デリュエ委員会は、監査基準常務委員会の再構築を研究する特別委員会を設置すべきことを勧告していた。

この勧告に基づいて、AICPA は、1977 年 6 月に、監査基準常務委員会の構造の研究に関する特別委員会を組織した¹⁰³⁾。この委員会は、理事会の会長／理事長経験者のみから構成されるものとされ、アーサーアンダーセン会計事務所 (Arthur Andersen and Company) の元代表であるオリファント (Walter J. Oliphant) が委員長となった¹⁰⁴⁾。オリファント委員会は、1977 年 8 月 30 日に初会合を開き、その活動を開始した。同委員会は、監査基準の設定に利害を有する幅広い関係者から意見を聴取するために、通例に従い、インタビューを実施し、アンケートを行ない、さらに、1978 年 2 月 2 日および 3 日には、ニューヨークで公聴会を開催した。

その結果、委員会は 1978 年 2 月末までに暫定的な結論に達し、報告書

の草案が作成された。起草にあたっては、デビッド・ソロモンズ（David Solomons）教授の全面協力があつたとされる。そこでは、非常勤の基準設定組織を維持することを勧告するものの、監査基準設定の組織を監査基準審議会（Auditing Standards Board）と改称し協会内部に再編するとした。審議会は必ずしも AICPA 会員とは限らない 15 人の委員で構成され、監査基準の承認には 9 人の賛成票が必要とされた。審議会委員は、少なくともその勤務時間の 50% を審議会の活動に充てることとし、時間に応じた逸失収入の補償を受けるものとした。その支弁は、申し出によるのではなく、機械的になされるものとした。また、審議会の活動をモニターし、あるいは、これに提言を行なうための、さまざまな利害グループを代表する 12 人から 18 人の委員で構成される諮問委員会を設置するものとした。さらに、スタッフを増員し、これに研究部門責任者を含めて、有能な高給の常務部長によって統率されることを要求した¹⁰⁵⁾。

これらの提案は、1978 年 3 月 2 日に、仮報告書という形式で理事会に報告された。理事会が AICPA 評議員会メンバーの意見を聴取したところ、特別委員会の勧告のほとんどに強い支持がみられるが、AICPA 会員以外の者に監査基準設定への関与を認める提案に対しては圧倒的な反対があることが判明した。こうした状況を踏まえて、5 月 6 日、理事会は、①審議会は AICPA 会員のみから構成されなければならない、②諮問委員会は最大 9 人で構成され、また、スタッフの最高責任者は協会の監査担当副会長とする、③審議会の委員の補償金と経費の支弁は、評議員会の現行の経費支弁方針の下でなされ、申し出のみにより行なわれると変更したうえで、特別委員会の報告書を支持した¹⁰⁶⁾。

続いて、評議員会は、5 月 10 日、理事会の提案した変更事項を含んだ特別委員会の勧告を採択するかどうか、検討を行なった。評議員会は諮問委員会の規模を 12 人から 18 人の員数に戻す修正を採択したが、監査基準審議会の規模、票決方法、補償金に関する修正はすべて採択することなく、

特別委員会の勧告は採択されるにいたった。こうした評議員会の措置を受けて、理事会は、監査基準審議会委員への補償金の標準額に対する方針を採択した。これにより、小規模な会計事務所から派遣されている委員が審議会において活動することを促進しようとした¹⁰⁷⁾。そして、オリファント委員会の最終報告書は、AICPA の小冊子の形式で、1978 年 5 月中に公表された。

その後 1978 年 8 月には、新設の監査基準諮問委員会（Auditing Standards Advisory Council）で活動する委員を指名するための委員会が組織され、1979 年 1 月までに、14 人の委員から成る諮問委員会が任命された。初代の委員長には、法律事務所のパートナーで、元 SEC の企業金融部局長であったレヴェンソン（Alan B. Levenson）が就任した。諮問委員会には、公共会計士業務に従事している 4 人の公認会計士とともに、会計プロフェッション外部のさまざまな利害グループからの代表が含まれることとなった。監査問題に対する専門的な知識を提供できるように、少なくとも数人の実務に携わる公認会計士を委員に含めておくべきというのが同指名委員会の考えであった。

こうして、監査基準審議会による監査基準設定の仕組みが完成することとなった。ここにいたるまでの AICPA 理事会の活動を振り返って、オルソンは、「確かに、変革が必要であったかどうか疑問視されるところもあるが、1978 年におけるワシントンの雰囲気は、AICPA が監査人の責任に関する委員会の提案を完全には拒否すべきではないと思わせるものであった」¹⁰⁸⁾と振り返っている。

6. エクイティ・ファンディング事件の史的意義

ヤング（Joni J. Young）も指摘しているように、AICPA のストーン委員会は、「エクイティ・ファンディング事件を、会計プロフェッション

が適切な任務を果たさなかったことの証左としてではなく、すでに確立したルールや指針に個々の監査人が従わなかったことの証左として」¹⁰⁹⁾ 理解していた。それでも、同委員会が不正摘発に関する監査基準を書き換えようとしたのは、公衆の監査に対する誤解を解くためであり、また、監査がとくに不正を摘発するように企図されているわけではないことを強調するためであった。したがって、会計プロフェッションにとっての問題は、あくまで監査人の正当な役割について公衆を啓蒙することであり、こうした役割についてプロフェッション内部で再検討することではなかった。

しかも、こうした理解の背景には、エクイティ・ファンディング社での監査の失敗はウォルフソン・ウィーナー会計事務所というローカルな小規模の会計事務所が行なった不十分な監査業務の問題であるという認識があったものと考えることができる。そこでは、必ずしも、ウォルフソン会計事務所を業務統合したセイドマン&セイドマン会計事務所、あるいは、EFLICを監査していたハスキンス&セルズ会計事務所の行なった監査〔業務〕の問題としては捉えられていなかった。実際に、プロフェッション内部では、「〔エクイティ・ファンディング社の監査のような〕不完全な監査（a poorly audit engagement）からは何も教訓など得られない」¹¹⁰⁾ などの意見もあった模様である。

しかしながら、時代背景としては、会計プロフェッションがビッグ・エスタブリッシュメントとしての存在を顕示していたビッグ・ファームの時代であり、関係当局は、明らかに、このエクイティ・ファンディング事件についても、大規模会計事務所の監査業務の品質コントロールの問題であると捉えていた。批判の対象は、ウォルフソン会計事務所ではなく、むしろ、セイドマン&セイドマン会計事務所であった。また、ハスキンス&セルズ会計事務所にも少なからぬ責任があるとの批判があがった。このころ、アメリカ会計プロフェッション内部では、“巨大” といってもよいほどの大規模会計事務所とそれ以外の中小事務所の二極分化が進行していた¹¹¹⁾。

その結果、「大規模な、全米規模の事務所とそれ以外の会計実務者」が、社会からも、全く別なものと認識されるようになっていた。同時期のメトカーフ委員会による批判の立脚点もここにあった。

こうした状況の下での AICPA ストーン委員会の対応が社会を大きく失望させたことは間違いない。そうした期待ギャップの存在が明らかになって、AICPA はさらなる対応を迫られることになる。その後、コーエン委員会を組織したこと、そして、そのコーエン委員会が監査基準の設定のあり方を重要な論点として取り上げたことは、ある種、必然的なことであった。

結論として、エクイティ・ファンディング事件が、会計プロフェッション内において一般に認められた監査基準とそこにおける不正摘発に対する監査人の責任の適切性を検証させる機会を与えたことは間違いないが、この検証の結果として会計プロフェッションが到達した結論は、社会に、あるいは、関係当局に、容易には受け入れられるものではなかった。こうしたなかで、AICPA が主導権を握って、期待ギャップを解消するためにコーエン委員会を組織したことはとくに重要な意味を持っていた。コーエン委員会における検討の卓越性は、モス委員会などの議会委員会での批判を和らげるのに役立ったともいわれる。そうした意味で、アメリカ会計プロフェッションは、エクイティ・ファンディング事件に時機を得て、信頼性の危機を乗り越えることができたのである。

《注》

- 1) Wiesen [1975] p. 268.
- 2) Report of the Trustee [1974] p. 12.
- 3) *Ibid.*
- 4) Seidler *et al.* [1977] p. 338.
- 5) Report of the Trustee [1974] pp. 106-107; Soble and Dallos [1975] pp. 172-178. この内報者は、同日、レイモンド・ダークスという人物に情報提供

を行なった。当時、保険証券を得意とする証券アナリストとして知られたダークスは、その後、エクイティ・ファンディング事件を題材とした『ウォールストリートの犬スキャンダル (*The Great Wall Street Scandal*)』という書物を出版している。また一方で、エクイティ・ファンディング社の破産法適用申請前に自らの顧客に情報を漏らしたというインサイダー取引規制違反の容疑で捜査の対象になった。いったん SEC による懲戒処分を受けることとなったが、この処分を不服としてダークスは連邦最高裁判所で争い、1982 年 10 月に無罪を勝ち取った (*Dirks v. SEC* 463 U. S. 646 (1983))。

- 6) EFLIC は 1968 年にイリノイ州で設立された法人となっており、その本社は 1969 年にカリフォルニア州に移されていた。
- 7) Report of the Trustee [1974] p. 111.
- 8) Report of the Trustee [1974] pp. 111-112.
- 9) Report of the Trustee [1974] p. 113.
- 10) Report of the Trustee [1974] p. 115.
- 11) Report of the Trustee [1974] pp. 115-116.
- 12) Report of the Trustee [1974] pp. 117-118; Soble and Dallos [1975] pp. 244-256; Dirks and Gross [1974] pp. 202-207.
- 13) 「ビヴァリーヒルズ発 — 保険業における史上最大規模のスキャンダルが保険販売で急成長をみせていたエクイティ・ファンディング社の周辺で噴出しはじめた。この不正事件は、主要な子会社であるエクイティ・ファンディング生命保険会社を中心に起こっている」と報じられている。
- 14) Report of the Trustee [1974] p. 120; Soble and Dallos [1975] pp. 257-263; Dirks and Gross [1974] pp. 216-227.
- 15) Report of the Trustee [1974] pp. 13-14.
- 16) Report of the Trustee [1974] p. 16.
- 17) Report of the Trustee [1974] pp. 23, 43-44.
- 18) Report of the Trustee [1974] p. 7.
- 19) Report of the Trustee [1974] pp. 18-19.
- 20) Report of the Trustee [1974] pp. 8, 17.
- 21) Report of the Trustee [1974] p. 8.
- 22) Report of the Trustee [1974] pp. 9, 37-38.
- 23) Report of the Trustee [1974] p. 9.
- 24) Report of the Trustee [1974] p. 45.
- 25) Report of the Trustee [1974] pp. 61-76.
- 26) Report of the Trustee [1974] pp. 9, 77.

- 27) Report of the Trustee [1974] pp. 10-11, 83-86.
- 28) Report of the Trustee [1974] p. 79. 1963 年の PLC との間の代理店契約では、EFCA はファンディング・プログラムとの関連で PLC の保険契約以外を利用することを禁じていた。EFCA の経営陣は、プレジデンシャル生命保険会社（つまり、EFLIC）の引き受けた保険の合意された額について PLC と共同保険を行なうことを追加したうえで PLC と交渉し、1968 年 1 月に合意に達した。
- 29) Report of the Trustee [1974] pp. 10, 79-82.
- 30) Report of the Trustee [1974] pp. 87-89.
- 31) Report of the Trustee [1974] pp. 89-90.
- 32) Report of the Trustee [1974] pp. 91-93.
- 33) Report of the Trustee [1974] pp. 93-94.
- 34) Report of the Trustee [1974] pp. 98-103.
- 35) Soble and Dallos [1975] p. 255; Report of the Trustee [1974] p. 119.
- 36) Hudes [1973] p. 14.
- 37) Grosman [1976] p. 13.
- 38) Grosman [1976] pp. 12, 13.
- 39) Grosman [1976] p. 16.
- 40) Grosman [1976] p. 17.
- 41) 連邦破産法に基づいて任命された管財人ロバート・ローフラー（Robert M. Loeffler）は、1974 年 2 月 22 日と 10 月 31 日に、それぞれ、『管財人報告書（*Report of the Trustee*）』を作成している。前者が中間報告書、後者が最終報告書の位置づけと思われる。本稿を執筆するにあたって、1974 年 2 月 22 日づけの報告書を入手、参照することができなかった。10 月 31 日づけの報告書は、そのほとんどが Seidler *et al.* [1976] pp. 126-284 に転載されており、省略された付録の一部分を除き、全文を参照することができる。本稿では、10 月 31 日の報告書のみを取り扱っている。
- 42) Grosman [1976] p. 18.
- 43) Report of the Trustee [1974] p. 7. 圏点は引用者による。また、同報告書の結論部分でも、「不正を摘発できなかった責任は、主として、エクイティ・ファンディング社とその子会社の財務状態を監査証明するために被用されていた会計事務所（accounting firms）にある。……管財人の判断では、監査人たちが適切にその責務を全うしていたならば、不正は、何年も前に見つけられた」（Report of the Trustee [1974] p. 141）と指摘されている。引用中の“会計事務所”の部分は複数であるので、この指摘は、EFCA の監査人であった

ウォルフソン・ウィーナー会計事務所あるいはセイドマン&セイドマン会計事務所だけでなく、EFLIC の監査人のハスキング&セルズ会計事務所も含めて、なされている。それぞれに対する責めについては以下の叙述を参照されたい。

- 44) 1967 年に、ロサンゼルス以外に本拠を置く小規模会計事務所と総括的な提携関係を締結して、ウォルフソン・ウィーナー・ラットフ&ラパン会計事務所 (Wolfson, Weiner, Ratoff & Lapin) と名称変更されている。また、1972 年 2 月に、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所ロサンゼルス支局はセイドマン会計事務所に業務統合されたが、現場の監査業務はウォルフソン・ウィーナー会計事務所の会計士が引き続き実施していた。したがって、『管財人報告書』におけるウォルフソン・ウィーナー会計事務所の監査業務への批判的検討は、セイドマン&セイドマン会計事務所に統合された 1972 年 2 月以降の業務についても及んでいる。
- 45) Report of the Trustee [1974] p. 141.
- 46) Report of the Trustee [1974] pp. 141-142.
- 47) 1964 年、ゴールドバルムの指示により、当時の財務担当責任者エヴァンスは、仮想の分与手数料収益 (reciprocal commission income) が発生したものととして EFC-Cal の総勘定元帳に直接記帳した。これによって、EFCA の税引前純利益と総資産は少なくとも 36 万ドルほど過大表示された。こうした記帳は、ファンド貸付金の元帳残高とそれを裏づける基礎資料との間のギャップを拡大させていたが、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所の監査調査書はファンド貸付金の金額を裏づけるものについてほとんど記載していなかった。いずれの場面においても、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所は EFCA 社長との話し合いのあとさらなる調査なしに監査を終了してしまっていた (Report of the Trustee [1974] pp. 25, 28-29)。
- 48) エヴァンスが会社を去ったあと、EFCA の副社長であったペンニッシュは、コントローラーとして被用されたテンプレトンにこの年の監査に対する責任を持つよう求めた。それまで会社の帳簿はすべてエヴァンスが管理していたが、テンプレトンはそれをいっさい見たことがなかった。とくに 1968 年の EFC-Cal の総勘定元帳が見つからなかった。しかし、ウォルフソン・ウィーナー会計事務所が 1968 年 9 月 30 日時点の未監査の試算表残高から再構成された元帳を受け入れ、問題は解決したように見えた。しかしながら、テンプレトンは金額に詳細な裏づけを与えることができなかった。ウォルフソン・ウィーナー会計事務所の臨時の被用者であったワトキンス会計士は EFCA のファンディング・プログラム参加者の全員 (100%) から確認を入手すべきであると判断していた。しかしながら、送付した確認状については 3 分の 1 以下しか回答が得

られず、確認が得られた 1,100 万ドルですらもその正当性が確実なものかどうかにつき重大な疑問が上がっていた。しかし、ゴールドバルムと監査責任者リヒティッグおよびウィーナーの話し合いのあと、ワトキンスは EFCA に対する別の監査業務に配置換えされた。結局、こうした疑念の根拠があったにもかかわらず、監査人は、EFCA が受け取ったとされる分与手数料を検証することがなかった (Report of the Trustee [1974] pp. 29-35)。

- 49) 1969 年度に、少なくとも 1,600 万ドルの虚偽のファンディング収益を計上しており、同額だけファンド貸付金勘定を水増ししていた。トレイル・コミッションが虚偽の記帳に対する裏づけを与える手段と見なされていた。この考え方は、監査人の考案によるものであったとされている (Report of the Trustee [1974] pp. 64-73)。
- 50) ミューチュアル・ファンドの販売からの正規の手数料収益だけが EFSC の帳簿に記録され、正規のファンディング・プログラムの記録だけが EFCA のコンピューター・システムで維持管理されていた。そのため、1972 年の監査の過程で、虚偽のファンド貸付金を根拠づけるためのプリント・アウトが必要とされた際、正規のコンピューター・テープ〔データ媒体〕は単純に何度も繰り返し再生され、都合のよい残高を導くだけであった (Report of the Trustee [1974] p. 41)。
- 51) Report of the Trustee [1974] p. 142.
- 52) 1971 年度の監査について、現場の業務がほぼ終了した段階で、この業務統合がなされた。また、1972 年度の監査については、1973 年 3 月に監査業務が終了しているが、セイドマン会計事務所が EFCA 経営陣と監査証明の打ち合わせを行なった際にはすでに破綻が秒読みの状況であった。そのため、FECA の 1972 年度の財務諸表は、印刷まではされたが、公表されることはなかった。
- 53) Report of the Trustee [1974] p. 143.
- 54) 「確かに EFCA における不正はたんなる保険不正ではなかったが、巨額の不正 (massive fraud) が EFCA の主要な保険子会社である EFLIC の帳簿上で行なわれたのは紛れもない事実であった。額面で 20 億ドルを超える虚偽の保険契約が、EFLIC によって再保険に掛けられており、およそ 3,000 万ドルの架空の保険料その他の収入が計上されている。多くの理由から、ハスキンス & セルズ会計事務所は、不正発見を促すために、不正のこの保険側面の十分な証拠を発見すべきであった」 (Report of the Trustee [1974] pp. 143-144)。
- 55) Report of the Trustee [1974] p. 144.
- 56) *Ibid.*
- 57) Report of the Trustee [1974] pp. 144-145.

- 58) Olson [1982] p. 88.
- 59) *Wall Street Journal*, July 12, 1974; Young [1997] p. 32 より。
- 60) “Institute and SEC take steps in Equity Funding inquiry,” *Journal of Accountancy*, June 1973, pp. 13-14. ムーニッツ (Maurice Moonitz) は、この警告は、エクイティ・ファンディング事件は 1930 年代末のマッケソン&ロビンス事件とは異質のものであるという認識から来ているものであったと指摘している。エクイティ・ファンディング社は、州レベルで厳しく規制される典型的な業種で、かつ、最近になって独立会計士が財務諸表を監査するようになった業種である生命保険会社を含んでいるために、マッケソン事件ほど監査基準に対する深刻な断罪はなされないであろうと示唆していた (Moonitz [1974] pp. 7-8; 小森訳 pp. 12-13.)。しかしながら、クックの間もなくの辞任の後 SEC 委員長に就任したガレット (Ray Garrett, Jr.) は、1973 年 10 月の AICPA 年次大会において、以下のように講演している。

もし監査人は経営者不正を発見する責任をいっさい負うべきではないという見解を会計プロフェッションが採っているとすれば、会計プロフェッションに対して実に重く不公正な責任負担をさらに課してしまうという事態を避けられる可能性は低くなる。〔監査〕基準は、プロフェッションによってこそ最も良好に設定されうるし、また、監査人がいかに注意深く隠蔽されたとしてもすべての形式の経営者不正に対する保証者であるとされてしまう怖れを和らげることができる (Garret, Jr. [1973] p. 14.)。

- 61) Olson [1982] p. 88.
- 62) 1947 年の『監査基準試案 (*Tentative Statement of Auditing Standards*)』において、(1)プロフェッショナルとしての適格性、(2)独立性の保持、(3)正当な注意の行使、(4)監査計画と監督の適切性、(5)内部統制の適切な調査・評定、(6)証拠資料の十分性と適格性、(7)一般に認められた会計原則への準拠性への意見、(8)会計原則の継続的適用への意見、(9)財務諸表における情報開示の十分性、の 9 つの監査基準が識別され、1948 年 9 月に会員総会での承認を受けた。その後、1949 年の監査手続書第 23 号で、意見の表明を差し控える旨を記載するための要件に関する 10 番目の基準が付け加えられ、1949 年の会員総会での承認を受けた。したがって、アメリカ公認会計士協会は、一般に認められた監査基準として、この時点で、合計 10 の監査基準を識別していた。
- 63) *Report of the Special Committee on Equity Funding; the adequacy of auditing standards and procedures currently applied in the examination of finan-*

cial statements (AICPA [1975]).

- 64) AICPA [1975] p. 27. ストーン委員会は「この結論に行き着くにあたり、ある監査手続を実施せずに済ませた監査のやり方 (ways in which virtually any audit procedure may be thwarted) を仮定することができる」という前提で、その後の議論を展開している。
- 65) *Ibid.*
- 66) *Ibid.*
- 67) *Ibid.*
- 68) AICPA [1975] pp. 27-32.
- 69) AICPA [1975] p. 28.
- 70) いずれの場合もほぼ同様の表現方法であったが、あえてニュアンスを変えていられる部分もある。その他の架空の受取債権等に関しては、「当委員会は、以下に挙げる通例の監査手続を合わせて用いれば、受取債権が正当なものかどうかについての重大な疑問を生じさせると確信している」とされており、「合理的な保証が提供できると確信している」との表現は避けられている。
- 71) AICPA [1975] p. 35.
- 72) Olson [1982] pp. 89-90. なお、監査基準書第 16 号「誤謬または異常事項の発見に対する監査人の責任」(1977 年 1 月) は、エクイティ・ファンディング事件を調査した委員会の、不正の発見に対する監査人の責任に関して AICPA が表明してきた立場を明確化する必要があるとの指摘を受けて公表されたものである (Olson [1982] p. 105)。
- 73) AICPA [1975] p. 36.
- 74) AICPA [1975] p. 37.
- 75) AICPA [1975] p. 38. 圏点は引用者による。
- 76) *Ibid.*
- 77) AICPA [1975] p. 39.
- 78) Olson [1982] p. 90.
- 79) Seidler *et al.* [1978] p. 339.
- 80) Olson [1982] pp. 90-91.
- 81) Seidler *et al.* [1977] p. 340.
- 82) *Ibid.*
- 83) SEC News Digest, November 2, 1973, p. 2.
- 84) ゴールドバルム以外の 18 人の被告は、1974 年 10 月 1 日に始まる事実審理の前に、有罪の申し立てを行なった。その際、中心的首謀者の一人であるロウ

エルが罪を認めたことが大きかった（その間の経緯については、Soble and Dallos [1975] pp. 14-18 に言及がある）。ゴールドバルムは、公判 5 日目になって、5 つの重罪（1 年を超える拘禁刑または死刑に処される可能性のある犯罪をさす）について有罪を認めた。事件発覚からほぼ 2 年が過ぎた 1975 年 3 月に判決が下され、ゴールドバルムには、罰金 2 万ドルと懲役 8 年の実刑が、ゴールドバルム以外にはそれ以下の刑が、科された。

85) Dirks and Gross [1974] p. 238.

86) Seidler *et al.* [1977] p. 302. 圏点は引用者による。

87) Seidler *et al.* [1977] p. 305.

88) 例えば、以下のようなやりとりがなされていた (Seidler *et al.* [1977] p. 328 より引用)。

被告側弁護士：ロウエル氏はあなたに、自分かスルタン氏が確認状を偽造していると何らかの形で示唆したことがありますか。

証人（ウィーナー）：いいえ、絶対にありません。

被告側弁護士：その種の何事かがなされていると考えたことはありますか。

証人：まったくもって、ありません。

89) Seidler *et al.* [1977] p. 332 より引用。

90) Seidler *et al.* [1977] pp. 336-337.

91) *Julian S. H. Weiner and Solomon Block, petitioners v. United States of America, Marvin A. Lichtig, petitioner v. United States of America*, on petitions for a writ of certiorari to the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit, Nos. 78-281 and 78-284, in the Supreme Court of the United States October term, 1978, p. 17. 控訴は、陪審員の一人が有罪の投票をしていないと申し出たためである。ただ、訴訟手続の瑕疵を主張してなされた一連の請願の過程では陪審員裁判での評決内容に対する再評価はまったく行なわれなかった。しかしながら、この間に、公共会計士の法的責任に関して、民事訴訟においてであるが、重要な判示がなされている。1976 年のアーンスト & アーンスト会計事務所対ホックフェルダー (Ernst & Ernst v. Hochfelder, 425 U. S. 185 (1976)) では、連邦証券法規の違反で民事責任を追求するには会計士側のたんなる過失以上のものが必要とされるとの原則が形成された。

92) SEC [1976] pp. 24-25; 八田訳 p. 78.

93) SEC [1976] p. 25; 八田訳 p. 78.

94) 「〔深刻な監査上の〕欠陥のひとつが、相応の能力のある上級スタッフによる監査業務のレビューが事実上存在しなかったことである。この欠陥はセイドマン & セイドマン会計事務所には隠蔽されていたのであるが、委員会は、セイド

マン&セイドマン会計事務所は監査が適切に実施されているという説明にただ
依拠するのではなく、監査報告書に同事務所の名称を付与する前に、1971 年
の EFCA の監査調査をレビューするべきであったとの意見である」(SEC
[1976] p. 25 ; 八田訳 p. 78)。

- 95) SEC [1976] p. 30 ; 八田訳 p. 86.
- 96) SEC [1976] pp. 2-3 ; 八田訳 pp. 50-51.
- 97) Seidler *et al.* [1977] p. 362.
- 98) Olson [1982] p. 91.
- 99) Olson [1982] pp. 93-94.
- 100) Olson [1982] p. 96.
- 101) AICPA [1978a] p. 128 ; 鳥羽訳 p. 248。
- 102) AICAP [1978a] p. 135 ; 鳥羽訳 p. 264。
- 103) Olson [1982] p. 96.
- 104) 残りの委員は、イヴァン・ブル、フィリップ・デフリーズ、サミュエル・デ
リュー、ルイス・ケスラーである。
- 105) AICPA [1978b] ; 鳥羽・橋本訳
- 106) Olson [1982] p. 97.
- 107) Olson [1982] p. 98.
- 108) *Ibid.*
- 109) Young [1997] p. 35.
- 110) *Ibid.*
- 111) Olson [1982] Chapter 7.

参考文献

American Institute of Certified Public Accountants [1972], *Statement on Auditing Standards No. 1: Codification of Auditing Standards and Procedures*, November 1972.

_____ [1975], *Report of the Special Committee on Equity Funding: the Adequacy of Auditing Standards and Procedures Currently Applied in the Examination of Financial Statements*, 1975.

_____ [1977], *Statement on Auditing Standards No.16: The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors and Irregularities*, 1977.

_____ [1978a], Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Responsibilities*, 1978. 鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組

- み 見直しと勧告 コーエン委員会報告書』白桃書房, 1990 年。
- _____[1978b], *Report of the Special Committee to Study the Structure of the Auditing Standards Executive Committee*, 1978. 鳥羽至英・橋本 尚訳『会計原則と監査基準の設定主体』白桃書房, 1997 年, pp. 161-201.
- Bremer, W., Licata, M. and Rollins, T. [1991], "SEC Enforcement Activities: A Survey and Critical Perspective," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 2, Issue 2, June 1991.
- Burton, J. C. [1974], "The SEC and the Accounting Profession: Responsibility, Authority, and Progress," R. Sterling (ed.), *Institutional Issues in Public Accounting, Papers and Responses from Accounting Colloquium III*, Scholars Book Co., 1974.
- _____[1975], "SEC Enforcement and Professional Accountants: Philosophy, Objectives and Approach," reprinted in G. J. Previts (ed.), *The Development of SEC Accounting*, Addison-Wesley, 1981.
- Cook, J. M. [1986], "The Securities and Exchange Commission's First Fifty Years: an accountant's view," Mundheim, R. H. and N. E. Leech (eds.), *The SEC and Accounting: The First 50 Years: 1984 Proceedings of the Arthur Young Professors' Roundtable*, North-Holland, 1986.
- Dirks, Raymond L. and Leonard Gross [1974], *The Great Wall Street Scandal*, McGraw-Hill Book Company, 1974.
- Garret, Jr. [1973], "Improving Financial Disclosure to Investors," address before the AICPA Annual Meeting at Atlanta on October 16, 1973.
- Grosman, Norman C. [1976], "How to Audit a Known Fraud," *Tempo* (Touch Ross & Co.), Vol. 22, No. 1, 1976.
- Hudes, Albert [1973], "Behind the Scenes at Equity Funding," *Tempo*, Vol. 19, No. 1, 1973.
- Mathews, Arthur F. [1980], "Litigation and Settlement of SEC Administrative Enforcement Proceedings," *Catholic University Law Review*, Volume 29, Issue 2 Winter 1980.
- Moonitz, Maurice [1974], *Obtaining Agreement on Standards in the Accounting Profession*, Study in Accounting Research No. 8, American Accounting Association, 1974. 小森瞭一訳『アメリカにおける会計原則発達史』同文館出版, 1979 年。
- Mundheim, Robert H. and Noyes E. Leech (eds.) [1986], *The SEC and Accounting: The First 50 Years: 1984 Proceedings of the Arthur Young*

- Professors' Roundtable*, North-Holland, 1986.
- Olson, Wallace E. [1982], *The Accounting Profession — Years of Trial: 1969–1980*, American Institute of Certified Public Accountants, 1982.
- Pollack, Irving M. and Stanley Sporkin [2002], “A Brief History of the SEC’s Enforcement Program 1934–1981,” SEC Historical Society Oral Histories Committee, Roundtable on Enforcement, September 25, 2002.
- Securities and Exchange Commission [1976], *In the Matter of Seidman & Seidman et al.*, Accounting Series Release No. 196, September 1, 1976.
- 八田進二訳「会計連続通牒第 196 号」鳥羽・村山責任編集『SEC「会計連続通牒」3：1970 年代(2)』中央経済社，2002 年，48–130 頁。
- Seidler, Lee J., Frederick Andrews and Marc J. Epstein (eds.) [1977], *The Equity Funding Papers: The Anatomy of A Fraud*, John Wiley & Sons, 1977.
- Soble, Ronald L. and Robert E. Dallos [1975], *The Impossible Dream: The Equity Funding Story*, Putnam, 1975.
- Solomons, David [1978], “Setting Auditing Standards: Whose Responsibility?” *The Saxe Lectures in accounting*, 1978.
- Report of the Trustee [1974], *Report of the Trustee of Equity Funding Corporation of America*, Pursuant to Section 167 (3) of the Bankruptcy Act, October 31, 1974.
- Young, Joni J. [1997], “Defining Auditors’ Responsibilities,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 24, No. 2, December 1997.
- Wiesen, Jeremy L. (ed.) [1975], *Regulating Transactions in Securities: the expanding impact on corporate managers, investors and the financial community*, West Publishing Company, 1975.
- Zeff, Stephen A. [2003] “How the U. S. Accounting Profession Got Where It Is Today: Part I,” *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 3, September 2003.
- 千代田邦夫 [2014] 『闘う公認会計士 — アメリカにおける 150 年の軌跡 —』中央経済社，2014 年。
- 鳥羽至英・村山徳五郎責任編集 [2002] 『SEC「会計連続通牒」3：1970 年代(2)』中央経済社，2002 年。
- 盛田良久 [1987] 『アメリカ証取法会計 — SEC 規制史とその実態 —』中央経済社，1987 年。

(原稿受付 2015 年 5 月 29 日)

〈論 文〉

情報メディア産業のビジネスとしての 価値に関する研究

金 山 茂 雄

要 約

インフラ（社会基盤；インフラストラクチャの略称）をはじめとする情報技術（IT）関連技術、特に情報ネットワークの普及による情報通信時代の到来は、組織情報の管理体制の再構築など、組織体の経営に多くの課題を投げかけた。その一方では、情報化の推進が行われていた。その中で、高度情報化は、様々な分野での高度化、迅速化、多元化、多様化、情報フレックス化、高機能化、そして情報量の増加を引き起こしている。今日の社会や日常生活、そして企業の経営活動など、特にビジネスに大きな変化をもたらしている。これらの変化に伴い、雇用の創出、企業価値の変化、さらに社会での新しいルールや秩序が必要になってくる。情報メディア産業は、20 世紀から 21 世紀に移る過程で様々な影響を受け、変化している。その結果、新しいビジネスとして、さらに、新しい価値を生み出すと考えられていた。

本稿では、社会の移り変わりの中で情報メディア産業が 20 世紀末から 21 世紀初期に移る過程を概観し、それがビジネスとしての価値体系や価値そのものを生み出し、また、商品の取得選択への価値判断も決まってくる。ここでは、情報メディア産業のビジネスとしての価値に関して、若干考察する。

キーワード：情報メディア、産業変化、企業価値、社会変移

1. はじめに

21 世紀に向けて世界は工業社会から情報社会に移ろうとしている。一つの技術の発明がその技術とその場の環境によりいろいろな情報を吸収し、また、統合されさらに新しい発明へと発展していく。日常の生活の中で、それらの発明は形となり生活の一部として利用されている。今日、技術の恩恵を受けそれが日常生活の基盤となしている。企業はこれらの技術により、絶えまない成長を遂げて至っているのである。また、インターネットに代表される様に情報と通信の技術が発展・発達することでグローバルな社会形成へと移り変わっていく。そして、「マルチメディアで何をするのか、サイバースペースで何ができるか、電子マネーは、電子決済はどうする」といった様々な議論がなされている。

経営者の現状認識は、企業等の 1997 年の年頭の訓示によく現われている。ほとんどの経営者が現在を明治維新、第二次世界大戦に次ぐ第三の変革期であると捉えている。そして、競争激化への危機感から、経営のスピードを要求するようになった。世界の変化は日本の変化よりもはるかにスピードが速い。しかし、何のために、どのようにしてスピードを向上させるのかは示していない。また、経営者の団体である経団連は規制緩和、財政、金融、行政改革などを要求している。ここで言えることは、現状を改革しようという認識は持っていることである。新しい社会形成のため全てのルールを変えようとしているが、この変化に対する経営者の対応は全体的に理解できているが自社となると対応はできていない。よって、自社は急激な変化についていけないのである。一方で現状の変化に適応した会社は成功を勝ち取り、広く資源を利用している。社会の変化に対応するために、情報技術 (IT) を導入し、イントラネット、エクストラネットを構築することで本当に経営のスピードが向上すると考えている経営者は少ないので

ある。また、外国から意思決定が遅いといわれる日本の経営者や組織の動き（行動）を今の経営者が変えることができるとは考えられない。全く新しい思考の経営者が全く新しい経営組織をつくるほか、解決の方法はないと考える。

20 世紀末、先端分野において国家レベルあるいは地域で活発な動きが伺えた。当時、米国のゴア副大統領の提唱する情報スーパーハイウェイ構想（NII）をはじめ、欧州のインフォメーション・ソサエティ・プロジェクト、あるいはトランス・ヨーロッパ・ネットワーク・プロジェクトがある。アジアではマレーシアのマルチメディア・スーパー・コリドール、シンガポールの IT 2000 など、コンピューター通信ネットワーク、つまりインターネットの爆発的な広がりの中で、世界の情報化が急速に進んでいる。

社会変移（変革）に対する企業の戦略は、次にくる情報社会とは何か、を明確に定義することである。人の筋力の代わりに動力、人の頭脳の代わりにコンピューターである。そして、足の代わりにネットワーク・通信である。

工業社会のキーワードは自由競争であったが、情報社会のキーワードは共生、共働、自立である。この変革に対する企業の戦略は、従来の考え方を基本的に変えなければならない。すなわち、成功事例を探し、その事例に目標を定め達成する戦術を実施する考えで、前例のない使命を探しだしできる限りの情報を集め考えうるかぎりのシミュレーションを行い、そして最悪の危機を考慮に入れた戦略・戦術を作成し、実施する方法に変えなければならない。企業の成功は先手必勝である。

以上、述べたことは時代の変化に適応できる経営者に関することと組織機能および構造の構築を考え、企業活動の活性化に関することである。そして、技術革新が企業の競争力強化と活性化の一つと捉え改めて認識しなければならない。

本研究は、情報メディア産業の今後の市場動向の変化の過程に着目する。そして、情報メディア産業界のビジネスとしての企業展開に市場での商品の取得選択への価値判断をどのように行い判断しているのか。また、判断の基準がどのような項目、要素、要因があるのか、調査・研究し、その要因等を探り出すことを目的とする。さらに、商品に対する新しいアイデアや開発などに、どのような影響を与えるのか、探求することを試みたい。社会の移り変わりの中で情報メディア産業が20世紀末から21世紀初期に移る過程を概観し、それがビジネスとしての価値体系や価値を生み出し、商品の取得選択への価値基準も決まってくる。そして、産業界の動向が素早く推測し、企業の新たな事業展開に活用できると考える。

2. 社会変化と情報メディア産業

2.1 新しい社会への期待

現代社会は、第一次産業、第二次産業、第三次産業から、情報通信産業やソフトウェア産業などの第四次産業へと歩んできた。そして、第一次産業から第四次産業までの産業形態を融合し、分化させ今までになかった新たな産業を生み出す産業の第五次産業も生まれそうである。特に、コンピューターに使われている様々な部品は、過去の科学技術の進歩の表れである。コンピューターを中心とする情報技術（IT）の発展は、社会を変え、さらにユビキタス社会、クラウド社会などの実現を可能にした。ここでは、その社会の動きが未来への創造と希望へと導いてくれると期待している。そのために、社会の変化に注視し、概念的に理解する必要がある。それは、価値への体系、判断に及ぶからである。そのために、下記の項目についても把握し、理解しなければならない。

- 1) 工業社会と情報社会の違いは何か。そして、情報社会の特徴は何か
- 2) IT 革命とは何か。なぜ IT 「革命」といわれているのか

- 3) IT 革命により、どのような分野でどのような変化が起こったのか
- 4) ユビキタス社会到来に対応するために何をするのか
- 5) クラウド社会は、21 世紀を支えていくのか

など、これからの社会の変化への不安が多過ぎる。もう一度振り返り世の中の変貌ぶりを把握し、理解を深めなければならない。

21 世紀に入り誰でもが今日の社会を「情報社会」と呼んでいる。一方、社会学者の中で、例えば、ダニエル・ベル（Daniel Bell）は「脱工業社会」と呼び、ドラッカー（Peter F. Drucker）は「脱資本主義社会」と呼んでいる。また、ある者はこれらの表現は行き過ぎといい、なぜなら未だに木材資源、鉄鉱石・貴金属などの鉱山資源、石油・石炭などの化石燃料資源が主な原材料として、社会に浸透しているからである。モノはかつての高度成長時代を思わせる工業全盛時代であるかのように溢れているからである。できあがったモノは工業製品として日常生活の主役で、その工業製品は今もなお社会、家庭、個人に広く使われている。つまり、社会の変化の過程の中で、呼び方は変わってきたが高度成長時代・工業社会と同じことの繰り返しであるということである。ただし、かつての時代にはなかったモノが以前の技術・知識・情報と相まって異なった形態に変わり、また、あるモノは変わっていることに気が付くことができる。ベルやドラッカーが表現した呼び方は、違っていてもなく、行き過ぎてもいい。従来になかった技術・知識・情報が存在するから、それらを「脱」の語に意味を込めて使っているのである。「脱」は字のごとく「のがれる、取り去る」などの意味があり、情報社会は工業社会の衣を着て成長してきたということであろう。

モノは原材料で一つの形として生産・製造され、生産者や工場から運ばれ製品価値の現れとして値段が付き消費される。この流れは言うまでもなく資本主義社会の基本であり、原材料の調達のための資本、つまり、カネとモノを造り、売って、買う（消費）社会のしくみは資本主義社会の基本

である。今日の社会は情報社会であり、脱工業社会、脱資本主義社会であるともいえる。また、高度情報社会でもある。一般的に社会の発展は次のように分けることができる。

- 1) 工業社会以前（狩猟・農業）
- 2) 工業社会
- 3) 脱工業社会（情報社会など）

の3つに分けて社会変化の変遷を示している。

工業社会以前の社会には、狩猟社会と農業社会の2つがあり、この社会が次の工業社会への発展に多くを与えてくれた。前者の狩猟社会は獲物を得るために弓矢で狩りに行き、落とし穴を作り、罟を張り網で捕まえたりした。また、海では魚、貝類など、漁をしている。漁労や漁猟生活もしている。後者の農業社会は稲作、野菜、家畜などを中心にした社会であり、牛や馬に道具を付け田畑を耕すことや育った作物を運ぶ手段として動物を使っている。もちろん、牛や馬は食料でもあり、肉、野菜と魚、貝類の物々交換の場もあった。それは、貨幣、つまり、金に相当するモノがなかったからである。自然を相手に天然の資源で生活する際、経験が大切で祖先から受け継がれた伝統と、さらに自然との闘いでもあり、特に農作物は自然の力に左右されるもので現代社会のような天気予報はなく試行錯誤の社会であった。後に川魚や獣は罟を仕掛けて翌日や翌々日に取りに行くなど、獲物獲得の手法が道具を使って行う方法に変わってきたのである。これが人間の知恵というものである。工業社会は原材料を採取し製造や加工、石油・石炭などの化石燃料がエネルギー（電気エネルギーに変換する）として機械の稼働に使われ製品の大量生産に大いに貢献した。農業社会から工業社会への移行する際、必ず重なるものが存在する。農業の場合、人が鋤1本で畑を耕していたが耕す畑が広くなれば1人では何日もかかる。牛や馬に鋤に似たものを着けて引くと日数が短縮される。人間と牛・馬の場合、人間が耕すより疲労しない。その分、耕す面積や時間が少なくて済む。さ

らに、牛や馬の代わりに機械が発明され、牛、馬より時間に正確で耕す速度が衰えなく決まった面積を決まった時間で終えることができる。つまり、1日、1週間、1ヶ月などのスケジュールが作れ、作業が捗る。これらは代表的に「技術移転」の分野で紹介されている。米国テキサス州のコーン畑の収穫がそれに該当する。農業に機械の導入があったのは英国の産業革命に深く関わっている。したがって、農業社会から機械的農業社会へ移行し、さらに機械中心の社会へ移り変わり工業社会と言われるようになる。もちろん製造・加工に欠かせない道具で大量生産時代の象徴でもある。その後、人がモノを作るのではなく機械が作り、人が機械の管理をするようになる。そして、技術革新と管理が登場する。英国を中心に欧州に広がり北米、東アジアへと新技術の導入と管理法が社会へ入り込んできた。また、新しい技術や管理手法、資本や労働の組織的活動に対し新たな原則が作られる。脱工業社会は技術革新によるモノへの変化が技術・知識に集約され、資本と労働の関係が技術と知識に置き換わり、社会の資源として活用されている。知識の重要性を指摘する者が少なくないが私的に知識よりデータと情報が重要と考える。また、知識として捉える場合、個人差がある。また、社会に対し利活用できることが大事である。ただし、一般的には情報技術や知的技術の基礎として重要である。つまり、今後も情報社会の発展のためコンピューターと結合した技術、知的理論、またそれらに関係しても重要である（協同システム、地域ネットワーク）。未来学者で知られているドラッカーは今日の社会を「脱資本主義社会」「知識社会」と位置づけている。ドラッカーは過去に様々な著書・論文・社説等が発表されている。1968年に発表した「断絶の時代」には知識社会・情報社会について語られている。パークがマッハルプ（Fritz Machlup）の研究で1958年の「産業の生産と支出」から、米国1963年の情報関連産業の生産と支出を推測すると1,950億ドルでGNP全体の34%を占めると推測した。この数値から逆計算すると1963年のGNP全体が5,735億ドルとして計算され

出てくるが、実際に 2,562 億ドルであり、米国が 5,735 億ドルに達するのは 1973 年中頃である。

米国では経済成長の曲線が少し緩やかになり、日本は 1963 年頃前後、国際舞台への復帰、東京オリンピックの開催、国策などの要因もあって経済成長率が非常に高い数値を示していた。1960 年当時の池田首相が国民所得向上のため「国民所得倍增計画」を発表したことでもあり、所得に関し、ドラッカーと同じ未来学者のハーマン・カーン (Herman Kahn) は著書『The Year 2000』(1967 年) に 2000 年の所得水準を 5 段階に分け説明している。その基準は、1 人当たりの GNP を利用した。1967 年当時は各国とも経済成長を計画し実行していた。カーンは所得水準からどのような社会であるのか、分析し、それについて次に示すと、

- (1) 工業化以前の社会……………50～ 200 ドル
- (2) 工業社会 ……………600～ 1,500 ドル
- (3) 工業以後の社会 ……………4,000～20,000 ドル

このカーンの所得による社会基準で日本を観てみると 3 つの基準をわずか数十年で通過している。米国や英国に比べて成長速度が速いことが理解できる。カーンの区分から日本が「高度経済成長の状態」であることが裏付けられている。では、ドラッカーはどのように社会の基準を決定しているのだろうか。

ドラッカーは、1968 年を基点として以前と以後に社会現象があると述べている。それは新しい技術と産業、経済的变化、組織社会・多元社会、知識の登場などである。

第一に、ドラッカーは情報社会を「知識社会」と呼び、マッハルプの研究から知識生産額が 1955 年に GNP の 4 分の 1、1965 年は 3 分の 1、1970 年代末には 2 分の 1 になると推測している。米国は第 2 次世界大戦時には

組立ラインの半技能機械工が米国の労働力の中心であった。機械工は熟練の労働者であり、現在は知識労働者、つまり手を使った技能中心の仕事から頭を使う仕事に変わってきた。それは、概念、考え、データ・情報を生産する仕事に変化しているモノである。第二に、ドラッカーは知識が中心的な生産要素で、第一次産業、コスト、投資、生産物であり、先進国では知識が重要な「生産要素」で生産の基本的な資源を経済に供給する産業と成り、先進国経済の核であるコスト、投資、また、生産物で生活の手段でもある。第三に、ドラッカーは知識が技能（スキル）、科学より重要であると述べている。どのような社会かを示すものとして経済の動向が重要であることは前述したとおり、ここでもそれを示している。1900年頃は鉄鋼やその周辺の関連分野の経済活動動向が基準としている。鉄鋼は知識より技能を重視また、基礎としている。鉄鋼とその関連分野の経済活動に占める割合が大きいことも分かる。つまり、鉄鋼などの機能が経済力の基礎ということになる。今日では、知識が当時の鉄鋼などに相当するものであり、経済的潜在力と経済力を示し基礎としている。ドラッカーは学者などの知識人は『「知識とは本の中にあるもの」それは単なる情報にすぎず、「知識は、電気か貨幣のように、仕事をするときのみ存在するエネルギーの一形態である。」知識経済の登場は技術の歴史の一部分である。』と述べている。

知識労働者は知識社会のコアであり、社会維持のための資本を提供してくれた。また、中間的階層に属する者が多く、生活時間の多くは仕事に依存していた。

ベルは1959年に「脱工業社会」の構想を発表して、脱工業社会の言葉は1962年に行われたシンポジウム（日本）で使用された。以後、『脱工業社会の到来』（1973）、『知識社会の衝撃』（1995）などの数多くの著書で紹介されている。

ベルは工業社会を中心にその前後社会を含めて3つに分けて説明してい

る。前述したとおり、工業社会以前（狩猟・農業）、工業社会、脱工業社会（情報社会など）の3つに分け、最初の工業社会以前は、農業、漁業、林業などの採取による産業が成立して、今も、アフリカ、南米、東南アジア地域の各国の中には人口の半分以上がこれらの産業に従事している。日本では高度経済成長時代をさかいに従事している割合が減少し、特に農業従事者の後継者問題が社会問題として表面化して、それは工業分野への移行が原因といわれている。つまり、自然に左右される仕事で、労働時間が長く、朝早く夜遅く、さらに1年を通して仕事があるわけではない。冬の寒い間は仕事がない状態になり、最近では、企業が法人化（会社組織）して冬でも仕事ができるように全天候型の大きな作物栽培場などがある。

ベルは工業社会以前の後は工業社会であり、製造・加工業などが機械を使い大量に生産する時代が訪れると述べている。機械の導入や機械化することで時間の短縮、大量生産が可能となり、さらに労働の効率化につながり、経済活動動向では販売の消費拡大も促進された。「大量生産・大量消費」の言葉が多く聞かれた時代背景である。大量生産といっても同じ商品ばかり造る「単品種」である。その時代が過ぎて今日では大量生産が「少量生産」に、単品種が「多品種」に変化した。つまり、「小消費」に変わったのである。また、有形のモノから無形のモノへの移行が伺え、従来はデータ、情報などが有形でモノとして存在していたが、情報技術の発達により、無形のモノにデータ、情報が存在している。経済活動の動向からも分かるように、「脱工業社会」は無形のモノが社会の基盤として重要である。また、社会構成、維持に欠かせないモノとなっている。それをベルは「知識と情報」と述べている。

ベルが一般的図式としてまとめた表は、1959年に発表した「脱工業社会の到来」からのものである。それは必ずしも現在に合うとは限らない。脱工業社会の位置づけで見た場合、地域、時間的展望、基軸原理では、地域は、米国東南アジア（シンガポール）、南アジア（インド）など先進的

な知識、情報の国である。次に、時間的展望は、未来志向、予測から未来志向はあるが、以前より現実的未来に予測をすることが非常に難しい。そのため現実的な社会で、未来に不安を抱いているようでもある。そして、基軸原理は理論的知識の中心性と集大成から理論だけでは通用しない世の中であり、知識だけ在っても役に立たない。むしろ、従来の伝統を活かし、経済成長を見直し、理論と経験から新しい思考の中で行動する力が必要である。そして、基本的原理として活かされている。

しかし、抽象的方法を示していることは、シンボルの抽象的体系が技術革新の中で示されている管理体系や意識改革が、ベルの指摘する「脱工業社会の到来」である。また、社会で成功した者たちがモデルとしてシンボリックな扱いをしている。だが、必ずしも成功する確かな理論や定説があるわけではない。さらに、別の側面から社会変化を観てみると、次のようなことがいえる。

ベルはマルクスの資本論に影響されている。それは他の社会学者、経済学者と同じようにマルクスの社会発展理論、発展段階説に類似しているからである。特に、基軸原理が示しているように「管理と意識」である。ベルの脱工業社会はサービス社会、知識社会、ホワイトカラー社会、情報社会が混在した社会であるといえる。サービス社会は各職種雇用者数の推移割合から生産・製造部門が1947年～1968年の増加傾向を分析した結果、生産・製造部門は約10%の増加に対しサービス部門は104%増加している。また1968年は、全雇用者数の割合でみるとサービス部門が全体の約64%、生産・製造部門は約36%であった。増加傾向と全体の割合からも分かるようにサービス部門が全体の半分以上を占めている。これはサービスが社会に反映していることであり、サービスが核とした社会の表れである。もう一方で、知識社会も表れており、工業社会で中心であった専門・技術職が1890年は100万人弱であったが1968年には1,030万人に増加した。この中で教員が200万人以上で技術者140万人を上回る。専門的な医療関係

者は 200 万人、工学科学者が約 90 万人であり、これは一方で社会の階層構造の変化を示している。

工業社会ではエネルギーが重要な位置づけで、脱工業社会では情報が重要で特徴の一つであり、特に今日の社会のキーワードとされ、情報が一つの中心的資源となり、企業などの組織体の場合には力となり得る位置づけもされている。つまり、価格情報が知識を生み出し同時に価値の存在を示し、この価値が商品の定価として数量化され、消費へと導いている。また、1980 年ベルの論文の中で「知識価値説」について「情報社会の社会的枠組み」を述べている。1980 年に発表した著書「第三の波」が世の中に衝撃を与えた。トフラー（Alvin Toffler）の説は 10 項目から示している。発展の三段階説は、他の社会学者も主張しているがトフラーの場合は、広範囲に史的展開している。第一段階は文明を農業段階、工業段階、現在段階で、それぞれを「第一の波」、「第二の波」、「第三の波」と表現しながらそれぞれの社会としている。第一の波は農業社会で約紀元前 8000 年頃から 1700 年前後まで。農業の次は第二の波で工業社会であり、工業社会は産業革命から始まっている。その産業革命は、第二次世界大戦後、数十年でピークに達し、第三の波はベルが述べていることと同様にホワイトカラーとサービス労働者の総雇用者数がブルーカラーの労働者数を超えた。また、トフラーは 20～30 年ぐらいでこの社会が終わると述べているということは、次の社会がいかなるものか想像しているのであろう。

第三の波も第一、第二の波と同様に大きな社会変動と創造的な新たな構築が行われる。これは、今の社会状況から観ても 20 年前の著書・論文が預言的なもので全く同じではないが近い状況であることは間違いない。特に、労働環境の変化、経済活動、雇用状況等は経済の低迷、それに伴う生活環境の悪化、雇用者数の減少、失業者数の増加である。労働環境は終身雇用の廃止、見直しに伴う残業の時間外手当の廃止、能力給の採用、ベースアップ停止、昇級なしなど、仕事に対する達成率、成功率などで報酬が

決定される。また、正社員ではなく契約社員などの非正規社員や期間社員の増加で企業の経營業績で支払われる報酬が変化している。特に、定年引き下げ、年金支給年齢の引き上げと支給額の減額、医療費負担額増加などの状態であり、今までにない社会変化である。企業の立場から観ると、経営的に成り立たない企業の増加で会社更生法などの法的処理の手続きをする企業が後を絶たない。このような社会が訪れることをトフラーは予測していたのだろう。第二の波ではエネルギーについて再生できない石炭、石油などの資源、原子力発電に使用されるウランについて触れている。次の時代は遺伝子、太陽光を利用したソーラーシステムの登場、コンピューターとエレクトロニクスの結合や応用など、再生可能資源が中心になると推察する。さらに、情報量の増加により「情報体系」ができ、コンピューターの導入と利用で業務として各部署に合ったシステムの構築が行われている。

1977年にマッハルプ、ドラッカー、ベルに影響されたポラト（Marc Uri Porat）が「経済情報」について発表した。ポラトは「情報活動」を定義し、情報活動の構造について、「製造業の経済から知識・情報通信を中心とした経済へ進み変わる」ことを解くことが情報経済の目的であるとし、その結果、GNPの46%が情報活動に関わり、労働力の約50%が仕事として情報に携わり、所得の53%を得ている。ポラトの情報経済・情報社会は、情報部門と家計、生産部門から成り立っている。情報部門は第一次部門と第二次部門としている。第二次部門はコンピューターと通信サービスの民間管理、研究開発・通信施設の公共管理に分け、さらに生産部門は民間と公共の二つに分けている。

「情報は組織化され、通信されたデータである。情報活動は情報財と情報サービスの生産、社会より、流通において消費されるすべての資源を含む」と定義している。ポラトの情報経済・情報社会の特徴は、情報活動を二つに分けているところである。第一次部門は市場に向けた情報機器（ハードウェア）を製造・生産、情報サービスを提供（有料）し、販売する全産

業である。この主張はマッハルプの情報産業と同様に考えている。第二次部門には政府や政府・国家機関内部への消費生産されたすべての情報サービスである。これらは、雇用所得と資本財の減価償却に深く関わり、米国では全産業の資本の流れを示すためのものである。米国の場合、第二次部門の流れが連邦、州、地方政府の公共官僚と民間に分けて、消費するようになり、市場経済の外にあるすべての情報の流れ、情報経済の構造は最終的な需要なのである。第一次部門の家計などの占める割合は約 22%であり、第二次部門の割合は 3.4%、最終的需要は正確な基準ではなく、測定も難しく、数値より「付加価値」として示すと次のような結果がいえる。付加価値約 25%は第一次部門で、約 22%は第二次情報サービスを表し、情報活動全体の GNP 46%が市場と非市場の付加価値である。さらに、ポラトは「第一次部門の全体を示す定義がなく、情報サービス市場の最終生産物が知識である」と述べ、マッハルプの考えを受け継いでいる。情報職業の労働所得、政府・国家機関、民間管理に対しポラトは、情報労働者を類型化し、所得推移に関し情報労働者と被雇用者所得が 2,431 億ドルの約 54%相当が情報労働者所得であることを推計している。1967 年の GNP の約 39%が情報関係の職業によって得られ、政府・国家機関においても官僚・国家機関は基本的に情報を生産し分配・消費する有機体であり、計画・調整・命令・評価・通信し、情報を処理している。また、情報を集め報告するところである。もちろん、それらの中には管理も含んでおり、民間管理についても数値的には増加傾向で全体に占める割合が増えている。

2.2 情報産業化するメディア

情報技術と通信技術の融合により、経済活動における時空間的な複雑性もますます高まっていく。開発、生産、そしてマーケティングのプロセスは、グローバルな構造の中で行うことができ、非常に高性能な分散型のコンピュータ技術、高速通信網の実現によって情報交換が高速に行われる

状況にある。

情報と通信技術が持っている可能性、そして通信とインテリジェント・ソフトウェア、高速ハードウェアの組み合わせが持っている潜在能力を無限にするのである。例えば、情報、通信技術が大規模に使うことによって、開発プロセスが5%短縮でき、2,000億ドルが節減されるだけでなく市場競争力にも重大な影響を与えることになると推測できる。開発手順が高速化すれば、それだけ市場に沿った形で開発ができるからである。

従来型の生産社会において、市場というものはあまり顧客重視の形ではなく、創造性、あるいは革新性を製造する社会においては、製品のコンセプトとカスタマーの要求条件とが密接に連携する必要がある。すでに自動車業界では、パイヤーが理想の自動車をオンラインのスクリーン上で構築し、それからプロダクションのプロセスが始まるというシナリオが進められている。これが実現すれば、カスタム・メイドの車が迅速に納車されていくことになる。

情報社会のネットワークの長所には、普遍的で差別のないネットワーク・プラネットホームの構築がある。それによってあらゆるサービスがシームレスな形で提供できるようになる。このことは、グローバルな競争環境の中でネットワーク事業者が成功していくための絶対条件と考える。

将来の情報（電気）通信ネットワークはフレキシビリティの高いものでなければならない。全ての産業や全ての情報社会は、効率的な情報処理と通信に依存することになることから電気通信網は非常に高い性能と信頼性を提供する必要がある。

このようなインフラの構築と世界的なシームレス・サービスの提供にあたっては国際協力、国際協調は急務となり、過去から明らかなとおり、事業者がそれぞれ独立独歩で進めば、決してシームレスなネットワークを実現することにはならない。もちろん標準化に関し、既に開発された製品やサービスをさらに研究開発を積み重ねてきたという実績が企業側にあるこ

と、あるいはそれぞれの社会においてインフラの要件が異なっていること、そして、それぞれのエゴイズムがそこに存在する。そのために、調整ができず、いわゆるデファクト標準が出現することになる。これは他の標準化の結果でも明らかなとおり、結局は市場が決定を下すことになる。このような開発そして展開というのは、時としてリスクを負うことになる。

前項の観点から、日本の情報産業の進展について述べると、情報柱、源はコンピューターである。その歴史は、今世紀中頃 1946～47 年頃真空管を使った大型のコンピューターから始まり、以来単機能型から集中処理型の大型コンピューターが発達したのである。それが、1970 年代に入り、分散処理になり、さらにダウン・サイジング、オープン・システムの時代に移り変わってきた。

一方、通信の分野はデジタル化が進展し、光ファイバーケーブルがあたりまえになり今日に至っている。1957 年頃は、まだトランジスタの時代で PCM 開発が進み、1 Gbit/sec の速さを出すものが存在し始めている。その後、トランジスタから集積回路の開発へ移り成功した。その中で日本のオプティカル・ファイバー・システムは 10 Gbit/sec（1 秒間に 100 億個のパルスを送る）まで進歩しているのである。ちなみにデジタルはコンピューター言語である。1994 年の世界のコンピューターの生産規模は日本が 666 億ドル、米国が 608 億ドル、欧州が 392 億ドル、アジアが 484 億ドルと日本の生産能力は決して劣っているわけではない。しかし、先進国や先進国に近いアジア系中進国などの開発競争の結果であって、手を抜くことは決して許されるものではないことである。常に開発の競争の必要性は忘れてはならないのである。今後の展開には二つのポイントがあり、一つは「ソフト化、サービス化、ネットワーク化」、もう一つは「マイクロ・インテリジェント化」である。この二つのポイントを考慮しながら、21 世紀への企業の新展開は世界をリードする先端技術の開発、そのサービス化を世界に向けて実用化することである。もちろん総合力によるシナ

ジーの発揮とグローバルなネットワーク・アンド・アライアンス（N & A）を図っていくことでもある。このことは日本の今後への通信産業の発展への最大の課題であるといえる。そのために次のことを考えなければならない。

最大の課題は先進技術力に向けた技術と経営である。その課題は二つある。一つは、「研究所と事業部との緊密な関係および人事交流」、もう一つは、「グローバルな研究開発の促進と研究評価」である。

企業の事業部は今日、明日をテーマに、研究所は明日、明後日のように事業展開している。研究成果をどのような形で製品化へ発展していくかである。例えば、日本電気のように研究成果をいかに製品として市場へ送り込むか、などを検討する場として、技術戦略交流会議や社内の受託研究制度の受注研究、さらに各種のプロジェクトなど互いに協力できる体制を確立し、企業全体に反映させている。また、広域的に拡大すると大学と国立の研究所と民間の研究所との協力体制の確立である。つまり、産学官の一体化体制である。

グローバルな研究開発の推進である。欧米に比較し、日本は基礎研究が遅れている。この遅れを独自で取り戻すには数十年の歳月が必要である。少しでも速くするためには各国の協力が必要不可欠である。その時大切なことはその国の文化を尊重し、速く社会にとけ込むことである。できるかぎり、情報の共有し、自分の持っている情報を公開することである。その企業の理念も外国人に知ってもらうことである。

企業経営は人間としての能力を尊重し、育成し、さらに活用することである。その素質を見いだすこと、そして適性を種別することがこれからの技術戦略、そして経営戦略にとって必要であると考えている。また、評価（知的生産の評価）は時間による評価ではなく、成果による評価、すなわち裁量評価である。ただし、その評価基準がむずかしい問題である。例えば、パテント、ペーパー、パフォーマンスなどで評価が可能である。全てにお

いて、今まで行っていない、また、怠っていたことを速やかに行動を起こし、その結果から改善に取り組み、常にそこには各自・各企業のプラス思考が現われ、目的達成へと道が開け到達すると確信するものである。例えば、パソコンについて、パソコンの性能は、指数的に向上するという意味でよく用いられている。それは、ムーアの法則は「集積回路の集積度は18～24ヵ月ごとに2倍になる」という経験則である。パソコンがビジネスに使われるようになった1980年頃は、10MHz程度だったのが、2000年頃には最上位機種で1GHzになり、通常機種でも2～3GHzになっていった。パソコンの価格も低下し、その世帯普及率も80%を超え、パソコンの利用能力はすでに社会的常識になった。最も身近に情報化の発展を感じるのは、携帯電話である。その用途も、電話として用いるよりも電子メールやWeb閲覧に用いるほうが多くなり、カメラ、ゲーム、音楽（着うたフル）、テレビ（ワンセグ）の視聴、クレジットカード（オサイフケータイ）など多様な利用ができるようになった。子供や徘徊老人の位置確認、災害時での情報連絡など、社会的な用途も広がってきた。もはや携帯電話というよりも携帯情報機器でありケータイというほうがふさわしくなっている。そして、既に人口普及率は80%を超え飽和状態に入っている。なお、2010年頃からスマートフォンが普及してきた。携帯電話の自給率が高いのは、日本での需要増大が期待できないこと、日本の利用者が多機能・高性能機を望む傾向が高いことなどにより、海外メーカーにとって魅力のある市場ではないからである。既に撤退した海外メーカーもある。日本の市場は、自給率が低いことから日本が輸入国だと決めつける者もいるが、そうではなく輸出もしながら輸入もしていることが多い。一般に、低価格の製品はコストが安い海外からの輸入に頼り、国内では付加価値の高い高技術・高品質製品を生産して輸出する傾向がある。また、海外生産のために電子部品・デバイスを輸出している。携帯電話を例にすれば、日本では携帯電話に多機能・高品質を求めており、日本メーカーはそれへの対応の

競争にさらされている。ところが需要の多い開発途上国では、電話機としての機能があればよく安価であることを求めているので、コストの高い日本製品は競争力がない。しかし、携帯電話に用いられているカラー液晶、ダイオード、電池、ヒンジなどの部品では、日本メーカーは世界でトップのシェアをもっているのである。これは、要求水準の高い日本市場での競争のなかで培われた成果だといえる。一般に製品開発のアーキテクチャ（基本思想）には、インテグラル型とモジュール型がある。インテグラル型とは「すり合わせ」のことで、個別製品を対象に製造現場から開発現場までの技術を結集する方式である。卓抜した高度の技術が生かされた製品になります。それに対してモジュール型とは、標準化された部品や技術を組み合わせて製品にする方式である。低コストの大量生産に向いている。液晶やCDなどが新しい技術であった段階では、先端技術を持つ日本や欧米の企業がインテグラル型で開発していた。しかし、それらの製品が急速に普及するのは、モジュール型の生産により低価格で互換性をもつようになってからである。その段階では、比較的生産コストが安価なキャッチアップ国の企業が有利になる。電子機器（最終製品）のシェアが日本から韓国、台湾さらに中国へと移ったのは、それらがインテグラル段階からモジュール段階に移行したからだといえる。しかし、モジュール型になっても、品質の良い製品を生産するためには、優れた基材や生産設備が必要になる。日本でのパソコン普及率はほぼ飽和状態になり、パソコンの国内出荷量はほぼフラットあるいは減少傾向にある。また、買い替えや2台目の需要が主になっており、デスクトップ型の比率が下がり、ノート（ラップトップ）型の比率が増大する傾向にある。日本でのメーカー別シェアでは、日本電気と富士通がトップを争い、デル（米国）と東芝がそれに続き、HP（ヒューレット・パッカード、米国）がそれを追いかけている状況である。日系企業が優位ですが、デルやHPなど海外企業の割合も高くなっている。世界全体では、企業合併が多く変化が激しい状況であるが、HPがトップで、

デルとエイサー（台湾）が2位争いをしている。特に、台湾・中国系メーカーの成長が急速である。日系では東芝がトップであるが、これは、同社がノート型に傾注しており、輸出ではほとんどすべてがノート型だからである。日本国内における携帯電話の普及率は90%近くまで達し、需要の多くは子どもの成長による新規需要と新機種への買替需要なので、出荷台数も伸びていない。なお、日本では、通話よりもメールの利用が多いなど、他国と比較して顧客ニーズが多様である。それで、カメラ付き携帯電話、3G、ワンセグ対応など多機能・高性能へのニーズやデザインの多様化などの分野が進んでいる。これらが買替需要を喚起している。パネル生産設備などの日本企業の伸びはむしろ成長している。このように、国際分業が進展している。それに対して、全世界では発展途上国での普及が急速に進んでいる。出荷台数では、国内出荷は全世界の5%程度にしかすぎない。また、日本での自給率が大きい状態にある。そのため、メーカー別シェアは、国内と世界では大きく異なる。

国内では、トップのシャープと、パナソニック、富士通、東芝、日本電気の日系5社で70%以上のシェアをもっている。ところが全世界では、日系企業のシェアは10%にもならない。従来はノキア（フィンランド）が過半数を占めていたが、次第にシェアを下げてきた。サムソン電子とLG電子の韓国勢が2位、3位を占め、それに、ソニー・エリクソン（日本＋スウェーデン）が続いている。しかし、中国系企業が急速に追い上げているため、競争は益々激しい状態になると予想される。携帯電話とノートパソコンとの間を埋める製品として、アップルのiPhoneなどのスマートフォンが注目されている。現在の全体に占める割合は小さいが、急速に成長している。また、携帯電話の多機能化とスマートフォンの低廉化により、両者が融合することも考えられる。パソコンと同様に、スマートフォンOS（オペレーション・システム）は米国に牛耳られている状態である。なお、日本で開発した携帯電話環境にPHS（Personal Handy-phone

System) がある。1995 年に、当時としては高速な ISDN 回線を利用し、マイクロセル技術を用いた高度なものであったが、携帯電話に押されてあまり普及しなかった。そして、2010 年にその事業者であるウィルコムが会社更生法を申請した。しかし、この方式は電波障害に強く、病院など電子機器を用いている環境でも利用できるし、災害時の混雑にも強い特長がある。また、PHS の発展形態である XGP (eXtended Global Platform) は、時速 300 km の移動にも耐えられるなど、今後の動向が注目される。

インターネットや EC (Electronic Commerce, 電子商取引) の普及は、急激な発展となって身の回りの生活から国家経済に至るまで広範囲に急激な変化を与え、2000 年頃には IT 革命とまで言われた。現在では、情報機器やネットワークの存在すら意識せずに利用している状況になり、ユビキタス社会と言われるようになった。インターネットの利用も、2000 年頃とは大きく変わり、Web 2.0 (Web 環境の第 2 世代) になった。インターネットなどネットワークによる商取引を EC といい、EC には企業間の取引である B to B と、対個人取引である B to C に区分する。B to B は 200 兆円、B to C は 5 兆円を超える規模になっている (B to C 規模推移)。特に、B to B は絶対額での EC 化率でも米国より大きくなっている (EC 規模の日米比較)。さらに、B to C でも、のような電子マネーの利用率も米国より高い状況である。

3. ビジネスとしての価値判断の基準に関して

情報社会は、情報化によってもたらされた社会である。情報化は情報技術により進展し、その中で情報技術産業は世界中で最も大規模で最も急成長している産業である。特に、コンピューターやその関連する事業が推進力となっている。情報社会は人間の知的活動の領域を広げ、また個人の能力を伸ばすことが競争を通じて多くの新産業の創出につながっていくと考

えられている。個人の能力の強化は社会の意識を分散化させ、企業や国家への帰属意識さえも低下させた。さらに、家庭の価値や社会倫理の後退を招く方向へと進んでいる。

一方、経済面では世界経済が市場経済体制に移行され、21世紀に向けて歩んでいる。また、国内では、未だに景気が停滞し金融証券市場が混沌とした状況である。そして、雇用に不安の影を落とし、企業や個人に対し自己改革能力の必要性和創造性および独創性などが問われることとなった。特に個人に対し、自ら改革しなければならない社会環境になって来ている。つまり、自発性・創造性などの能力向上を必要としていることを認識しなければならない。例えば、企業では社内教育の一貫として、社内外のセミナーの参加や資格取得などを奨励している。しかし、まだまだ社員の意識が高いとは言えない。そのため、自己の現状分析を行い、変革への意識を高めなければならない。社員の自発的行動が横並び意識と体質改善へと導く。そして、個人が自律的に発想し、信条を持って行動することであり、既成の秩序にとらわれない動きや試みを大切に、柔軟な発想の元に新しい思想や技術を次々に創出し、発信していくことである。発想がないために新しい試みも生まれないし、新しい技術や産業も生まれないのである。したがって、それらの不足している能力等を効果的かつ効率的に得ることができる方法があれば最適である。では、最適な方法があるだろうか。例えば、スポーツ関係では「イメージトレーニング」で選手の持っている力を最大限に引き出す方法がある。しかし、企業等で働くいわゆる「企業戦士」の人たちには特に能力を上げる効果的な方法がないのが現実である。

そこで、価値判断の基準において、価値体系は重要である。つまり「柔軟な発想」である。ここでは柔軟な発想に着目し、発想が情報伝達の過程等に深く係りがあり非常に重要と考えられる。過去の実験・調査の結果から、重要なポイントは、

- 1) 情報源（一次情報）から発した情報（二次情報：連想した情報）

の変化過程や速度

- 2) 本の活字情報からマルチメディア化による画像情報への環境の変化
- 3) 白黒の文字情報からカラー情報への変化
- 4) 人間の画像認識に対する認識度とイメージ効果
- 5) 従来の言語処理体系との比較・検討
- 6) 発想への影響度

である。これら価値体系や価値判断基準へと寄与すると思われる。

上記において前述 1) の情報源（一次情報）から発した情報（二次情報：連想した情報）の変化の変化過程に関し、以前は言語学関係や情報処理関係の人工知能・知識情報系の幾つかの文献の調査と部分的な分析から連係機構のモデルを構築するための語の連想過程と単語間ネットワーク等に限定する。その中で、「言葉と語のイメージ」が重要になる。特に、言語学習において語彙は重要な課題である。しかし、何か新しいことに取り組む場合、過去の経験、体験など中から関係づけてイメージを描く。これは、経営者や事業責任者あるいは一個人が新しい発想のもとで行う場合と類似する。そこで、社会の中で最も基本とされ、人に自分の意思伝達に使われている「言葉」がある。「言葉」については、認知心理学をもとに認知言語学において心的語彙（mental lexicon）に関する研究がされている。特に「ネットワーク理論の Rosch（1975）と Taylor（1989）。プロトタイプ理論の Aitchison（1994）」などの理論もある。そして、心的語彙の形成において、その形成過程の記憶に対するシステムとメカニズムがどのように働いているのか多くの関心を集めている。

以上のことから、情報処理のモデルの研究から価値判断が可能である。情報処理の機械翻訳や自然言語処理関係の研究分野にヒントを見いだすことができる。特に、単語抽出法は作成された文章を「単語間に連想関係」という概念を導入し、単語間にネットワークを生成させる方法である。こ

れにより機械翻訳が人間の翻訳により近づくことになる。もちろん、人工知能への進展につながるものである。また、この方法を使うと情報検索ができ、多くの文章の中から簡単に重要と思われる単語を引き出すことができる。つまり、必要とする情報と必要でない情報が個人の判断で決定する必要性がなく、自動的に必要とする情報が得られることになり、その得られた情報のみで加工し利用すればよいことになる。したがって、最低限の情報で最大の付加価値情報が得られるということになる。語の定義は、単語 (Word) は一つの意味のまとまりをなし、文法上一つの機能を持つ最小単位。基点語 (Given word) は文章中に表れ、文章全体の主題、文意を特定する場合に重要な役割を持つ単語。関連語 (Relational word) は基点語に付随し、詳細に文意を表す単語。単語間ネットワーク (Word-network) は二つの組で与えられるネットワーク。連想語 (Associated word) は単語間ネットワーク上における単語から距離が 1 以上 k 以下の単語。交差語 (Intersectional word) は単語に対する距離 k の各連想語の集まりに共通して含まれる単語。二つの単語間にある関係で結ぶことを「バスを張る」という。

吉田 (1998) らは「幾つかの単語を与えると人はこれまでに習得した知識に基づき、単語と単語の結びつきからある単語を思い浮かべることができ、このような単語間の関係を連想関係といい」、そして「連想関係から思い浮かべることのできるものは、与えられる単語群を受ける人の経験に大きく影響するが、単語の意味は、その単語を連想させる単語の集合で定義されるし、これを連想的意味と呼ぶ」と述べている。

吉田らは、実験から結果を得ている。実験から共通するものは、「ボールという単語から、それぞれ野球とサッカーを連想するだろう。また、野球とサッカーに関係のある単語から、それぞれのスポーツが連想されるだろう」次に、「私は土手を散歩しますという文から、それぞれを分解し、私、土手、散歩の三つの単語を使い、連想させている。私と散歩の二つの

単語から土手を連想させる。そして、土手の連想的意味を私と散歩の単語の組が表現させている」また、「文章にたいする意味にも連想的意味を導入することで文章中に使われている単語に意味を割り与えることができる」と述べている。もちろん、文章中の単語の数は少ない方が単語自信に与える意味が大きくなるだろう。

このように、情報処理においての単語の抽出法は語の連想に関し、連想の際、過去の経験・体験や今までに習得した知識が深く関わり、次の語を連想しやすくしていることが分かる。語のみからの連想には限界があると考えられる。情緒作用が大きければ大きいほど語と語のネットワークの結びつきも強くなることが報告からも分かる。

人間の過去の経験・体験に根差した情報を心的な過程として蓄えるものとして記憶がある。記憶は過去の経験・学習の内容を保存し、後に思い出すことである。つまり、記憶と連想は何らかの関係で深く関わっていることになる。それは「語」である。

近年、データベースの構築や開発が盛んであるが、記憶の集まりを機械化、効率化を目標にできあがっている。つまり、情報が蓄積された客観的実在世界に関する記述であり、それを基に情報技術は時間と空間を越えた不変なものに蓄積されている。記憶タイプの情報蓄積を推進し、現状より情報環境をよくする方向に「記憶指向」とよばれる考え方がある。この記憶指向に沿った情報環境を実現するためには、情報環境に蓄積された情報とそれを使う人々の情報とを関連づけ有効に利用しなければならない。

記憶タイプの情報蓄積の技術は人間の記憶に対する情報科学的な検討・考察からはじまり、エピソード記憶を記号表現（スクリプト）に記述する方法や概念間を活性度が伝播することで記憶想起に該当する現象を実現した。これらの考えは成立した記号間の関連性をノードとリンクで表現（意味ネットワークと呼ばれている）し、さらに記号間の関連性同士をマッチングさせる。つまり意味ネットワークで部分照合させて関連情報を抽出さ

せている（事例ベース推論）。もちろん、個人の情報や個人以外の情報を保存し、それらの情報を照らし合わせながら関連した情報を収集かつ問題解決を行うことが役割である。

以上、情報処理や自然言語処理関係においても「情緒」が連想に大きな影響を与えている。そして、量的な面に貢献している。また、「語」の質的な面が語と語との繋がりにおいて重要な役割を果たしているのである。上記は、言語学的、心理学的な内容ではあるが実はビジネスにおいて大事な商品の色、形など、その商品のイメージにつながるものばかりであり、最も大事なことで、必要なことでもある。したがって、商品の選択する際の基準と捉える。そのポイントは、色、形、文字などの情報が頭の中で処理され、そこで価値体系や価値判断の基準が形成されていると思われる。

4. おわりに

以上のことから、情報と通信、そしてメディアが集束した結果として生まれる市場の成長を実現する鍵は、技術革新である。マーケット・リサーチによれば、開発期間が5年に満たないような革新的な製品によって生み出される利益は、今後益々増加していくと予想されている。それは、研究開発に多くの投資を必要とすることである。当然、そのためには慎重に、かつ徹底的な技術革新についての管理を行っていくことである。それが欠けると製品開発や技術の進歩は間違った方向へ向かう可能性がある。

ここで重要なことは、技術革新というのはユーザーに対してメリットをもたらすものである。また、製品やサービスを提供する側の競争力というのは、単なる技術の向上によって決定するのではなく、顧客がその方向を決める。当然、技術にばかり過大に縛られてしまうことなく、技術革新のペースをさらに応用の分野にも拡大していく必要がある。

技術革新によって競争力は増加するが、これは技術革新を顧客の求める

ものに応じた製品に置き換えることのできる企業の競争力のみが増加していくのである。情報社会は様々な側面を持っているが、ユニークな成長市場であり、ここから実に多くの新しい製品やサービスが生まれ、その源になっているのは直接、間接的に情報（電気）通信技術であるといえる。広い意味での情報を扱うことが、将来のビジネス・チャンスを生み、そうしたチャンスをグローバルな社会の形成に活かしていけるかどうかは、企業自身のこれからの活動展開で証明されるものである。また、情報通信技術等が新しい資源なら、この資源を最大に活用し、運用することである。運用する「力」がビジネスを成功に導くことにもなると考える。

産業界の動向について情報産業を中心に考察した。また、IT 活用型社会の形成の再認識は、重要な課題項目である。そして、IT 活用型社会とスマート社会との関係などが、雇用の創出、産業の変化、企業価値へどのようにつながるのか、ということある。本稿では、最後にほんの少し触れたスマート社会実現のために既に各地で実装実験が進んでいるモノもあれば、これから実施する項目もある。いずれにしてもここで示した様々な技術は、IT との結合により実現が可能になるものである。そして、工学系学術団体では、十分に把握し理解されているものである。その中で、次のことについて、触れる。

サービス産業、情報通信産業、ソフトウェア産業を中心に、技術革新の変化が技術・知識に集約され、資本と労働の関係が、技術と知識に移りかわり社会の資源として利用されている社会」と位置づけた。この変化は企業の経営活動が従来の考え方から新たな考え方へ変えざるを得ないことである。数々の成功事例から企業が目標を定め、その目標が達成する戦術を探索し、データによるシミュレーションを行い、その結果よりモデルが作成可能になる。

一方、現在は、情報と通信、そしてメディアが集束した結果として生まれる市場が、その将来も成長し生き続けるには、その実現するための鍵が

必要である。それは技術革新である。マーケット・リサーチによれば、開発期間が5年に満たないような革新的な製品によって生み出される利益は、これからも増加していくと予想される。それは、研究開発に多くの先行投資を必要とするからである。当然、そのためには慎重に、かつ徹底的な技術革新についての管理を行っていくことである。それが欠けると製品開発や技術の進歩は間違った方向へ向かう可能性がある。

産業界の動向に関し、様々な視点・分野から考察を試みた。その中では、商品開発、商品を作るための技術開発、そして商品の原材料とその原材料の特性等が十分なものでなければならない。これが雇用の創出、産業の変化、企業の価値にほかならない。起業しても商品開発し商品が完成しても、はじめから制限があることである。さらに、社会の変化に適応できる能力と組織構造の構築を考え場合、企業活動をはじめあらゆる分野の活性化を引き出すことが重要と考える。

謝 辞

最後に、本稿は平成26年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究成果の一部であること。そして、筆者としては新しい研究テーマに取り組む動機になったことに対し大変感謝するものであり、ここに記して同研究所に謝意を表したい。

参考文献（資料含む）および引用文献

- (1) 後藤玉夫「情報基礎論」創成社、p.106.
- (2) S. Kanayama, "The Computerization of Management Strategy Fundamental Concepts", *Bulletin of Tokohagakuen Fuji Junior College*, 5, 1995, pp. 251-253; Hatten, k. and M. Hatten, *Strategic Management*, Prentice-Hall, 1987, p. 1.
- (3) 八木勤編「2000年のマルチメディア市場」『コンピュータピア』コンピュータ・エージ社、Vol. 28, No. 335, 1994年、pp. 42-47.
- (4) H. Miyamoto, H. Fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific

- Region Countries”, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- (5) 拙稿「携帯ナビゲーションシステムについての事例研究(1)」『経営経理研究』拓殖大学経営経理研究所, 第97号, 2013年.
- (6) 拙稿「雇用の創出と産業の変化及び起業価値(1)」『経営経理研究』拓殖大学経営経理研究所, 第98号, 2013年.
- (7) 拙稿「情報伝達に関するイメージ連携機構」『語学研究』拓殖大学言語文化研究所, 第94号, 2000年.
- (8) URL : <http://www.meti.go.jp/~>
- (9) URL : http://www.meti.go.jp/policy/emergy_community
- (10) 経済産業省「次世代送配電システム制度検討会第1 ワーキング研究会報告」経済産業省, 2011年.
- (11) 経済産業省「次世代送配電ネットワーク研究会報告」経済産業省, 2010年.
- (12) NII (情報スーパーハイウェイ構想): Information Super-Highway Planning/National Information Infrastructure: NII
- (13) T. Sekimoto, “International Symposium of European, East-Asia, America and Japan”, *Technology and Economy*, 6, 1997.
- (14) H. Akiba, “Management Systems”, *A Journal of Japan Industrial Management Association*, Vol. 6, No. 1, 1996, pp. 10-11.
- (15) M. Nagai, “Information Interdependence and Interchanges in Asia”, *A Journal of Information and Communication Research*, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 6-9.
- (16) 野中郁次郎『企業進化論』日本経済新聞社, 1985年, pp. 217-231.
- (17) 千早正隆『日本海軍の戦略発想』プレジデント社, 1982年.
- (18) 森常訳『グーテンベルグの銀河——活字人間の形成』みすず書房, 1996年.
- (19) 拙稿『知覚に関する情報処理環境の変化と意識』PC ユーザ利用技術協会, 2005年.
- (20) Hatten, K. and M. Hatten, *Strategic Management*, Prentice-Hall, 1987, p. 1.

(原稿受付 2015年5月29日)

〈研究ノート〉

企業内訓練校における 心身教育と組織社会化

—— 鉄鋼メーカー G 社技術学園の事例研究 ——

島 内 高 太

要 約

日本の有力な製造業企業には、若手従業員を製造現場の中核層として育成するために企業内訓練校を運営しているものがある。そこでは、生産技術・製品技術に関する学科教育や実技訓練のみならず、企業が求める考え方や行動パターンを身に付けさせるための心身教育（各種行事・訓練、生活指導等）も重視されている。

本研究ノートでは心身教育の今日の特徴を明らかにするために、筆者が実態調査を行った大手鉄鋼（特殊鋼）メーカー G 社の企業内訓練校「G 技術学園」の事例研究を行った。その場合、心身教育を「組織社会化」（若手従業員が企業に適応するプロセス）の促進策ととらえる分析視角を採用した。具体的には、「組織社会化の成立要件」（成員性の獲得、学習のプロセス、および他者との相互作用を通じた役割の認識）の概念を参考にすることで、心身教育の目的と方法のみならず、心身教育を機能させるための組織的な工夫にも視野を広げてその特徴をより具体的に明らかにすることを試みた。

事例研究から分かったことは、G 学園では若手従業員がチームワークと帰属意識を重視する考え方を内面化して製造現場の中核層として成長できるように、多様な訓練・行事を駆使しつつ、その効果を高めるために若手従業員のロールモデルとなる先輩による指導体制を積極的に組み込み、かつ心身教育と評価制度を結び付けているということであった。これはあくまでも限定的な事例に基づく仮説的なものであるが、心身教育のひとつの

パターンであると考えられるため、今後、その一般性について検証していきたい。

キーワード：人材育成，企業内訓練校，心身教育，組織社会化

1. はじめに

本研究ノートは、大手鉄鋼（特殊鋼）メーカー G 社の企業内訓練校が展開する心身教育の事例研究である。具体的には、心身教育を組織社会化プロセスの促進策、つまり若手従業員が企業に適応するプロセスの促進策と捉え、心身教育の目的、方法そして心身教育を機能させるために導入されている組織的な工夫について明らかにする。

企業内訓練校は、製造現場の中核層として活躍できる人材を育成するために、新卒者などの若手従業員を一定期間職場から離して集中的に教育訓練する企業内訓練施設であり、一部の有力な製造業企業によって運営されている。そこでは製品技術・生産技術に関する学科教育、実技訓練はもとより、当該企業の一員（あるいは製造現場の将来の中核層）として必要な考え方や行動パターンを身に付けさせる心身教育も重視されている。

心身教育が重視される根本的な理由は、精神的諸要素を欠いてはいかなる労働も遂行しえないという事実に見出すことができる。労働者の労働能力は、知識、技能、および労働者の自主性・自律性¹⁾から構成されているのであり、心身教育はその自主性・自律性のなかに企業が求める考え方や行動パターンを埋め込む役割を果たすのである。それゆえ、長期雇用をベースに組織的な人材育成・活用を行ってきた日本の大手製造業企業においては、心身教育にとくに重要な位置づけが与えられてきたと考えられる²⁾。

心身教育の重要性と役割を上記のように捉えて研究する場合、心身教育それ自体に関する先行研究はもちろんのこと、社会学や組織論で議論され

てきた「組織社会化」(Organizational Socialization)の概念が参考になる。なぜならば、組織社会化とは個人が学習を通じて組織に適応するプロセスであり、その意味では、企業内訓練校が果たしている役割は組織社会化の促進に他ならないからである。本稿では組織社会化研究のエッセンス、とくに「組織社会化の3つの成立要件」に注目することで、心身教育の目的、方法そして心身教育を機能させるための組織的な工夫について明らかにし、大手製造業企業の訓練校が展開する心身教育の今日的な特徴に迫りたい。

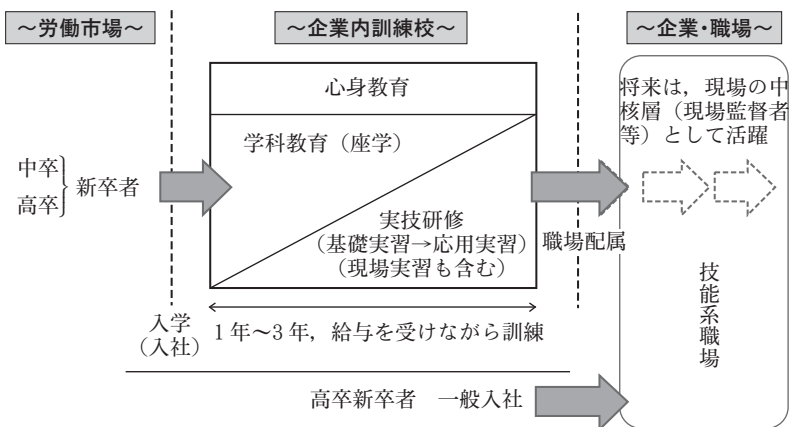
以下本稿では、第2章で企業内訓練校における心身教育の位置付けと先行研究について確認し、そのうえで第3章では訓練校における心身教育を組織社会化の促進策として研究する分析視角を提示する。そして第4章では筆者の実態調査を踏まえて大手鉄鋼メーカーG社訓練校の心身教育について事例記述を行い、第5章でその特徴を整理する。

結論を先取りすると、G学園の心身教育は、若手従業員がチームワークと帰属意識を重視する考え方を内面化することを目的としており、それを達成するために多様な訓練・行事を駆使していた。また、心身教育の効果を高める工夫として、若手従業員のロールモデルとなる先輩による指導体制、そして心身教育と評価制度の結び付けが見られた。これは、今日の製造業企業における心身教育のひとつのパターンであると考えられる。

2. 企業内訓練校における心身教育の展開

(1) 企業内訓練校における心身教育

企業内訓練校とは、製造現場の中核層（現場監督者など）として活躍できる人材を育成するために、中卒・高卒の新卒者をはじめとする若手従業員を一定期間職場から離して集中的に教育訓練し、ものづくりの基本知識・技能や心構えを形成する学校形式の企業内訓練施設である（図1）。



出所) 実態調査及び関連する文献をベースに筆者作成。

図1 企業内訓練校のイメージ

その起源は、かつて中卒者を対象に3年間の養成課程として普及した「養成工制度」にあり、現在は主に高卒者を対象とする「認定職業訓練」として運営されている³⁾。

認定職業訓練の枠組みを利用して訓練校を設置・運営する企業は、通常、自らの事業内容に対応した訓練学科を設けて人材育成を進める。そのため各社訓練校の教育訓練の内容は専攻に応じて異なっているが、そのカリキュラムが「学科教育」、「実技訓練」そして「心身教育」の3本柱で構成されている点は共通している。

この教育訓練3本柱のうち、本稿が注目する心身教育とは、若手従業員に当該企業の一員あるいは製造現場の将来の中核層として必要な考え方や行動パターンを身に付けさせるものであり、それは企業によって心身教育、精神教育、企業人教育、組織人教育、あるいは社会人教育など多様な呼称で表現されている。

企業内訓練校における心身教育は、狭義には「学科教育」、「実技訓練」と区別して設定されるカリキュラム上の「心身教育」(各種の訓練・行事)

表1 カリキュラムの3本柱と心身教育の位置付け

名 称	課 程	総訓練時間	心身教育時間	心身教育割合
トヨタ工業学園	中卒3年 工業高校課程	5,100 時間	1,900 時間	38.00%
デンソー学園	中卒3年 工業高校課程	4,773 時間	1,568 時間	32.90%
トヨタ紡織学園	高卒1年 課程	1,800 時間	384 時間	21.33%
マツダ工業技術短期大学校	高卒2年 短大課程	3,864 時間	378 時間	9.80%

(出所) トヨタ、デンソー、トヨタ紡織、およびマツダの各訓練校については、各校ウェブサイトにて最新のデータを確認した(アクセス確認:2015年5月30日)。

として実施されており、総訓練時間の2～3割が割り当てられている(表1)。また筆者の見聞の限りでは、心身教育に対しては、実技訓練に次ぐ多くの時間を割いている企業が多い⁴⁾。カリキュラム上の心身教育以外にも、訓練生の日常生活(寮生活を含む)に対する指導なども心身教育の機能を果たしているから、そうしたものを含めると心身教育にはより多くの時間が投入されていると推測できる。

このように訓練時間に注目すると、訓練校が心身教育に重要な位置付けを与えていることが分かる。冒頭で指摘したように、心身教育の特質は、労働者の自主性・自律性を企業が主導して形成していくという点にあるし、長期雇用と協調的労使関係をベースに組織的な人材育成を行うことで「フレキシブルで効率の良い改善指向型生産システム」⁵⁾を機能させてきた日本の大手製造業企業においては、製造現場で働く若手従業員を育成する上で技能形成に並ぶ重要性があったのである。

(2) 企業内訓練校の心身教育に関する先行研究

企業内訓練校における心身教育を正面から捉えた研究は決して多くはな

い⁶⁾。そこで、訓練校を競争力基盤と位置付けて人材育成を行ってきたトヨタ自動車に関する先行研究に限定し、心身教育がどのように理解されてきたのかを確認してみよう。

トヨタ訓練校の教育訓練のうち、心身教育の重要性を強調する代表的研究は野村正實（1993）である。野村氏は、養成工出身者が1950年争議の収拾やその後の協調的労使関係の構築に大きな役割を果たしたという認識⁷⁾に基づき、トヨタの中核労働者養成において「心身教育は技能教育とならぶ重要な柱である」⁸⁾と指摘している。

そして心身教育のプログラム（訓練・行事）に加えて、生徒会活動、クラブ活動、ホームルーム活動、寮生活など多様な方法で心身教育が展開されていることを明らかにしている⁹⁾。

このように、一方ではトヨタ訓練校の心身教育を協調的労使関係の構築という問題と結び付けて捉える研究がある。他方で、その心身教育をチーム文化の継承という問題と結び付けて理解する研究も発表されている。たとえば岡村徹也（2014）は、トヨタ訓練校はトヨタ生産方式に必要な組織文化（チーム・集団・組織の力を引き出す文化）を継承する拠点になっているという認識に基づき、心身教育を通じたチームワークやリーダーシップの教育に注目している¹⁰⁾。

こうした2つの研究系譜を相互補完的に捉えると、トヨタ訓練校の心身教育の目的は、トヨタ生産方式を機能させるためのチームの重要性和企業を発展させるための労使協調の重要性を若手従業員に対して重層的に教育することであり、そのために多様な施策が利用されてきたと理解できる。ここから敷衍して、日本の大手製造業企業の訓練校では、多様な方法（訓練・行事、諸活動、寮生活）による心身教育が、訓練生に対するチーム文化の浸透と労使協調主義の涵養を目的に展開されてきたと言えるであろう。

また、以上の議論を踏まえると、企業内訓練校の心身教育に関する先行研究は主に心身教育の目的と方法をめぐって進められてきたということも

指摘できる。

3. 「組織社会化」としての心身教育 ― 分析視角 ―

本章では、企業内訓練校が展開する心身教育を「組織社会化」の視点から捉え直し、研究を深化させる手掛りを探る。

訓練校の心身教育は、企業側から見れば、その施策展開を通じて若手従業員に企業が求める考え方と行動パターンを浸透させるプロセスである。これを訓練校で学ぶ若手従業員から見れば、その学習を通じて企業が求める考え方と行動パターンを内面化し中核層へと成長していくプロセスである。後者はまさに個人が学習を通じて組織に適応していく組織社会化のプロセスであり、それに対応させて考えるならば前者は組織社会化を促進するプロセスということになる。ここに組織社会化の概念を心身教育研究に適用する理由がある。

組織社会化に関する研究を幅広くレビューした高橋弘司（1993）によれば、組織社会化とは「組織への参入者が組織の一員となるために、組織の規範・価値・行動様式を受け入れ、職務遂行に必要な技能を修得し、組織に適応していく過程」¹¹⁾である。そこには、組織の中で達成される技能形成の側面と組織における個人の文化受容の側面があり、企業内訓練校は新卒者など若手従業員が組織に適応していくプロセスを技能形成と文化受容の両方の側面で促進するもの（「組織社会化戦術」と呼ばれる）と捉えられる。訓練校の教育訓練3本柱に関連付けると、学科教育と実技訓練は主に技能形成、心身教育は主に文化受容の促進策と捉えることもできよう¹²⁾。

では、個人が組織に適応していくプロセスはどのような要件で成り立つのだろうか。それを理解することで、対応する促進策を研究するための論点が把握できる。

そこで、「組織社会化の成立要件」として、3つの構成要素を確認して

おこう¹³⁾。それは、①成員性の獲得、②学習のプロセス、③他者との相互作用を通じた役割の認識¹⁴⁾の3要素である。この見方からすると、組織社会化とは、組織において他者とのかかわりのなかで仕事や組織について学び、自分の役割を認識し、組織の一員として認められるようになっていく過程ということになる。

この議論からは、組織社会化を促すには、若手従業員が組織における自らの役割を認識し成員性を獲得できるように組織が求める考え方と行動パターンを明示し、その習得に向けた学習のプロセスを設計し、それを効果的に進めるために学習の条件（他者との相互作用のあり方など）を整備する必要があることが分かる。この議論を企業内訓練校が展開する心身教育の問題に適用すれば、心身教育の目的、方法そして心身教育を効果的に機能させるための組織的な工夫について体系的に調査研究することが重要であることを理解できる。

4. 企業内訓練校における心身教育 ― G 学園の事例 ―

本章では、G 社の企業内訓練校「G 技術学園」（以下、G 学園とする）で展開されている心身教育について事例記述を行う¹⁵⁾。G 社からは、心身教育の現場視察の機会と心身教育に関する資料を提供して頂いた。なお、事例記述は主に 2012 年 8 月 28 日に実施したヒアリング調査結果、会社提供資料、及び G 社ウェブサイト掲載情報に基づいている。

(1) G 社の概要と経営方針・経営戦略¹⁶⁾

G 社は、愛知県に本社を構える従業員数約 3,000 人の特殊鋼メーカーである。事業の中心は、特殊鋼鋼材、機能材料・磁性材料、および自動車部品・産業機械部品であり、この 3 つの事業で売上高全体の 9 割を占めている。また事業の約 6 割は自動車産業向けであり、同社の鋼材・部品は、自

動車のエンジン部品、電装品、足回り部品、駆動部品、排気部品などに広く利用されている。特定の企業系列には参加していない。

同社の経営方針は、特殊鋼の高度な技術力をベースに「ものづくり」を通じて社会に貢献するというものであり、中期的には「ものづくり力の更なる強化」（技術・品質面およびコスト面の強化）、「市場との関係性強化」（新興国市場や環境関連ビジネスの強化）、そしてそれらを実現するための「人づくりの強化」という3点を戦略課題に位置づけている。その意味でG学園は、同社の競争力を支える重要な存在と言える。

（2）G学園の概要と教育目的

G社は1940年に養成工制度を導入したが、第二次世界大戦後の混乱期に一時それを閉鎖している。再開されたのは1952年のことで、中卒3年課程の養成工制度として再スタートした。その後、1970年代以降は高卒者向けの訓練課程も導入しはじめ、1984年からは高卒者を対象にした1年間の認定職業訓練にシフトして現在に至っている。

その教育目的は、現場で即戦力となる人材を育成すること、そして社会人としての正しい判断・行動を身に付けさせることである。「技術技能の専門知識の吸収はもちろん、良き社会人として、良きG社員としてバイタリティー溢れる人材の育成」¹⁷⁾が目的であり、学園の使命はそのような意味での良質かつ均質な人材を職場に送り込むことだと考えられている。

G社の技能系従業員は約2,000名である。毎年そこに一定数の高卒新卒者が技能系従業員として加わることになるが、はじめの1年間は全員がG学園（金属材料系熱処理科）に所属して、鉄鋼の製造技術や電気・機械の保全技術を学んでいる。学園の在籍者数は調査時点（2012年度）で63名、2008～2012年度の平均在籍者数は47.8人であった（表2）。なお、新卒者のほとんどは工業高校卒業者（電気、機械）であり、地域的には中部地方（全体の45％）に加えて九州地方（全体の23％）からの採用も多く全寮制

表 2 G 学園の在籍者数の推移

年 度	2008	2009	2010	2011	2012
在籍者数（人）	58	65	30	23	63

（出所） G 学園へのヒアリング調査及び G 社ウェブサイト情報より筆者作成。

となっている。

1 年間の教育訓練を終えると、2 年目には全員が G 社の技能系職場に配属される。製鋼・鋳造、圧延・鍛造・加工といった鋼材・部品の生産工程、品質検査、設備保全、あるいは製品開発など各部門に配属される。

（3）教育訓練の概要

G 学園の総訓練時間は 1,692 時間である¹⁸⁾。そのうち 64%は、広い意味での「専門教育」（専門教育 39%＋職場教育 25%）によって占められている。表 3 にみられるように、いわゆる専門教育としては特殊鋼メーカーの製造現場で働くための基本分野が網羅されているほか、配属決定後は配属職場実習も展開される。

また、「専門教育」に加えて、フォークリフトやクレーン操作などの「資格教育」も重視している（15%）。こうした知識・技能に関する教育訓練により、高卒新卒者は現場の即戦力として育てられる。

さらに、総訓練時間のうちの 21%、訓練日数全体（211.5 日）のうちの 41 日分が「心身教育」に割り当てられている。そのカリキュラムは、導入教育にはじまる様々な野外訓練・行事からなっており、良き社会人、良き G 社マンとしての正しい判断・行動を身に付けることが目指される。

（4）指導体制の特徴

では、上述したような目的と内容からなる G 学園の人材育成は、いかなる指導体制の下で展開されるのだろうか。

第 1 の特徴は、訓練生のグループ（班）編成の方法にある。G 学園では、

表3 G学園のカリキュラム（概要）

分 類	項目・科目	科 目 内 容	時間配分
資 格 一般教育	文化・体育	サッカー、野球、バレー、絵画、写真など	15%
	資格取得	クレーン運転士、玉掛け、砥石など	
	生産管理	品質管理、生産実習、安全講話など	
専門教育	生産技術	金属材料、製鋼、圧延、鍛造など	64%
	機械保全	機械工学、機械要素、アーク溶接など	
	電気保全	電気工学、シーケンス、パソコンなど	
	技能検査	普通職業訓練認定試験（期間族材料系熱処理科）	
	配属先実習・見学	自職場実習等	
	定期テスト	前期・後期定期テスト	
心身教育	導入教育	8泊9日合宿	21%
	野外訓練	登山、ウォーキング、ボランティアなど	
	行 事	体験発表会、県事業内行事など	

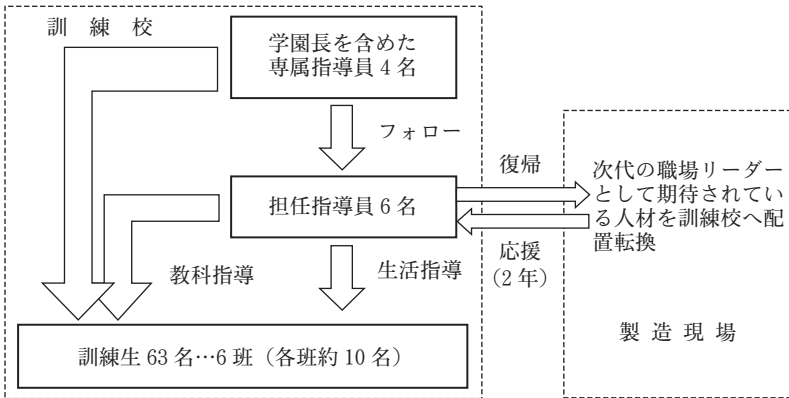
即戦力としての技術技能

良き社会人、良きG社員としての正しい判断・行動

（出所） 学園パンフレット及びG学園提供資料より筆者作成。

約60名の訓練生を10名程度の班に編成し、活動の基礎単位としている。班単位での集団活動は、訓練生同士の交流を促進し教育訓練の効果を高める。また、すべての訓練生が班長を担当しリーダーシップを体験できるように班長は交替制にしている。

第2の特徴は、指導員の調達・活用方法にある。G学園では約60名の訓練生に対して10名の指導員（学園長を含む）が教育訓練を行っている。



(出所) G 学園へのヒアリング及び大饗健児 (2010) より筆者作成。

図 2 G 学園における班編成と指導員調達・活用

そのうち 6 名は班の担任を務める「担任指導員」である。担任指導員は、専門教育・資格教育にかかわる自らの担当科目の講師を務めながら、心身教育（野外訓練・行事や生活指導など）も担当する。

こうした担任指導員は、多くの場合、現場から「応援」という形で配置転換されてきている¹⁹⁾。彼らは、製造現場の最新情報を学園の専門教育等に反映させることを期待されていると同時に、「指導員は親、兄貴という感覚で教えている」というように、学園、会社の先輩として、良き社会人、G 社員のあり方を伝えていくことも期待されている。

(5) 心身教育の実態

本節では、G 学園の心身教育について詳しく見ていきたい。特に、心身教育の目的、代表的な取り組みの内容・効果、訓練生の評価制度の 3 点について整理する。

① 心身教育の目的

G 学園における心身教育の目的は、(2)、(3)でも言及したように「社会人

として正しい判断・行動を身に付ける」ことである。それはまた「良き社会人」,「良き G 社員」の育成とも表現されている。では, その“正しさ”, “良さ” というのは何を意味するのだろうか。この点について参考になるのは, G 学園が職場の人材ニーズに基づいてまとめた「成長の 5 ヶ条」(表 4) というものである。

ここで, 職場が求める人材とは, i 「性格や態度にひねくれたところがなく過ちに対しては真摯に受けとめる」, ii 「礼儀・ルールを守り, 正しい言葉遣い, 挨拶・服装がきちっとしている」, iii 「他の意見を傾聴でき自分の考えを発信しお互いのバランスを考えて, 信頼関係を築いている」, iv 「知識・技能の習得を目指し努力している」, v 「何事も最後までやり遂げようとしている」人材のことである。

こうした職場の人材ニーズを踏まえて, 学園では訓練生の「素直さ」,

表 4 G 学園「学園生成長の 5 ヶ条」

ポイント	目 標	具体的内容
素 直 さ	失敗や注意を前向きに受け取ろう	・「オアシス」を率先して行う。 ・相手に不快を与えない。 ・指示されたことに素早く行動する。
遵法性・礼儀	自分の行動や生活に責任を持つ	・学園ルールを順守する。 ・KY, 実習手順を守り作業をする。 ・良識ある行動を身に付ける。
コミュニケーション力	自分がして欲しいことを相手にしよう	・相手を尊重して話を聞く。 ・自分の意見を要約し相手に伝える。 ・報告書文で内容を正確に伝える。 ・友達の輪を広げる。
向 上 心	積極的な心構えとプラス思考を持ち続けよう	・授業で学んだことを習得する。 ・毎日の学園生活に目標を持つ。 ・作業に改善と改良を考える。
やり抜く力	できない理由よりどうしたらできるのかを考えよう	・目標を明確にし達成計画を立てる。 ・作業を時間内で完了させる。 ・失敗しても諦めず役割・責任を果たす。

(出所) G 学園提供資料に基づき筆者作成。

「遵法性・礼儀」,「コミュニケーション力」,「向上心」,「やり抜く力」の5つを向上させることを重視している。

② 心身教育の内容と効果

a 野外訓練・行事

上述した教育目的を達成するために、G 学園では総訓練日数の 21%を用いて表 5 に見られるような様々な野外訓練・行事を行っている。そのうちの代表的な取り組みについて見よう。

学園が実施する野外訓練のうち、最も重要視されているものは毎年7月に実施される2泊3日の「富士登山」である。これは、キャンプ地での宿

表 5 G 学園における心身教育カリキュラム

項 目		日数	内 容
導入教育		11.0	入社式，健康診断，講話，会社概要，KYT，グループトレーニング，走歩ラリー等
ホームルーム		—	(166.5 日)
野外 訓練	登 山	7.5	強歩訓練，A 山，富士山，準備
	ウォーキング	3.0	オリエンテーリング，準備
	ボランティア	3.5	身障者養護施設でのボランティア，秋の祭典，準備
	競 技 等	1.0	競技大会
	小計（日）	15.0	
行事	体 験 発 表 会	2.0	体験発表
	県事業内行事	5.0	体育大会，促進大会，体験発表，駅伝大会
	転 寮	1.0	荷物発送等
	修 了 研 修	4.0	海外研修
	修 了 式	3.0	集合研修，修了式準備，修了式，上長懇談会
	小計（日）	15.0	
合計（日）		41.0	

（出所） G 学園提供資料に基づき筆者作成。

泊をはさみながら班毎に頂上を目指すもので、学園長や指導員も参加する学園の一大行事となっている。

この野外訓練が生み出す心身教育上の効果はどのようなものだろうか。この点について、学園パンフレットの行事紹介と富士登山を体験した学園出身者の感想を記しておきたい。

「グループで達成感を味わうことで、メンバーシップの重要性や責任感が生まれることでしょう」。(学園パンフレットより)

「私の1年間の技術学園生活は、辛い事や厳しい事が多かったです。その事で、助け合う事の出来る仲間が出来ました。日本一の富士山登山などの行事では、苦しくても同じ思いをしている仲間のことを思うと、自分も頑張ろうと勇気がわいてきて、無事登頂する事が出来ました。仲間の大切さを実感し、仲間に感謝の気持ちを持てる行事となりました」。(大饗健児(2010) 34頁)

また、主要な行事として「県事業内行事」がある。これはG社が所在する愛知県内の認定職業訓練校が一堂に会して行われる訓練校対抗の体育大会や駅伝大会である。愛知県の認定職業訓練校20校は、他社訓練校と情報交換を行い教育訓練の質の向上に役立てようと協力関係を構築しているが、体育大会のような行事を開催して他社の訓練生との交流や競技の機会を設けることで、訓練生の訓練意欲の向上と愛社精神を育むことも重視している²⁰⁾。

b 朝礼における規律訓練・スピーチ²¹⁾

カリキュラム上の野外訓練・行事以外にも、心身教育に欠かせない取り組みとして朝礼時の規律訓練とスピーチがある。その内容を整理しよう。

朝礼は毎朝午前8時に始まる。定刻になり指導員および訓練生が体育館

に集合すると、担任指導員が各班の並び方や訓練生の服装をチェックして回る。その後、「行くぞ！」（班長）、「オー！」（班員全員）の大きな掛け声とともに前進・整列などの団体規律訓練を行う。整列が完了すると、「第1班、総員12名、事故なし。総員12名、番号ー！」（班長）、「1」、「2」、「3」（班員一人ずつ）というように大声で点呼が進められる。

点呼が終了すると、代表スピーチが始まる。これは、訓練生のうちの一人が当日の担当者となり、全員の前で演台に立ちショートスピーチを行うものである。筆者が現場視察に訪れた日の朝礼では次のようなスピーチが行われた。

「皆さん、尊敬する人はいますか？ 私は父を尊敬しています。父の仕事ぶりを見ていて尊敬するようになりました。苦労しながらも、周りに笑顔を絶やさず接する父。そんな父に近づきたい。皆さんも尊敬する人を見付け、その人に近づく努力をしましょう」。

（当日の担当者）

こうしたスピーチに対して、担任指導員が個別にコメントをする。スピーチ終了後は、全員がきびきびと移動して体操が出来る陣形をとり、準備体操を行う。体操の後、班ごとに円になり、スケジュール帳を出してその日の訓練内容を確認するためのミーティングを行う。ミーティング終了後は、班ごとに隊列を組んで体育館を後にする。このような一連の流れからなる朝礼が毎朝繰り返される。

では、毎朝の規律訓練・スピーチにはどのような効果があるのだろうか。G学園によれば、G社の製造現場はいわゆる3K職場で危険なことも多く、ルールを遵守して決まったことをやらしてもらわなければならないため、規律ある行動を取れなければならないのだという。

また、調査時点の学生の声ではないが、『G学園50周年記念誌』に次の

ような学園 OB（1988 年入社）の声が紹介されている。朝礼時のスピーチがコミュニケーション（聞く、伝える）の訓練にもなり、また仲間意識を高める効果も生み出すことが推察される。

「特に印象に残っているのが朝礼時、…工場のグラウンドで演台に立つての 3 分間スピーチ。…声が小さければ、指導員から『やり直し』の指示。…発表内容は自由でしたが皆、自己紹介から始まり故郷のことや自分の趣味・特技など。おかげで朝礼を通じて同期の様々な一面に出会うことができました。…今思うとこの団体訓練が今の G 社を築き上げている原点の様な気がしてなりません」。

（『記念誌』67 頁。一部の中略・修正は筆者による）

③ 訓練生の行動評価

最後に、G 学園が用いている訓練生の評価制度を見ておきたい。

すでに確認したように G 学園は人材育成の目的を示すために「成長の 5 カ条」を策定しているが、それに加えて、心身教育のカリキュラムを構成するすべての野外訓練・行事について「5 カ条」に対応する訓練生の行動目標を定め、評価基準も明確化している。担任指導員はこの評価基準に沿って野外訓練・行事における訓練生の行動を評価していく²²⁾（表 6）。

評価基準の内容を見る限り、訓練生に求められている行動は、何事に対しても目標を設定し、目標達成に向けて自分の役割を明確化し、ルールを守り、G 社の一員としての自覚を持ってチームとして全力を尽くす、と要約できる。訓練生は、そのような意味での「良き社会人」、「良き G 社員」としての「正しい判断・行動」を身に付けることが求められている。

また G 学園では、訓練生の資格取得状況と訓練生の集団生活・生活態度に関する個人評価状況を学園内の掲示板に掲示し、全員が確認できるようにしている（図 3）。この取り組みは「ここ数年の間にやり始めた」（調

表 6 心身教育の行事目標と担任による評価基準

行事名	スローガン	行事目標	担任評価基準
富士登山	前期成長の集大成 「挑戦・全員登頂！」	1. 全行程をやり遂げ自信に繋げる。	辛いことがあっても成長の機会だとポジティブに捉え対応できたか。
		2. 苦しい中で励まし助け合い学園性全員で頂上を目指す。	全員登頂に向かってみんなを動かしたか。
		3. 心・技・体の項目をワンランクアップさせる。	自ら目的を持って参加できたか。
		4. 社会、交通ルールを守り事故や怪我をしないさせる。	怪我事故に繋がるような自分勝手な行動がなかったか。
		5. G グループの一員としての自覚を持ち行動する。	G グループの一員としての自覚を持ち行動したか。
県体育大会	G 学園の総力発揮 「目指せ・優勝！」	1. 大会に向けて目標を設定する。	自分の役割を把握して目標設定したか。
		2. 目標達成のためのプロセスを考え計画を立てる。	目標達成の計画に根拠があるか。
		3. 目標達成のための役割を実行する。	目標達成のために自分で役割を見つけ果たしたか。
		4. G グループの一員としての自覚を持ち行動する。	G グループの一員としての自覚を持ち行動したか。
		5. 練習、大会を含め、声を掛け合いチームの士気を高める。	チームに対してマイナスになる言動や行動をしなかったか。

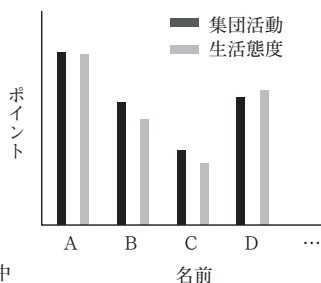
(出所) G 学園提供資料に基づき筆者作成。

査時点) とのことであったが、学園ではこれを「見える化」と呼んでいる²³⁾。

集団活動・生活態度の評価²⁴⁾とは、生活全般の様子や朝礼でのスピーチなどを担任指導員が評価するものである。はじめは訓練生自身に自己採点²⁵⁾をさせ、そのうえで担任指導員が評価を行う。そして両者の評価のギャップを示すことで社会人、G 社員としての判断・行動の正しさを理解させていく。この評価制度では月ごとに取得できるポイントの上限が決められており、訓練生はその達成を目指して集団生活を送る。

名前	クレーン	玉掛	フォークリフト	…
A	●	●	●	
B	●	●	●	
C	●	●	○	
D	●	●	●	
E	●	●	●	
F	●	●	●	
G	●	○	●	
H	●	○	●	
…				

●取得
○挑戦中



(出所) G 学園視察時の筆者のメモから作成。

図3 集団活動・生活態度の個人評価状況の「見える化」(掲示物のイメージ)

こうして、育成すべき人材像と評価基準を明確にし、それに基づいて訓練生を評価して結果を公開するという試みは、訓練生同士の切磋琢磨を促進する働きがあると同時に、評価結果を踏まえた定期的な目標の見直しも可能にするなど、心身教育を促進する役割を果たしている。また、指導員ごとの指導内容のバラツキの抑制や指導員の成果の比較(つまり評価)にも役立つということで、心身教育をより実効性のあるものにする仕組みになっている。

5. ま と め

最後に、組織社会化の成立要件(成員性の獲得、学習プロセス、他者との相互作用を通じた役割の認識)に注目し、G 学園が展開している心身教育の特徴(心身教育の目的、方法、心身教育を機能させるための組織的工夫)をまとめておこう。

まず、G 学園の心身教育の目的は、チームワークと帰属意識を重視する方向へ訓練生の文化受容を生み出すことにあった。そしてその目的を果たすために各種行事・訓練や毎朝の朝礼・スピーチなど多様な方法が用いられていた。こうした心身教育の目的と方法は、大手製造業企業の訓練校が

展開してきた心身教育の目的と方法に類似するものと言える。

また、実際に G 学園の心身教育は目的を達成できていた、つまり訓練生の組織社会化を上手く促進できていたと思われる。それというのも、訓練校（企業）も訓練生（従業員）も、心身教育の施策が訓練生のメンバーシップの形成、コミュニケーションの深化、そして愛社精神の形成等の効果を生み出していることを指摘していたし、それはまさに G 社製造現場の人材ニーズ、G 学園の教育目的、訓練生の行動目標、そして担任指導員の評価基準とも合致するものだからである。

G 社において、心身教育の目的と方法をしっかりと関連付け、訓練生の組織社会化を促進するのに役立っていたのは評価制度である。G 学園では、職場の人材ニーズを踏まえて学園の教育目的、訓練生の行動目標、担任指導員の評価基準を明確化し、訓練生の評価についてのその結果を学園内で公表していた。つまり G 学園は、社会化方向性の明示とその達成度評価・公表を通じて訓練生の学習を喚起するという形で組織社会化のプロセスを促進しているのである。

また、G 学園の指導体制は、他者との相互作用を通じた役割認識の強化という意味で心身教育の効果を高めていたと言える。G 学園では、製造現場において次代の職場リーダーとして期待されている人材を訓練校に配置転換して訓練生の指導と行動評価を担わせている。そうした人材はまさに訓練生が目指すべきロールモデルであり、その人材に学び、評価されるというのは、訓練生が社内における自らの役割を認識する重要な機会となる。

以上 G 学園の事例研究から、心身教育のひとつのパターンを引き出すことができる。それは、新卒者など若手従業員がチームワークや帰属意識を重視する考え方を内面化して製造現場の中核層として成長していけるように、多様な訓練・行事を駆使しつつ、それらの効果を高めるために心身教育と評価制度（基準の明確化、結果の公表）を結びつけ、かつロールモデルとなる先輩による指導体制を整備する、というものである。

もちろん、本稿がG学園の研究をベースに提示した心身教育のイメージは、あくまでも限定的な事例に基づく仮説的なものである。それが日本企業の訓練校が展開する心身教育の特徴を理解するうえで説明力をもつものかどうか検証していく必要がある。

また、こうした心身教育が求められる根拠について個別企業の経営システム（経営戦略、事業システム、生産管理や人事労務管理のあり方）との関連性を考察するとともに、日本の養成工制度あるいは企業内訓練校の歴史のなかに位置付けてその意義を問うことも重要であろう。

残された課題は多いけれど、本稿では「組織社会化の成立要件」に注目して心身教育を捉えることで、心身教育が若手従業員の組織適応をいかに促すか、心身教育の目的と方法の研究にとどまらず、心身教育を効果的に進めるための組織的工夫にも視野を広げてその特徴を具体的に理解できたのではないだろうか。

* 貴重なお時間を割いてヒアリング調査、現場視察、そして資料提供に応じてくださったG社訓練校担当者の皆様には、ここに改めて感謝申し上げます。なお、本研究ノートの記述内容に関する一切の責任は筆者にあることを明記いたします。

* 社名をG社と評価するため、以下の注記、参考文献一覧において、ウェブサイトURLや公刊資料についても社名に該当する部分に「G社」あるいは「G」の表記を用いています。

* 本研究ノートは、科学研究費補助金・若手研究(B)（課題番号24730358、研究代表者：島内高太）の研究成果の一部です。

《注》

- 1) 林正樹（1998）124-131頁参照。
- 2) 隅谷三喜男編（1971）は、企業内技能者養成制度（養成工制度）の形成を年功制や終身雇用の形成と表裏一体のものと捉えており、生産技術の発展に対応する技能者を内部養成していく場合、企業による訓練コスト回収の必要性からも、労使関係の安定化の必要性からも、長期雇用と内部昇進が合理的であった

ことを指摘している。そして、企業に長期定着して経験を蓄積していく技能者を労使関係の安定化の柱として位置付けるために修身教育＝人間教育が重視されたことも指摘している。

また、企業進化論の立場からも心身教育の重要性を指摘できる。藤本隆宏(1997)は、競争力の真の要因はパフォーマンスに直結する組織ルーチン（例えば JIT, 自動化, TQC など）ではなくそれを構築する非ルーチンな部分にこそあり、その本質は組織メンバーが共有する競争力向上に対する思考習慣、心構えにあると指摘する。心身教育はそうした思考習慣、心構えの形成にも役立つと言える。

- 3) 養成工制度は、日露戦争を契機とした独占資本の形成期において、生産技術の発展と労使紛争の激化に対応する技能者を内部養成するために、新卒者を採用して自前の施設で約3年にわたる教育訓練を施す仕組みとして成立し、第1次世界大戦後には大企業を中心に普及した。

第2次世界大戦後は、労働基準法第7章に技能者養成規定が設けられ、1950年代から中卒者を対象にした3年間の養成課程を設置する企業が急増し、1960年代には最盛期を迎えた。しかし1970年代以降は高校進学率の上昇を背景に中卒者を対象とした仕組みは衰退し、それ以降は大企業を中心に、高卒者を対象とする企業内訓練校が認定職業訓練施設として運営されている。

『2014年版ものづくり白書』によれば、2013年4月1日現在で、全国には1,145の認定職業訓練施設が存在する。

- 4) 表1において、マツダ工業技術短期大学校は、他の訓練校と比較して心身教育に割く訓練時間の割合が低くなっている。この点については、筆者が2013年7月に訪問した乗用車メーカーI社の訓練校Iテクニカルカレッジも同様に心身教育に割く訓練時間の割合は10%程度（筆者がカリキュラム表より算出）であった。これは、いわゆる企業内訓練校のなかでも工業技術短期大学校のカリキュラムの特徴といえるかもしれない。

- 5) 藤本隆宏(2001) 21頁。

- 6) この点に関する注目すべき歴史研究として木下順(2010, 2014)がある。木下氏は、1910～1920年代にかけての労使関係の危機（ロシア革命を契機とした労働組合運動の活発化や大規模な労働争議の発生）を背景に、日本の大企業が養成工制度を労務管理の柱に位置付けていった事実に着目し、養成工制度は組合活動を主導する職人から新卒の養成工を隔離して教育する「鉄壁」として機能したことを強調する。そして、そこでは修身・教練による「教化」、寮生活を通じた意識変革、そして会社忠誠心をもつ先輩社員による指導など、いわゆる心身教育が重視されていたことを明らかにしている。

なお、養成工制度の訓練終了者（電機3社，自動車1社の合計149人）に対する意識調査を行った上野隆幸（2000）によれば，養成工出身者にとって，学科教育や実技訓練による技能向上もさることながら，しつけ教育等を通じて組織内での行動や考え方を身に付けたことがその後の活躍に役立っており，心身教育の意義が明らかにされている。

- 7) 野村正實（1993）134-142頁。野村氏はトヨタの養成工制度について，次のように述べている。「ヤマト自動車（トヨタ一筆者）がなお中卒者を対象に企業内教育をおこなって将来の中核労働者を育てようとしているのは，しばしば指摘されているように，1950年代前半におこなわれた大争議にさいして，養成工出身者が会社の方針にもっとも理解があったという歴史によって説明される。たんに技能の形成だけでなく，心身教育を重視する学園の方針がそれを裏付けている」（142頁）。

こうした認識は，日本人文科学会（1963）においても見られたものである。そこでは，トヨタの養成工制度が存続してきた理由について，1950年争議の収拾に際して養成工出身者が会社のためにつくした力を高く評価してのことであつたとしている。そのうえで，養成工制度の理念はトヨタマンの育成，トヨタ精神の形成すなわち「会社への順応，職場への順応に加えて，明るくあたたかい人間関係の育成」，「企業とともに生きぬく，やる気のある人を作り上げること」にあると指摘した（168頁）。

- 8) 野村正實（1993）139頁。
- 9) この点については，日本人文科学会（1963）の調査研究も，朝礼，ホーム・ルーム，自治会活動，生活日誌，会社と家庭の協力など心身教育として多様な方法が用いられていることを明らかにしている。
- 10) 岡村徹也（2014）は，トヨタの企業内訓練校における心身教育で育成されるチームワークやリーダーシップ，寮生活で形成される人間関係などが，今日では地域活動を支える力として機能しているという興味深い指摘をしている。
- 11) 高橋弘司（1993）2頁。また，中原淳（2010）は，組織社会化研究のレビューを通じて「組織社会化とは，組織という制約の中で，組織にとって益のある現実的行動を発達させる，組織参入時のプロセス」とも言える指摘している（24頁）。
- 12) もちろん，技能形成と文化受容は完全に切り離せるようなものではない。同じように，学科教育・実技訓練と心身教育も完全に切り離せるようなものではない。両者は区別されるべきものであると同時に，現実には相互補完的なものである。ただし本稿では，それぞれの直接的な目的に注目し，「技能形成」―「学科教育・実技訓練」，「心身教育」―「文化受容」という対応関係で捉えるこ

とにしたい。

- 13) 高橋弘司 (1993) 2 頁, 鈴木竜太 (2010) 29 頁。また, 中原淳 (2010) は 3 要素として訓練, 経験, 人, の 3 つをあげている。
- 14) 組織社会化の推進力となる「他者」, 「人」のことを「社会化エージェント」と呼ぶ。
- 15) 筆者は, 企業内訓練校を日本の大手製造業企業の競争力基盤と位置づけて, その教育訓練内容や教育訓練体制についてヒアリング調査と現場視察を行ってきた。しかし, 心身教育に関するまとまった資料・データの入手, 心身教育の現場視察は容易ではなかった。本研究ノートで取り上げた G 学園の事例が日本の企業内訓練校を研究するうえでの代表性を持つかどうかは議論の余地があるし, 一企業の事例から明らかにできることは限られているが, 貴重な事例であると考え取り上げることとした。
- 16) G 社の概要および, 経営方針・経営戦略については, G 社ウェブサイトの「企業情報」を参照した (<http://www.G.co.jp/about/index.html>: 2015 年 5 月 30 日アクセス確認)。また G 社『第 90 期報告書』, G 社決算説明会資料 (2015 年 4 月 30 日) も参照。
- 17) G 社ウェブサイトの「技術学園」を参照した (<http://www.G.co.jp/about/recruit/highschool/school.html>: 2015 年 4 月 30 日アクセス確認)。
- 18) 認定職業訓練制度の「普通職業訓練」のうち, 長期間の訓練課程については, 原則 1 年間で 1,400 時間以上の訓練時間が要求される。G 学園の総訓練時間はそれを大きく上回る水準に設定されている。
- 19) G 学園に配置転換される現場技能員の多くは, 所属職場では次代のリーダーとして期待されている人材である。このように, 現場技能員を訓練校の指導員として活用する仕組みを, 筆者は「現場人材活用型能力開発」と呼んでいる。
拙稿 (2014) では, 調査対象とした大手自動車関連企業 14 社のうち 10 社の訓練校において「現場人材活用型能力開発」が導入されていたことを示した。この仕組みでは「30 歳前後」, 「訓練校 OB」, 「現場で中核技能者としての活躍を期待されている」といった基準で人選がなされており, 約 3 年の配置転換が行われるケースが多い。そうした技能員には, 訓練校において実技指導, 教材開発・改善, 班・クラス担任等を担当させ, 任期終了後は出身職場に戻す。
この仕組みでは現役訓練生と訓練校 OB (次代を期待される先輩) の交流が生まれるため, 訓練生が中核技能者としての自覚や企業への帰属意識を高めることができるといわれている。
- 20) 大饗健児 (2010) 32 頁。こうした認定職業訓練を巡る企業間協力 (学園間協力) については, 調査当時の G 学園担当者も肯定的であった。「経営者によっ

ては訓練校の大会などへのアプローチにも違いが出る。時にはコスト優先の声
が大きいこともある。そうしたことに對して、愛知県の多くの企業が認定職業
訓練をやっているから（G 社も…筆者）やっていけるといいうところもある。1
社だけの話ではない」。

- 21) 朝礼の様子に関する記述は、筆者の現場視察時のメモに基づいている。
22) 筆者が 2014 年 6 月に訪問したトラックメーカー A 社の訓練校 A 学園（中
卒 3 年課程）でも同様の取り組みが見られた。

A 学園では、10 年ほど前に心身教育の重点を 5 つ（自主性、リーダー性、
責任感、協調性、忍耐力）に整理し、すべての活動のなかで 5 項目を意識させ
るように実践しているという。また、活動ごと、学年ごとに各項目についての
目標水準を設定している。例えば体育祭では、2 年生には協調性を求めるが、
3 年生にはリーダー性を求めるなど工夫している。

- 23) 筆者が 2014 年 8 月に訪問した自動車部品メーカー P 社の訓練校 P 技能研修
生コース（高卒 1 年課程）でも同様の取り組みが見られた。

P 社では、日常的に態度評価と成績評価を行っており、その評価結果を教室
に掲示していた。これを「見える化」と呼んでいた。この取り組みを通して研
修生がお互いに競い合える環境を作り、また、仲間をサポートするきっかけが
作られるのだという。さらに、指導員にとっては自らの指導力が問われるもの
となり、プレッシャーにもなるということであった。

- 24) 筆者が 2012 年 9 月に訪問した鉄鋼（特殊鋼）メーカー H 社の訓練校 H 学
園（高卒 1 年課程）では、訓練生の個人評価のなかに、心身教育におけるスポー
ツ・ボランティアや生活態度評価も含めていた。

- 25) 筆者が 2012 年 2 月に訪問した自動車部品メーカー F 社の訓練校 F 学園（高
卒 1 年課程）では、心身教育に目標管理的要素を入れており、入学直後の合宿
などで会社や学園の育成方針に基づいた自分たちの年間目標を設定させていた。
2012 年度は 16 の目標を設定していた。

参考文献

- 1 上野隆幸（2000）「高度経済成長を支えた養成工の意識とキャリア」，日本産
業教育学会『産業教育学研究』第 30 巻第 1 号。
- 2 大饗健児（2010）「大事なことはモチベーション UP ↑——G 技術学園の人づ
くり——」，一般財団法人素形材センター『素形材』第 51 巻。
- 3 岡村徹也（2014）「グローバル企業の人材獲得と育成——トヨタ工業学園高
等部の人材育成・教育プログラムをめぐって——」，丹辺宣彦・岡村徹也・

- 山口博史編著『豊田とトヨタ ― 産業グローバル化先進地域の現在 ―』東信堂。
- 4 木下順 (2010)「養成工制度と労務管理の生成」,『大原社会問題研究所雑誌』(大原社会問題研究所) No. 619。
 - 5 木下順 (2014)「会社徒弟制のトランスナショナル・ヒストリー」, 榎一江・小野塚知二編『労務管理の生成と終焉』日本経済評論社。
 - 6 経済産業省・厚生労働省・文部科学省『2014 年版ものづくり白書』。
 - 7 小池和男 (2013)『強い現場の誕生 ― トヨタ争議が生みだした共働の論理 ―』日本経済新聞出版社。
 - 8 桜井善行 (2008)「トヨタシステムの教育への浸透」, 猿田正機編著『トヨタ企業集団と格差社会 ― 賃金・労働条件にみる格差創造の構図 ―』ミネルヴァ書房。
 - 9 鈴木竜太 (2010)「組織社会化と組織社会化プロセス」 稲葉祐之・井上達彦・鈴木竜太・山下勝『キャリアで語る経営組織 ― 個人の論理と組織の論理 ―』有斐閣。
 - 10 隅谷三喜男編著 (1971)『日本職業訓練発展史 (下)』日本労働協会。
 - 11 隅谷三喜男・古賀比呂志編著 (1978)『日本職業訓練発展史 (戦後編)』日本労働協会。
 - 12 高橋弘司 (1993)「組織社会化研究をめぐる諸問題 ― 研究レビュー ―」,『経営行動科学』(経営行動科学学会) 第 8 巻第 1 号。
 - 13 中原淳 (2010)『職場学習論 ― 仕事の学びを科学する』東京大学出版会。
 - 14 日本人文科学会 (1963)『技術革新の社会的影響』東京大学出版会。
 - 15 野村正實 (1993)『トヨタイズム ― 日本型生産システムの成熟と変容 ―』ミネルヴァ書房。
 - 16 林正樹 (1998)『日本の経営システムの進化 ― 経営システム・生産システム・国際移転メカニズム』税務経理協会。
 - 17 藤本隆宏 (1997)『生産システムの進化論 ― トヨタ自動車にみる組織能力と創発プロセス ―』有斐閣。
 - 18 藤本隆宏 (2001)『生産マネジメント入門Ⅱ ― 生産資源・技術管理編』日本経済新聞社。
 - 19 拙稿 (2012)「中核の技能者養成を支える企業内訓練校の教育体制 ― 日本企業における競争力基盤づくりの現状と課題 ―」, 労務理論学会編『労務理論学会誌』第 21 号。
 - 20 拙稿 (2013)「企業内訓練校における『現場人材活用型能力開発』の直接的・間接的効果と機能条件」,『経営経理研究』(拓殖大学経営経理研究) 第 99 号。

- 21 拙稿（2014）「企業内訓練校における『現場人材活用型能力開発』の仕組み，効果，機能条件」，日本経営学会編『日本経営学会第 88 回大会予稿集』。

（原稿受付 2015 年 6 月 11 日）

〈学会展望〉

フラ・ルカ・パチョーリ巡礼

三代川 正 秀

はじめに

2015年3月に41年勤めた本学を退職いたしました。その最終教授会の日に、経営経理研究所のご厚意でわたしの学問遍歴とでもいうお話をする機会をいただきました。

首題にある Fra Luca Pacioli (1445-1517) は聖フランチェスコ派の修道士 (Fra) にして数学者です。この修道士が『スママ (数学大全)』 (*Summa de arithmetica, geometria, proportioni et proportionalita.* Venice, 1494) を出版し、その一節にヴェネツィアで当時使用されていた簿記に関する記述がありました。これが最古の複式簿記活字印刷文献とされ、後世この著者を「会計の父」と呼ぶようになりました。

このルカ・パチョーリは、「絵画の王様」と称された同郷の画家ピエロ・デッラ・フランチェスカ (1412-92) に初学を、次いでドメニコ・ブラガディーノに数学を学び、ウルビーノ公国領主グイドバルド・ダ・モンテフェルトロ (1472-1508) や当代きっての万能の天才レオン・バティスタ・アルベルティ (1404-72)、さらにパチョーリを数学の師と仰ぐレオナルド・ダ・ヴィンチ (1452-1519) など、その生涯に多彩な人間関係をもちました。

筆者がルカ・パチョーリに出逢い、最近出版された書物 Double Entry

にこの「会計の父」を偲び、戦中の父が学んだ官庁会計「陸軍簿記」を俯瞰して、親子して生業なりわいとした会計の世界を巡礼してみました。

I サンセポルクロへの径（「遊び」への誘い）

1990年夏のこと、13の歳から簿記稽古に励んだ1919（大正8）年生まれの父が、複式簿記の始祖ともなるルカ・パチョーリ修道士のもとへ巡礼したいと言い出しました。

かれは1936年3月に東京府立第一商業学校を卒業して、満州・齊齊哈爾チチハルに渡り満州電業株式会社に入社しました。学費を稼いで大学に進学するための外地勤務でしたから、三年半の後ここを辞し、39年4月に拓殖大学予科に入学しました。43年9月に戦中の繰り上げ卒業で商学部を卒業して満州電業に再就職、同時に兵役につき44年5月から同年11月まで陸軍経理部第13期幹部候補生として小平の経理学校に籍を置きました。ここを卒業して経理部見習士官となり、終戦時は主計少尉に任官、同10月5日召集解除となりました。

経理学校の同じ第三中隊に早稲田大学の染谷恭次郎先生（終戦時陸軍会計監督官）が、また南京の経理学校第二期生（昭和20年5月卒）には大学時代の同級生根岸哲夫氏が、その一期生には社会会計の先駆者中央大学の合崎堅二先生が学んでおられました¹⁾。

復員した翌46年4月に紅陵大学助手に採用され、83年65歳のときに本学を辞し国際商科大学（現東京国際大学）に移籍しました。本学では経営学、会計学、租税法を担当してきました。戦前期から計理士をされていた同期生のご尊父に倣い1951年に税理士の登録をしています。

古希を迎えたかれが思い立ったのが生涯の職業となったその「会計」の始祖に詣でたいというものです。それから四半世紀してかれ同様会計人となった息子の筆者も昨年古稀を迎えました。

この第一回（1990.7.27～8.14）のイタリア・アレッオ県ボルゴ・サンセポルクロのパチョーリ生誕地詣でに同伴して綴ったものが拙稿「ルカ・パチョーリを訪ねて（上）（下）」（雑誌『企業会計』Vol.42, No.11, No.12, 1990）でした。旅の帰路、カナダ・トロントで開催された全米会計学会（AAA）の年次大会に立ち寄り、シアトル大学パチョーリ・ソサィティが編纂したビデオフィルム（Luca Pacioli, Unsung Hero of The Renaissance）を入手しました。このビデオを紹介しようと、「影の英雄、ルカ・パチョーリの一側面」を雑誌『速報税理』（Vol.11, ぎょうせい 1992）に投稿しました。同時におよそ70名が全国から参集した日本パチョーリ協会を立ち上げました（1992年1月28日）。この創立を祝って「ルネッサンスの影の英雄 ルカ・パチョーリ」を雑誌『税経通信』（1992年1月）に載せました。

このパチョーリ詣での4年後、1994年4月9日から12日、『スママ』出版の地ヴェネツィアで「フラ・ルカ・パチョーリを祝する特別世界展」が催され、24か国から三百名ほどの研究者が集いました。この国際会議の最終日にパチョーリの生まれ故郷サンセポルクロへのバス・ツアーがあって、二度目の巡礼を果たしました。会議で知り合ったオランダ人研究者に託された原稿を批評した「パチョーリ論文に対するマネリンの解釈：紛争収拾と会計」は『経営経理研究』54号（1995.9）に投稿しました。

同年の11月11日はパチョーリが『スママ』を出版してから五百年目を迎える日に当たり、在日イタリア大使館主催の五百年祭シンポジウム（イタリア文化会館）に招かれました。

ピエロ・デッラ・フランチェスカの立像に次ぐ巨大なパチョーリ像²⁾が生誕の地に建立されることになり、これを祝して1994年6月19日から23日にかけてシアトル大学パチョーリ・ソサィエティの主催するシンポジウムがサンセポルクロ市でもたれました。日本パチョーリ協会を代表してイタリア留学中の本学イタリア家族法の松浦千誉教授が参加しました。

パチョーリに関するこれらの寸描を投稿しているうちに、興味を抱くようになり、本格的なサーベイを開始、「**会計の祖 ルカ・パチョーリの側面**」(『経営経理研究』50号1993.3)と「**文献案内：邦文ルカ・パチョーリ研究(1878～1994)**」(『経営経理研究』54号1995.9)を纏めました。その後、各大学の紀要に掲載された邦文のパチョーリ文献(明治期から今日まで)を集大成した『**我国パチョーリ簿記論の軌跡**』全二巻(雄松堂書店1998年6月)を片岡泰彦先生と共同編集しました。

丸善や雄松堂という稀覯本洋書専門店が1494年の『スμμα』初版本のみならず1523年の第二版や1509年の『神聖比例』(Devina proportione)を小日向台の研究室に持参される機会があり、これを紹介する「**スμμα初版と二版**」(AAA ジャーナル No. 20, 2007.02)や(株)ぎょうせいの依頼を受けた「『**スμμα**』を収蔵する図書館」(雑誌『速報税理』Vol. 21, No. 25, 2002)を綴りました。

2001年に短期留学の機会を利用した三度目のサンセポルクロ巡礼では、その旅の思索を纏めました。

「ルカ・パチョーリ師のイコノロジー」

拙著『麦踏み』(DTP出版2004)

「ピエロ・デッラ・フランチェスカ観賞旅行」

拙著『麦踏み』(DTP出版2004)

パチョーリに関するこれらの拙稿は先端科学を扱ったものではなく、「遊び(趣味・楽しみ)」でした。明治期に複式簿記や会計の知識が移入されて以来、戦前はヨーロッパから、戦後はアメリカの文献を翻訳しその普及に務めることが、悲しいかな(会計)学者の仕事であって、趣味として知を楽しむ余裕はありませんでした。

この国の会計制度が国際的水準に達し、商法や税法との調整がひと段落した1990年代に上原孝吉著『簿記の歴史』(一橋出版1987)や久野光朗著『会計歳時記』(同文館1993)など簿記会計の歴史を親しむ出版が続き

ました。さらには新井益太郎、川北博、中村忠、武田隆二、染谷恭次郎、諸井勝之助などの会計人の随筆集³⁾が読まれて、暫しの間、研究者の心に余裕が生れたのです。

II Double Entry (新たな展望)

インターネットのショッピングサイトで Double Entry というタイトルの本を見つけました。それが *Double Entry: How the Merchant of Venice created modern finance*, by Jane Gleeson-White, London, 2011 でここで紹介するパチョーリに関する書物です。本書は幸いジェーン・グリーソン・ホワイト著、川添節子訳の『世界経済史』（日経 BP 出版 2014. 10）というタイトルで翻訳出版されています。

本書はインド・アラビア数字の西洋への伝播に始まり、13 世紀後半にイタリアに広まった複式 (double entry) 簿記の仕組みが 21 世紀の経済を支配するに至ったいきさつを丹念に調べています。複式簿記という資本利益計算がルネサンスという息吹で富と文化をまず開花させ、次いで資本主義 (費用便益計算) を隆盛にしました。さらに数世紀後この計算手法がエレガントなコミュニケーション・ツールへ変容し、世界経済を根底から変えて現在の経済社会を支配するようになったと述べています (和訳書 pp. 11-12 参照, 以下ゴシック文体はその邦訳と当該ページを示す)。この簿記普及の始まりが修道士であり数学者のルカ・パチョーリの著作『スママ』の中に書き残している、と述べて本書がはじまります。読み進むうちに以前からパチョーリに抱いていたいくつかの疑問が解けてきました。

(1) 起源論に一石を投じる

インド・アラビア数字と複式簿記は、インド人ないしはアラブ人がアジアで発展させたと考えることも可能だろう。複式簿記の起源がインドかイ

スラームかという点については諸説あるが、決定的な証拠は見つかっていない。ある学者は、フィボナッチの『算盤の書』やイスラームに支配されたスペインの大学に起源があると主張する。また、622 年を元年とする初期のイスラーム国家における会計慣行が、のちに北イタリアで使用されたものと似ていることから、そこに起源を求める説もある。一方では、インドの商人が（数千年前から）独自に進化させたという見方もある（p. 25）。

著者グリーンソン・ホワイトは簿記の起源論はさて置いて、ルカ・パチョーリが推奨したインド・アラビア数字の西洋への伝播に関心があったようで、私見を交えてまずこの点から言及しておこう。

6, 7 世紀ころに会計上の必要からインドの商人は、正数（財産）と負数（負債）の概念を知っていて、借金は負の数で表してきた。財産も借金もない状態がゼロであることから、ゼロの概念が存在しなければ、負数は生まれなかった⁴⁾。このことが 8 世紀以降イスラーム社会で知られるようになり、11 世紀にはアラブの数学者が「負債」に負数をつかうようになった。パチョーリは、『スムマ』のなかで p と m の記号で使い分けていたが、ヨーロッパの数学者のほとんどは 17 世紀にいたるまで、負数の概念に抵抗を見せたという⁵⁾。

複式簿記の起源に関して、古代ローマ説と中世イタリア説とが大々的に語られ、さらに後者はジェノヴァ説、ヴェネツィア説、あるいは両都市同時発生説などに細分される。このほかインド商人が紀元前から使っていたという bahi-khata 説、イタリアよりも古くから存在したとする開城簿記^{ケソン}（四介松都治簿）法、中国の四柱結冊法など、また数字とともに複式簿記^{サケソンドジブ}がもたらされたことからアラビア起源説は根強くあったが、レコンキスタ（Reconquista）説ともいえるアフリカ、特にアレキサンドリアからだとする説が最近浮上してきた。

オランダ人会計史家 ten Have は「イスラーム教徒がスペインに持ち込んだヒンドウ文化の中にインド文字を書く手法が使われていたが、スペイ

ンでの数字の発達とイタリア簿記の進化との間には何の関連も見いだせない」⁶⁾と歯切れが悪い、また「イタリア人はレパントとの交易を通じて 10 世紀には絶頂期を迎えたアラビア商業文化と密接に結びついていた。商業技術や法律ばかりでなく、アラビアの簿記も非常に高い水準にあった」⁷⁾と綴っている。

アラビア全土を征服したマホメット (Muhammad) は 632 年に没するが、彼の軍隊は天国をもとめて死をも恐れない教義を教えられたことから、その後百年の間に東はトルキスタンから西はスペインに至るイスラーム世界をつくった。「老化し、死に瀕していた (ヨーロッパ) 古代世界の諸文化は、若くはつらつとしたアラブ人たちの猛攻撃に太刀打ちすることはもはや不可能であった」⁸⁾とドイツの数学者 K. メニンガーは言う。ギリシア、ペルシア、インドの輝かしい文化は、アラビアの衣をまとい、西洋への道を進み、そこでラテンの衣裳に衣替えしてヨーロッパ全域に拡散した。たとえばギリシアの数学家ユークリッドの業績も、多分バクダードでアラビア語に翻訳され、西方への長い道のりを経てスペインに至り、そこでもう一度ラテン語に翻訳されてからヨーロッパに紹介された⁹⁾。

(2) 宗教と利息と簿記の関連

990 年ごろの北宋で約束手形の役割を果たす交子^{こうし}が民間で使われ始め、つぎの金 (1115-1234) 帝国では交鈔^{こうしょう} (世界初兌の兌換紙幣) が流通、これがモンゴルの平和とともに西方に伝えられた。

こうしてイスラーム商人はバクダッドの銀行あてに振り出した小切手 (cheque はアラビア語から来ている) を中国で現金化することができたという。プラトーのダティーニ商会¹⁰⁾も使っていた為替手形は 12 世紀にヨーロッパに現れ、新しい資金供給手段となった。14 世紀 Merchant Banker であるダティーニの時代に至っても金利を要求することは暴利をむさぼる行為とみなされ、場合によっては教会により禁止されていた。両

替する時点にならないと損得が不明なことから、為替レートの変動は不確実なため教会はその際の利益を金利とみなさなかった。これが手形使用の広まった原因だという（p. 28 参照）。

ルネサンス期には、商売に打ち込むことは道徳的に疑問視し、貨幣を動かすことで利益を得るのは好ましからざることとみなされていた。教会が高利貸しを禁止していたのはそのためである。そこでフランチェスコ・ダ・ティエーニがすでに14世紀に行っていたように、パチョーリも利益の追求を正当化する手段として、キリスト教徒であることを帳簿に明示することを奨めた。複式簿記を使うこと自体が、キリスト教における告解だった。世俗的な行いを神の前ですべて告白することで過ちが赦される。帳簿に記された十字架や神の名（「父と子と聖霊とすべての聖人、天使の名において」または「神と利益の名において」）¹¹⁾ は、単なる飾りではなかった（pp. 96-7 参照）。

ウィリアム・シェークスピア著『ヴェニスの商人』もキリスト教徒とユダヤ教徒の利息に対する考え方の問題であった。アントーニオが友人バッサニアの窮地を救うためにユダヤ人金貸しシャイロックに悪口をつきながら、「シャイロック、金を貸してもらえるのか？」と問い、シャイロックは「公証人のところに行き、あんたの判をついてくれれば利息は取らない。証文に記載されたとおりの日に指定された場所で明記した金額をお返し願えない場合は、その違約金代わりに、…」といい、アントーニオは「よし、わかった、シャイロック、判を押そう」と合意した。これが後日問題となって、法学博士に扮したポーシャ妃の出番となる¹²⁾。

（3）パトロネージと同性愛のうわさ

ルネサンス期のパトロン制度（patronage）は人脈形成の有力手段であり、芸術家だけではなく、成功を目指す人にとっては不可欠なものだった。パチョーリは生涯を通じてパトロンに恵まれ、経済支援や庇護を受け、



「パチョーリ修道士とグイドバルド」(カボディモンテ美術館蔵)

権力者を紹介してもらった (p. 62)。

『スُمマ』出版で大成功を収め、一躍有名となったパチョーリは、現存する最古の肖像画を残した数学者となった。それが『スُمマ』出版の翌年 1495 年にバルバリが描いた、ナポリのカボディモンテ宮に残る、いわゆる「パチョーリ修道士とグイドバルド」画です。

- ① イギリスの数学者 Nick Mackinnon は、この画面右手に佇む人物をグイドバルドでなく、アルブレヒト・デューラーだとする¹³⁾。この絵画（中央のパチョーリ修道士が左手で押さえているのはユークリッドの「原論」）は「ルネサンス期において重大な意味を持つ瞬間をとらえたものだ。数学者パチョーリがデューラーに講義することにより、古代ギリシャの幾何学と新しいイタリアの芸術の基礎がアルプスの北側へ渡ったのである」(p. 81 参照)と賛美している。

デューラーが知りたがったのは、イタリアの画家たちの新しい流派の秘密であった。すでに彼は、完全な人体の比例（ウィドルウィウスに基づく人体比例）についてヤーコポ・デ・バルバリに問いただし、



「1493 年のデューラー自画像」
(ルーブル美術館所蔵)

これらの秘密のいくつかを見つけだそうとした¹⁴⁾。このため、デューラーは 1494-5 年と 1505-7 年の二度にわたってヴェネツィアを訪ねている。

バルバリは、おそらくドイツ人商人アントン・コルプが仲介者となって、1500 年 4 月 8 日、神聖ローマ皇帝マクシミリアン 1 世の宮廷画家としてニュールンベルクに招聘され、デューラーと出会った¹⁵⁾。この時に初めてバルバリがデューラーに会った

としたら、1495 年当時はまだ面識はなかった。

なお画家バルバリは「絵画の王様」ピエロ・デッラ・フランチェスカの弟子である。パチョーリもピエロが数学上の師であることから、バルバリとパチョーリは既知の関係にあり、パチョーリが直接肖像の制作をバルバリに依頼したのであろう。

デューラーは 1493 年（上掲の自画像）と 1500 年にも髪を長く伸ばし、彫の深い眼差しの絵を残している。バルバリがパチョーリ師を描いた 1495 年の時点で、師は 50 歳、絵の中で一段高い壇に立ち、聴衆の左方向を見やる人物は 35~45 歳の壮健な青年である。僧服を着るパチョーリも手許の石板を見つめることなく、聴衆の中ほどを見ている。ガイドバルドと思しき人物は師が説明する石板を見るべきところ、ともに視線は別々の宙にある。それが神秘的でもあり、意味ありげである¹⁶⁾。ガイドバルドは 1472 年、デューラーは 1471 年の生まれで当時 22, 3 歳となる。

② ピエロ・デッラ・フランチェスカが少年パチョーリを連れて案内したウルビーノ公の図書館、その領主フェデリーコ・ダ・モンテフェルトロの息子グイドバルドに1474年のころパチョーリが家庭教師をした¹⁷⁾という。そのグイドバルドに『スマ』¹⁸⁾の簿記論部分「計算及び記録に関する詳説」で「ウルビーノ公国領主、高潔な殿下の尊敬すべき市民が簿記のルールを理解してきちんと帳簿をつければ、商売繁盛につながり、ひいては税金を増やすことができる」(p.94)ことを提唱している。このことから右手の人物はグイドバルドと推定されてきた。

またパチョーリは10代のころにヴェネツィアのジュデツカ島に暮らす裕福な商人 Antonio de Rompiasi の三人の息子の家庭教師となる。ここで初めて数学の書物 (A Manuscript Algebre) を書き、彼らに贈っている。パチョーリ研究家 R. Emmett Taylor は、「ジュデツカのアントニオは尊敬すべき商人で、ロンビアージ家の三兄弟は素晴らしい生徒だった。この父と息子たちのおかげで、私はあの家のなかで安らぎを見つけることができた」¹⁹⁾とパチョーリに語らせている。

病弱であったグイドバルドをラファエロ・サントイオが描いている、その肖像画 (ウフィツィ美術館蔵) とこの人物の骨格が相違する²⁰⁾。パチョーリ研究家である公認会計士の岩井敏は、裕福な毛皮商人ロンビアージ家の三人の兄弟 (Bartolo, Francesco, Paolo) の一人ではないかと主張している。

この青年は真っ赤な下着と派手なジャケット、内側がヒョウ皮の襟で着飾って



「グイドバルドの肖像画」
(ウフィツィ美術館蔵)

いる。そして左手は暖かそうな手袋にある。当時 35 から 45 歳になった毛皮商人の息子の一人がこの絵画のパトロンである可能性が高い。

- ③ ペルージャ大学との契約期間の終了後、故郷に戻ったパチョーリ（1510 年 65 歳）は、聖フランシスコ教会の上層部と衝突して、サンセポルクロの若者たちに数学を教えることが禁じられた。このエピソードから、パチョーリが同性愛者だったのではないかという憶測が生まれ、1490 年代を通じてレオナルド・ダ・ヴィンチと親密な関係であったことから、さらにこの憶測をあおることになった（p. 68 参照）。別の個所でも著者は「性的嗜好や世俗的な道楽など、もっとスキャンダラスな問題があったのかもしれない」（p. 90）と表現している。

（4）複式簿記普及の実態

商人世界に簿記が普及し大航海時代を経たころ、学問や教育の分野では簿記の理論がほぼまとまり、教科書の記述のなかでも複式簿記が標準的な地位を占めるにいたった。もっとも、実際の取引の現場では、実にさまざまなやりかたで帳簿がつけられており、…複式簿記が実務の道具として本当に定着するのは株式会社が発達する 19 世紀になってからなのだが、複式簿記という記帳の一手法が、専門家たちをこれほどまでに魅了したのはなぜだろうか？（p. 123）と問い、この記帳システムに試算表（自己検証能力）が組み込まれていて、理路整然とした仕組みと完全に秩序づけられた持続的記帳実践が学習者の勤勉性を養なった。これをマスターすることが経営者に役立つ知識となって意思決定能力が高められたとも著者はいう²¹⁾。

従来、簿記会計史は技術史におちいりがちで、文化史的考察をしてこなかった。著者も書くように実務は教科書通りではない。筆者の「簿記の技術移転——家計簿記の場合」と題する稿で「社会構造とそこに生まれた文化の影響を受けて、西洋技術と土着の技術の対話が長らく続き、洋式簿記

の変形した形が定着してきた」と結んだ²²⁾。福澤諭吉も複式簿記の原理的書物を翻訳出版し、「書物は賣れたれども、扨この帳合法を商家に用いて店の帳面を改革したるものは甚だ少なし」²³⁾と嘆いている。この国に複式簿記が普及するのは、それから75年後の青色申告制度の定着時期まで待たねばならない。こうして定着した簿記方法もこの国の風土に適った伝票式や複数仕訳帳を採用した帳簿組織であった²⁴⁾。

(5) 会計は地球を救えるか

今日私たちが当然と思っている企業会計の手続きの多くは、ヴィクトリア時代のイギリスに株式会社が発生し、法制化される過程で進化してきた。たとえば法人という概念もその一つだ。法人格を備える会社とは、配当の源泉となる収益を継続的に生み出す事業体であり、ヴェネツィアの商人が行っていたような、取引ごとに損益を清算し、資本を分配していた投機的な事業体とは異なる。これ以外にも、…原価計算、有限責任、減価償却という概念が生まれ、さらには公的な監査という手続きも新たに要求されるようになった (p. 146)。

資本主義の歴史的なつながりを(会計が)見いだした時期が18世紀後半から19世紀末にかけてだったというのも納得できる。社会科学としての政治経済学が生まれ、アダム・スミス、トマス・マルサス、デヴィッド・リカードがそれぞれの著書を出版した時代である。この社会科学の台頭の基礎となったのが会計だった。経済学者がモデルを作って経済を分析し、19世紀の工業生産と企業経営の中身をマルクスに見せることができたのは、複式簿記があったからだ (pp. 167-8)。また、マルクスの理論に注目し、それを「資本主義」という概念に発展させ、『近世資本主義』の中でその用語を使ったのはウェルナー・ゾンバルトだった。

第二次大戦後、複式簿記に導かれたデータを基礎に近代経済学派が構築した国民経済計算 national accounting (GNP や System of National

Accounts: SNA) は、公害や交通事故による痛手、自然の美しさ、個人の美德、国への忠誠心などは計測されず、国の繁栄尺度としては疑問である。ブータン王国は経済的には恵まれないが、国民の幸福度では世界一だとする GNH (Gross National Happiness) が脳裏にあって、「会計は地球を救えるか How accounting could make or break planet」と著者は問う。また、著者の女性らしい感性から、会計理論(費用便益計算)を振りかざすことで、いままで地球を傷つけてきたが、この会計用具がこれから地球を救うカギとなる、そのことが最も重要なことだ (p.12 参照) と述べる。

人の幸せを測定するには国民経済計算は何の役にも立たず、国家レベルの環境会計に託すべきだという。地球の限りある資源と私たちの消費文明を共存させたければ、海、大気、森林、川、荒野に貨幣価値をつけ、地球の価値を市場が認識できる形で明示しなければならない (p.248)。そこで限られた資源のもと持続可能な豊かな社会を構築する用具として、会計に秘められた力が期待されている²⁵⁾。

今更ながら、A. C. リトルトンの 1933 年の言葉「会計は時代の必要に応じて時代の環境のうちに芽を發したのであった。そして、時代の環境に応じて成長し発展をとげてきた。それが時の流れとともに変遷していった事情は時代時代の諸力の中に説明を求めることができる。かくて、会計はまさしく進歩的であり相関的であるのである。それは与えられた動機によって産まれ、与えられた運命に向かって歩んでゆく」²⁶⁾を思い起こされる。

Ⅲ 帝国陸軍の簿記(ふるきを学び)

「会計の父」巡礼を思い立ったかれは商業学校で簿記を学び、満州の電力会社に勤め、大学で法律や会計学を、そして陸軍で経理(学)を学びました。戦後本学で租税(行政)法や経営学のほか、会計学や会計監査論を

担当しました。その監査論は（軍部で用いた）内部監査手法でした。この監査論を継いだのが専修大学の檜田信男、そのさらに跡を檜田の弟子・松井隆幸²⁷⁾ が学統を繋ぎました。

さて、経理学の基礎となる「軍部で用いた簿記」のことですが、その論考は少なく、また実践された簿記資料は終戦時に焼却され、残されたものも連合国に没収されました。さらには現在でも官庁における「国庫金の受払事務は、……官民を問わず多数の実務者が携わっているものの、国庫金の受払が持つ本質的意義について触れられる文献は殆ど見られない」²⁸⁾とされています。

支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）

歳入徴収官事務規程（昭和 29 年大蔵省令第 141 号）

出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）

そこで、その時代に戻って軍用簿記を再現してみよう。

(1) 国防予算

戦前の国防費は陸・海軍省の予算によって賄われました。予算は帝国議会の協賛を経て天皇が裁可して交布され、歳入は大蔵省所管、歳出は皇室費の外各省所管別とし（會法 8 条、會規 10, 11 条）、各省大臣に支払予算書が下附される。この予算書は大蔵大臣及び会計検査院に送付され、また現金出納機関に支払額の標準を示し現金の準備をさせる（會規 14, 15, 16 条）。

陸軍大臣（支出官）よりその所管各部局に予算額を令達するには明細支払予算書を用います。この支払予算書は各部局に対する年度所要経費の定額を定めその使用を分任する予算にして、支出権委任（分任支出官）の範囲を示す（陸會規 4 条）。

陸軍大臣は予算実行に際して現金の交付に代えて日本銀行²⁹⁾を支払人とする小切手を振り出す機関であるが、これを部下である委任支出官に移

譲することができる（會法 15, 會規 41 条）。また政府に属する金銭、物品もしくは政府に保管義務のある金銭、物品の保管出納を掌るのが出納官吏です（會法 35 条）。

會計法は収支の命令を発する機関と、現金等の保管出納を行う機関とに分け、前者の命令機関では収入を歳入徴収官が、支出を支出官によって、また後者の出納機関は収入官吏と資金前渡官吏とによって牽制している。例えば師団司令部には分任収入官吏と分任資金前渡官吏を、また各部隊にもそれぞれの分任官が置かれている。

官衛各所に於いて直接歳入金の収納を要する場合は収入官吏がこれを収納し収納済みの旨を歳入徴収官に報告（會規 33 条）し、また資金の交付を受ける資金前渡官吏は債権者に直接支払う機関にして、現金出納簿を備えて出納を行い、必要に応じて前渡資金整理簿、概算払金整理簿及び前金払整理簿に現況を明らかにします（會規 158 条）。収入官吏並びに資金前渡官吏は会計検査院に証明のための各種計算書を調製し、証憑書類等を前者は歳入徴収官に、後者は支出官経由で会計検査院に送付する（會規 140, 141 条）。

手許にある『陸軍簿記ノ参考』（陸軍經理学校、昭和 16 年 7 月）に陸軍簿記の整理の仕方が二種紹介されています。

現金ノ出納ヲ取扱ハス單ニ書類ノ授受ノミニ依リ収支ヲ整理スル方法ニシテ科目整理ノ法トモ謂フヘキモノナリ歳入徴収官、支払官ノ記簿整理ノ如キ是ナリ…之ニ反シ専ラ現金ヲ出納スルモノニシテ…其ノ収支ノ金額ヲ整理スルノ方法ニシテ現金整理ノ法トモ謂フヘキモノナリ出納官吏ノ記簿整理ノ如キ是ナリ（同書 p. 7）

このように出納官吏が取り扱う現金等の出納（「現金整理法」）は複式簿記に倣い、試算表を以てその正確性を確保している。また「物品整理に属する簿記」として官衛各所（物品会計官吏）には物品出納簿（陸軍物品會計規程 5 条、會規簿表 21）を備えて、品目別の、前年末繰り越し数量、

買入数量，生産数量，保管転換数量，消耗数量，売却数量，亡失・毀損・
払出数量などを記載し，現在高を明らかにする。さらに物品受払簿（會規
簿表 15, 16）を以て物品の移動を明らかにする。

なお 1889 年に會計法が制定されるまで 10 年にわたって複記法が採用さ
れてきたが，その後の官庁簿記は「一種の書留簿の様式」となり，ドイツ
圏の国々が採用してきた「カメラル簿記」による帳簿様式となった³⁰⁾。

〈出納官吏の帳簿〉

*現金出納簿（會規 158 条，會規簿表 14）…現金の出納並びに小切手の
発行

*整理簿（會規 104 条，會規簿表 13）…官衛各所の経費支払現況

*試算表

*保管金整理簿（會規 105 条，會規簿表 19）…官衛各所の保管金現況

〈根拠法規の略称〉

會法：旧會計法

會規：旧會計規則

會規簿表：陸軍會計簿表規程附様式

(2) 陸軍經理の概要

陸軍には統帥，軍政，軍事司法の三業務があり，そのうち「軍政」とは
国家の独立を維持するために欠くべからざる（陸軍省が所管する）兵力の
保持を任務とするものです。これには大別して軍の編制と經理とがある。

「陸軍經理」とは軍政における財務及び軍需の調達，管理，補給並びに
人馬の給養をいい，そのうち，金銭，衣食住に関する事項を会計經理と称
する。軍（隊）は常に戦闘を以て目的とするから，需要は戦闘の要求を基
準としてその供給の確実かつ迅速なることを主眼とする。よって，性質，
目的，施行状態により陸軍經理は次のように分類される³¹⁾。

① 平時経理と戦時経理

戦時経理とは戦時または事変に際して動員または臨時編制した部隊等における経理です。平時経理の会計期間は4月1日から3月31日、戦時経理（事変費）は戦役の当初より終結までを以て一会計期間とします。本稿では「戦時経理」の解説を省く。

② 金銭経理と物件経理

前者は予算、収入支出、現金の保管、出納、金銭給与、決算整理など、主として金銭（会計）にかかわり、後者は金銭以外の軍需の調達、保管、出納、諸給与、決算整理など、物件にかかわる。物件経理はさらに国有財産及び物品経理（会計）に区分されている。

③ 委任経理と実費経理

前者はもっぱら、金銭又は物品を以て定めたる給与の定量定額を部隊に交付して、その経理を給与実施責任者である各部隊長に委任する方法です。この際に生じた残金、廃物売却代金等は積立てこれを給与の均衡を保持することに充てることができ、後者は令達予算の範囲内で実費により諸般の費用を支出し、その余剰は国庫に帰属させる国家の一般経理です。なお、戦時経理はその確実を期すために実費主義である。

(3) 部隊に於ける経理

原価計算論の文献史を専門にされる建部宏明教授の調査によると、当時の軍隊経理に詳しい著作に陸上幕僚部会計課編『予算会計制度史』（全450ページ、未入手）があるが、出版社などの詳細が不明とのことです。そこで、手許にある二、三の資料から部隊の経理事務を組み立ててみる。

歩兵聯隊（人員3,000名程度、聯隊長は大佐又は中佐）を例にして、聯隊本部の各種業務を解説³²⁾してみた。本部の指揮機関の隷下に兵器委員、経理委員、酒保委員、将校集会所委員、共有金保管委員、文庫委員が置かれる。補給全般を取り仕切る経理委員（首座は主計少佐ないし主計大尉）

は糧秣関係の業務を兼ねている。大隊単位（2～6 中隊 300～1,000 名程度、大隊長は少佐）で駐屯する場合には経理委員の下部組織として糧秣委員を設けることがある。経理・糧秣両委員の任務と構成は次の通り。

経理委員：各種給与の計画と実施、被服、糧秣、陣営具、練習用具、消耗品等の調達、検査、保管、出納を行うとともに、金櫃（金庫）、営繕、炊事、給与、（各種補修）工場の監視と経理に任じ、要員の養成、教育に従事します。

糧秣委員：聯隊本部隷下の経理委員と連携して、糧秣（人馬の食糧）の検査、管理、出納、調達と炊事（兵営食堂）、給与に関する業務に従事します（首座は大尉）。

手許の福岡歩兵第二十四聯隊『陸軍経理ノ概念』（昭和 12 年 11 月）は携帯用手帳サイズ（9.5×13 センチ）にして表紙が金唐革紙製です。部隊の日常「経理実行機関業務指針」が巻末にまとめて記載されている。

- ① **中隊長**（歩兵 200 名程度）は分任官が調製した書類の点検と捺印をし、糧秣関係では、食事伝票の点検、食事分量の適正配分を、被服愛護心の向上につとめ、物品の消費節約、防災・水道の節約を心がける、とある。
- ② **経理掛将校**は中隊長を補佐し、各関係経理委員と連携して主任下士官を指導、兵員の福利増進に務める。物品の点検・管理並びに各種工務兵の作業状態を検査する。
- ③ **中隊分任官**は出納官吏として現金出納簿を備へ、その取扱い実績を記帳、前渡資金支払に際して受領書を作成して、給与原簿に基づき現金を支給する。
- ④ **中隊給与係下士官**は被服の現況、食事分配の状況、物品の受払い及び配与簿の整理、陣営具等の保守点検。
- ⑤ **中隊班長**（4～6 人）は給与係下士官と連繫して、各種業務を励行する。

(4) 経理部見習士官

戦時に際し特に必要ある場合、陸軍の見習士官又は海軍の候補生に出納官吏と同様の資格を与え、現金又は物品の出納保管を掌ることができる。この規定により、幹部候補生は一般兵同様、各部隊に入営又は応召し、数か月の初年兵教育をうけた後、試験合格者を各師団で予備的に集合教育をし、経理学校で専門教育を施す³³⁾。

昭和 13 年 4 月 28 日付け「経理部幹部候補生教育規則」に主計、建築、衣糧の各幹部候補生の要件が規定されている。

- ① **主計幹部候補生**：法律、経済又は商業に関する学科を教授する学校を卒業したる候補生
- ② **建築幹部候補生**：工業に関する学科を教授する学校を卒業し建築又は土木に関する学科を修業したる候補生
- ③ **衣糧幹部候補生**：工業又は農業に関する学科を教授する学校を卒業し応用化学、染色、紡織、農芸学又は農産製造に関する学科を修業したる候補生

陸軍においては経理部将校を配属する部隊では経理部見習士官を出納官吏に任命し、會計法の出納官吏に関する規定を準用する（會法戦特 3、陸軍會計事務規程戦時特例 30 条）。また、下士官の位置に充当した経理部士官候補生及び経理部幹部候補生は所属部隊長が出納員に命じ現金保管出納の事務を取り扱わせることができた。

なお、かれの場合は師団経理部需品係主任として見習士官に任官し、曹長、軍曹、伍長と兵二名を部下とした。

(5) 会計経理の監督

決算とは予算を施行したる実績に対する証明及び報告を総称し、法令違反、目的外支出など会計の始末を明らかにします（旧憲法 72 条）。会計監

督は国法上の監督機関によるものと行政内部に止まるものがあり、前者を「証明決算」といい、予算実行機関（歳入徴収官，支出官，出納官吏）が会計検査院に証明のために行う。後者を「行政決算」といい、収支統括の必要から予算実行の実績を累積して上級統括機関に向けて総決算に資するものをいいます（會規 73, 74, 140～143 条）。

会計検査院の監査のほか、陸軍大臣の下に陸軍経理部、陸軍航空本部第三部、並びに陸軍省経理局監査課が不正、不当もしくは誤謬・脱漏等の事実なきよう調査し、経理方法の改善進歩を図ってきた。

なお、會計検査院法 16 条により、一部の会計に関する計算の検査を当該官庁に委任でき、委任経理に属する金銭物品、委任経理外の物品の大部、資金前渡に係る召集諸費、歳入歳出外現金等の検査並びにその責任解除が当該経理部長等に移譲されていた。さらに国家機密に関する計算（會計検査院法 23 条）並びに軍の出師準備品³⁴⁾に関しては当該大臣がその責めを負い会計検査院の監査を行わないこととされていた。

以上、掻い摘んで旧陸軍の経理規程を解説しました。この領域の研究は兵器等の原価計算にかかわる発展史や内部監査制度の形成史で取り上げられることはあっても、ほとんど等閑視された分野です。

西川孝治郎稿「軍用簿記ことはじめ」

雑誌『企業会計』1955 年 4 月号

久野秀男著『官庁簿記制度論』税務経理協会 昭和 33 年

檜田信男稿「内部監査の回顧と展望(1)——内部監査の理解へのアプローチの変遷に関連して——」『LEC 会計大学院紀要』No. 5

建部宏明稿「陸軍経理組織の変遷と内部監査制度」

明治大学『経理知識』76 号

む す び

アフリカ・ユーラシア大陸（Afro-Eurasia）の各地から集積された知識を中世の商人たちが帳簿に閉じ込め、Double Entry の技術とスピリッツを完成しました。これをパチョーリが印刷文献として残したことから、その後近代社会の旗頭にこのスピリッツがなって、豊かな繁栄を可能にしたのです。

しかし、核物理学の研究のみならず気象学など身近な科学が諸刃の剣であったように、会計の世界でも、軍需品の原価計算技法一つとっても不幸な方向にむかうことがあります。シドニーで開催された会計史世界会議で基調講演を行ったかれの同級生の染谷恭次郎教授が「日本の会計学は戦争と如何にかかわったか」という質問を受けたそうです。往年本学の会計学を担当してきた佐藤勘助先生が「科学は人間幸福のためにある」と口癖のように言われ、また戦中を軍国少年として過ごし昭和 26 年に教諭となられた恩師鬼形功先生（本学の簿記原理，商業科教育法を担当）が本学を退職される際に「教え子を戦場に送ることがなかったことに幸せを感じる」と述べておられました。この歳になるまで教職の末席にいた筆者が戦争の苦汁を知らずに過ごせたことに感謝しています。

なお本稿校正中の敗戦 70 年目の平成 27 年 7 月 16 日，集团的自衛権行使を認める安全保障関連法案が，自民，公明両党などの賛成多数で可決，本院を通過した，ことを付記しておきます。

本日は「巡礼」にかこつけ，かれと伴に会計に**遊び**，パチョーリ研究の**新たな展望**を垣間見て，軍用簿記の**ふるきに学び**，科学の在り方に思いをはせた次第です。

《注》

- 1) 陸軍経理学校同期の第二中隊に、本学第16代総長を務めた小田村四郎氏（陸軍航空本部経理部）が、また第12代総長を務めた中曽根康弘氏は海軍短期現役制度のもと昭和16年に主計中尉として任官している。なお、ファイナンスの草分け諸井勝之助東大名誉教授も19年9月海軍経理学校に志願し、主計課短期現役見習尉官として入学されている。
- 2) 聖フランシスコ教会の正面に台座と全身で4メートル台のフラ・ルカ・パチョーリ像（白亜の大理石製）が建立され、また教会を挟んだその裏庭にピエロ・デッラ・フランチェスカ像がある。
- 3) 新井益太郎著『つまらぬ咄し』（同文館出版 昭和51年）に始まるシリーズ『続』（昭和56年）、『また』（平成4年）、『なお』（平成8年）、『つまらぬ咄し（抄）』（平成9年）など
川北博著『学生諸君への手紙』（TAC株式会社 1995）
中村忠著『会計学こぼれ話』（白桃書房1990）、『会計学放浪記』（1994）、『会計学つれづれ草』（1998）
武田隆二『居眠り講義』中央経済社 平成4年
染谷恭次郎著『早稲田大学と私』（中央経済社 平成7年）、『ある会計学者の軌跡——ひとつの会計史学——』（税務経理協会 平成9年）
諸井勝之助著『私の学問遍歴』（森山書店2002年）など
- 4) ドウニ・ゲージ著、藤原他訳『数の歴史』創元社（2012）p.84 参照（Denis Guedj “*L’empire des nombres*” Paris 1996）。
- 5) K. メニンガー著、内林政夫訳『数の文化史』八坂書房（2001）（Karl Menninger “*ZHALWORT UND ZIFFER*” Göttingen 1958）。
- 6) O. ten Have, translated by A. van Seventer, “*The History of Accounting*,” California（1976）p.32.
- 7) O. ten Have, *ibid.*, p.14.
- 8) K. メニンガー著『前掲書』p.307.
- 9) K. メニンガー著『前掲書』p.310.
- 10) Iris Origo, “*The Merchant of Prato*,” 1957. イリス・オリゴ著、篠田綾子訳『ブラードの商人』白水社1997が詳しい。
- 11) ジェイコブ・ソール著、村井章子訳『帳簿の世界史』（文藝春秋 2015）参照。Jacob Soll, *The Reckoning: Financial Accountability and The Rise and Fall of Nations*, New York, 2014.
- 12) 小田島雄志訳『ヴェニスの商人』白水社（2010）pp.28-37 参照。

- 13) Nick Mackinnon, 'The portrait of Fra Luca Pacioli', *The Mathematical Gazette*, vol. 2 (1993) pp. 130-219.
- 14) シャルル・ブロー著、藤野邦夫訳『構図法—名画に秘められた幾何学』小学館 (2000. 10) p. 102 参照。(Chares Bouleau, *CHARPENES, La Géométrie secrete des peintrea*, Paris, 1963 et 1973.)
- 15) 国立美術館展『イタリア・ルネサンスの版画』(2007) p. 233 参照。
- 16) ヤーコポ・バルバリの師ピエロ・デッラ・フランチェスカが残した絵画の代表作の一つに「キリストの復活」(サンセポルクロ市立美術館蔵)がある。石棺からよみがえったキリストの視線が宙をさまよい、この世の人でないことを現している。この作風をバルバリも習得していたと思われる。
- 17) ジェイコブ・ソール著、『前掲書』p. 97 参照。
- 18) 『スムマ』の献辞は出版資金を提供した数学の教授 Marco Sanuto に捧げられている。
- 19) R. Emmett Taylor, "No Royal Road," p. 49.
- 20) 岩井敏稿「ルカ・パチョーリ」『イタリア文化辞典』丸善 (2011) 参照。
- 21) 近世に至るまでの教科書には、簿記を学ぶことで生まれる勤勉性に言及するものが多かった。現在の教科書はこの点を軽んじている。
- 22) 拙稿「簿記の技術移転——家計簿記の場合」『経営経理研究』72 号。
- 23) 拙稿「福澤諭吉の『帳合之法』」『経営経理研究』101 号参照。
- 24) 慶應義塾編纂『福澤諭吉全集』岩波書店 (昭和 33 年) p. 61.
- 25) 「環境会計」という分野については疑問なしとはしないが、次の拙稿がある。
「光発電による環境会計報告書構想から」『経営経理研究』81 号
「カーボン付加価値率に関する会計的考察」『経営経理研究』86 号
- 26) 片野一郎訳、清水宗一助訳『リトルトン会計発達史』同文館 (昭和 53 年) p. 491. (Analias Chatles Littleton, "Accounting Evolution to 1900," p. 362.)
- 27) 檜田信男は早稲田大学時代に青木茂男 (1915-87) に師事して内部監査論の専門家となる。専修大学に奉職、本学には非常勤で長らく監査論を担当される。その後本学の監査論は檜田の中央大学時代の弟子である松井隆幸となる。その松井は青山学院大学会計プロフェッショナル研究科教授に迎えられ、くしくも青木、檜田も同研究科教授であり、日本内部監査協会の重鎮である。
- 28) 下鶴毅稿「我が国の国庫制度——出納計理編——」『ファイナンス』2005. 11, p. 22.
- 29) 日本銀行所在地以外における歳入金、歳出金の繰替払渡に關しての事務を郵便官署が取り扱う (大四勅令 6, 逓省令 8, 大省令 1)。
- 30) 亀井孝文稿「新しい公会計制度への提言」『会計検査研究』No. 45 (2012. 3)

p. 8.

- 31) 『陸軍簿記ノ参考』（陸軍經理学校 昭和 16 年 7 月）p. 3.
- 32) 『日本陸軍の兵營の食事』（光人社 2009 年 8 月）pp. 42, 46 参照。
- 33) 『陸軍經理部よもやま話（正）』（若松会 昭和 57 年 8 月）p. 473.
- 34) 兵器彈藥器具材料，秘密図書，馬匹及び戦時これに要する器具，戦用糧秣及び給養器具，戦用被服及び被服修理器材，戦用衛生材料，戦用獣医材料，戦用天幕及び貨物用雨覆，公用行李及び陣中事務用品，軍用輸送用補助材料が一般の物品会計規程を離れて，別に定める規則により保管出納を行う（『經理部甲種幹部候補生用教程 一般經理』昭和 17 年 8 月改定）。

本稿執筆にあたり，明治大学経営学部石津寿恵教授と専修大学商学部建部宏明教授から貴重な資料を頂戴したことを記して感謝申し上げます。

（原稿受付 2015 年 5 月 26 日）

〈公開講座〉

経営経理研究所主催

福澤諭吉の『帳合学のすゝめ』

この国の近代化の原動力となる影響を与えた啓蒙思想家福澤諭吉（1835.1.10-1901.2.3）が苦勞して翻訳出版したものに『帳合之法』（慶應義塾出版局）がある。これは福澤の名著『学問のすゝめ』が説く「サイアンス」，すなわち彼の「実学」をその精神から具体化したものであった。

原著は次の文献である。H. B. Bryant, H. D. Stratton, and S. S. Packard, *Bryant and Stratton's Common School Book-Keeping, embracing Single- and Double-Entry*, New York, 1871.

本書はこの国に初めて洋式簿記を紹介した訳書である。同じ年に初めて複式簿記を説いた大蔵省版『銀行簿記精法』に先立つこと半年早い明治6年6月に『帳合之法 初編』が畧式の部として刊行されている。前後するが『学問のすゝめ』は明治5年2月から同9年11月にかけて分冊出版されるなか、『帳合之法 二編』本式の部（複式簿記）も同7年6月に刊行されたことから、当時福澤は両著を同時並行して執筆していたのである。

明治30年に、福澤は「明治六年の頃帳合之法を發行し、書物は賣れたれども、扨この帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少なし。聊か落膽せざるを得ず」とため息をつき、その原因を洋式簿記の定着する風土・精神がこの国に希薄であったことを悟った。そこで資本主義の精神を教育すべく『民間經濟録』（明治10年12月）を出版して、その經濟思想を啓蒙した。この延長線上に慶應義塾大学の理財（財産を有利に運用する意）科の設立もあった。

『銀行簿記精法』の伝票会計や明治7年に複式簿記部分を出版した加藤なかば 斌 訳『商家必用』の複数仕訳帳制が近代的大企業に採用されていくけれども、福澤が翻訳した日記帳、仕訳帳、総勘定元帳という三帳簿によるシンプルな複式簿記教材（二編本式の部）は、この国独自の帳合（算盤と多帳簿制複式検算簿記）に勝っていたとはいえず、中小商店は江戸時代以来のこの「帳合」で充分であった。

本書の意義を別角度からとらえれば、①福澤が苦勞して和訳した帳合用語はその後の『銀行簿記精法』や他の翻訳書に多大な影響を与え、定着していった。②帳合学の重要性を政府に認識させて、学制に学科目として「記簿学」が明記された。そして、③福澤が原著の本式の部にある第四事例（複数仕訳帳制）を翻訳出版していたならば、当時の評価は違ったのではなかろうか。ともあれ、本講演の詳細は拙稿「福沢諭吉の『帳合之法』」（『経営経理研究』No.101）を参照されたい。

（文責：三代川正秀）

2014 年度（平成 26 年度）経営経理研究所

月例研究会報告

2014 年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 4 月例会（4 月 24 日・金）

テーマ 「アメリカにおける経営学教育」

報告者 西尾 篤人（商学部教授）

〈要 旨〉

本発表は、米国大学の経営学部におけるカリキュラムを精査することにより、自分の米国での講義経験を含め、それらを日本の大学の経営学部どのような形で適用可能かを紹介したものである。

米国では、一年次（freshman）では日本という教養科目を履修し、二年次（sophomore）から専門科目を履修する。ちなみに、カナダの大学では、一年次から専門科目を履修するとのことである。

カリキュラム上の科目数は多くない。したがって、選択肢は多くない。基本的にはカリキュラムはコア科目とそれに関連する若干の科目から構成されている。経営学部におけるコア科目には、Management あるいは Introduction to Management, 人的資源管理論, 組織論, 国際経営論, 経営戦略論, MIS, POM である。

殆どの授業では、毎回レポートを課しており、講義ではサマリーを確認しながら、学生と双方向のやりとりを展開している。教室のサイズは、大きいものでも 100～150 名収容程度である。

(2) 6 月例会（6 月 27 日・金）

テーマ Global Trends in Green Energy

報告者 David Prucha（商学部教授）

〈summary〉

This research delves into the recent innovations in new energies with a focus on renewable and alternative energy sources as a major factor in the shift from fossil fuel-based economies to ones that reduce the impact on global shifts in climate and atmospheric ecosystems. The paper is divided into a

historical map of the overuse of CO₂-producing fuel sources and their implications for the planet's eco-systems. Following is a look at the major economies and their global carbon footprint compared with the rest of the world's economic activities. The paper concludes with solutions from a personal and experimental perspective: a sustainable lifestyle that blends less reliance on industrial backed consumerism and advocates a hands-on approach to using less, recycling more, and growing produce for self-consumption as an experimental lifestyle. All efforts have been recorded and duplicated as an independent expression of attaining a singular, self-sufficient green lifestyle model.

In business terms, "Green" is typically thought of as primarily applying to products, but it may also describe consumer or business practices. On the wider spectrum, 'Green' is often used in tandem with 'sustainability', both buzzwords referring to alternative lifestyles which focus living in such a way as to reduce or eliminate the elements of industrialization which are damaging to the earth's environment. There is a Green Day movement, which originated in 1970 with the purpose of planting trees to increase the green around us and raise awareness. Physics explanation (aboutphysics.com): physical properties of energy combined with 'green' morphs into an umbrella of abstract interpretations as yet to be clearly defined...but energy in economic terms related directly to FF (Fossil Fuels) as used in abstract and as yet defined exactly, green energy is, on an individual basis, a way of reducing one's carbon footprint by relying on renewable and 'green' energies for daily life. This includes the energies used to produce products and services. So, from global consumption of energy, which is the driving force behind all global economic activity, to individual choice of products depending on how they were produced, green energy has come to take on a very important meaning in today's search for new energy sources. New technologies to promote sustainable energy include renewable energy sources and also technologies designed to improve energy efficiency. Hydropower sources utilize the movement, force and weight of water to run a generator. Dams, rivers, tidal movements are typical examples of hydropower. Reservoirs take space and often displace land in place of accumulated water storage. Methane gas can be a byproduct of damming land over forests that are raised to produce the greenhouse gas. The US uses hydropower according to the economic situation...a major setback for Hydropower generation is the cost of making renewable generators, and distance from the generators to the grid. China completed the Three Gorges River Dam and since expects to recover it's costs within the 7 to 9 year time frame. This estimate is based on the sheer volume of water displaced to make up the reservoir. The US uses hydropower according to the economic situation...a

major setback for Hydropower generation is the cost of making renewable generators and distance from the generators to the grid. China completed the Three Gorges River Dam and since expects to recover it's costs within the 7 to 9 year time frame. This estimate is based on the sheer volume of water displaced to make up the reservoir. Solar installation growth worldwide tripled in the two years 2010–2012 comparing to the previous decade. The US initiated wind generation, and Germany surpassed the US in 1997, before the US retook the lead in 2007, only to be replaced by China in 2010. World wind generation capacity more than quadrupled between 2000 and 2006, doubling about every three years. Think of the GANSU Wind Farm in China...6000 MW output compared to the nearest world's largest wind farm Alta (OakCreek-Mohave) in the US at 1320 MW output. China, out of necessity, builds for scale. Obviously, the public are concerned about the environment...notice the lowest support for nuclear, following the Fukushima disaster in March, 2011. The 1980's focused on reaction to the planet in terms of wildlife and pollution controls...90's break new ground with involvement of government agencies supporting legislation to make corporations responsible for environmental issues (individually), the 90's greenism supported the view that each of us could do our part to reduce the carbon damage our lifestyles of unchecked consumerism had created by learning to reduce, recycle and reuse...a popular notion in the US was to build 'green farms/communities' and to build eco-friendly, energy-efficient houses using recycled material...handmade was the seal of approval. FF independence means new technologies such as shale gas extraction and fracking: producing one's own supply of energy needs while keeping them as close to to cost-effective as possible (and if possible)...individually, people or groups could take up efforts to reduce carbon emission in order to call this truly 'green'. Recently, capital's attention has turned to profiting from the new 'green' mood by 'greenwashing', a term given to the act of businesses hijacking the green movement by selling appealing products and ideas as 'green', but only in an effort to profit from the fast-growing market sector of green innovations.

Restoration is part of the conservation process for a sustainable lifestyle. It is painstaking work, but probably the most cost effective if renewable materials are close at hand and readily available. Keeping updated on the latest inventions and newest technologies which support renewable energy and bringing these ideas into classrooms worldwide, developing projects, simulations, and creative solutions through student-centered research on international green business practices and innovations will be the next major educational model for building green ideologies. Not everyone can build a house in the countryside...work, career, family in city centers make this

hard...but new green urban planning centers are bringing the green into the cities. Model comparisons show how future megacities across the globe will rely more on green models, sustainable lifestyles, and eco-system conservation will become the norm. This paper is ongoing in scope and, the innovations that will delineate the shift from FF use to macro-engineering green projects along with the smaller but more individualized micro-lifestyle changes will mark the biggest challenge to humanity's survival over the coming 50 years and beyond.

(3) 7月例会（7月25日・金）

テーマ 『現代ロシアの金融事情——小口融資を中心に——』

報告者 山村 延郎（商学部准教授）

〈要 旨〉

ソ連崩壊から近年までのロシア金融制度の発展の歴史と現状を概観したのち、中小企業金融やクレジットビジネスの発展に焦点を当ててみた。

ロシア金融制度は、ソ連崩壊後に中央機構から分離した巨大国有銀行が、預金量でも支店網でも圧倒的な地位を占めている。中間層に民間資本による地方銀行やクレジット産業が勃興しており、その最下層には雑多な金融業者が位置している。

中央計画経済の時代には、市場経済の国に見られるような信用制度は存在しなかった。市場経済の導入後も長らく、銀行に対する不信任感、借手に対する不信任感が、ロシアの金融制度の発展を阻害していた。しかしロシア通貨危機から立ち直って以降は徐々に、中小企業の起業に対する融資をしたり消費者金融をしたりする小口金融ビジネスが成長していたのである。

(4) 10月例会（10月31日・金）

テーマ 「共通連結法人税課税標準に関する一考察」

報告者 稲葉知恵子（商学部准教授）

〈要 旨〉

本報告では、EU域内での法人税制統一を提案した共通連結法人税課税標準（Common Consolidated Corporate Tax Base: CCCTB）に関するEU指令案（以下、CCCTB指令案とする）を考察の対象とし、EU域内の法人税制に関する議論の経緯、CCCTB指令案の特徴、CCCTB指令案において分離独立主義が採用された論拠の3点について報告をした。

税制が経済活動のグローバル化に対応する方法は、共通の税制により租税調和を図るか、個々に課題問題へ対応する方法がある。1990年代以前はヨーロッパ域内

における共通の税制によって経済のグローバル化に対応する方法が模索されてきたが、1975年に公表された共通法人税制指令案が1990年に廃案となり、1990年以降は個々の課税問題に対応する方針へと移行した。1990年代から2000年代にかけて課税問題へ個々に対応してきたが、租税調和に具体的な進展は見られなかった。そこで、2001年に公表された法人税調査報告書（The Company Tax Study）の中で初めてCCCTBという共通連結課税標準制度が提案され、議論を重ねて2011年3月16日にCCCTB指令案が公表されるに至った。

CCCTB指令案の特徴は、EU域内の複数の国家にまたがって活動する企業グループの課税所得を共通のルールに則って算定し、この課税所得を合算した連結課税所得を労働・資本・売上との3要素からなる計算式により按分して、最後に各国の法人税率を適用して納税額を算出する税額計算方法を選択制で認めるということにある。また、連結納税申告書は主たる納税者が一つの税務当局に提出すればよいワン・ストップ・ショップ・アプローチを採用している。

EU域内では、確定決算主義を採用している国と分離独立主義を採用している国の差異が少なくなっている。EC4号指令によりEU域内の会計法規を調和化することが要請されてから財務会計と税務会計のつながりは緩やかになり、IFRSによって会計基準が統一されてからさらにその傾向が顕著になった。このことはCCCTB指令案の議論が進展する後押しをしている。

IFRSがCCCTB指令案の後押しをしているにも関わらず、IFRSにより算定された利益が課税所得算定のための出発点とならない理由は、①財務会計と税務会計では目的が異なるため、②非政府主体であるIASBによって設定されたIFRSにより算定された利益を課税所得算定のための基礎として採用することに疑義があるEU加盟国もあるため、③IFRSの適用状況がEU加盟国ごとに異なるための3点にある。そのため、CCCTB指令案では分離独立主義が採用されたことを指摘した。

(5) 11月例会（11月28日・金）

テーマ 「信託法と信託税制」

報告者 阿部 雪子（商学部教授）

〈要 旨〉

本報告では、平成18年に改正された新信託法（平成18年法律108号）の特色を概観し、平成19年度税制改正後の信託税制の特徴を明らかにした。そのうえで、空中権取引をめぐる信託の課税問題について考察した。新信託法においては、信託に関する様々な社会的ニーズに対応するため、新たな類型の信託が導入された。具体的には、自己信託、遺言代用の信託、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託、受益者

の定めのない信託等である。このような平成 18 年の信託法の改正に対応して、平成 19 年度税制改正では信託税制の改正がなされた。たとえば法人税法では、集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託、特定公益信託等、受益者等課税信託に区分された。

そこで、空中権取引に着目し、租税法の取扱いがどのような影響を及ぼし、いかなる税制上の課題があるのか、さらに空中権取引の促進という観点から新たな信託の活用が可能であるのかについて検討を試みた。具体的には、東京高裁平成 21 年 5 月 20 日日判決（税資 260 号 11413 号）を素材に余剰容積率の取引にかかる課税、いわゆる連担建築物設計制度における地役権設定（建築基準法 86 条 1 項）の対価にかかる所得区分が問われた事例について検討した。結論として、東京高裁は地役権の設定（移転）にかかる対価は譲渡性がなく譲渡所得と認定される余地はないところから不動産所得と判示した。

この事例に関連して、資産の譲渡とみなされる行為について考えてみると、所得税法施行令 79 条 1 項では、その対価として支払いを受ける金額が一定金額を超える地役権の設定について資産の譲渡に含まれるものとされる。しかし、連担建築物設計制度にかかる地役権の設定に関しては同条項に含まれていない。つまり、本件のような地役権設定の対価は、これを立法しない限り譲渡所得と解する余地はない。この点、立法論として当該政令について検討する余地はあると思われる。

次に、本報告では空中権取引の促進の観点から信託の活用について考察した。具体的には、新信託法の制定にともない創設された特定受益証券発行信託を適用することにより、空中権を取得する買主の立場からは、資金調達が容易になるというスキームについて指摘した。

(6) 12 月例会（12 月 19 日・金）

テーマ 「神奈川県の中小企業における環境保全活動と組織マネジメント」

報告者 角田 光弘（商学部准教授）

〈要 旨〉

「経営学の視点から、企業の環境保全活動の推進に向けた課題を考察した上で、企業の環境保全活動と持続的競争優位の構築に向けて求められる組織マネジメントのあり方に関する仮説を構築し、2011 年 10 月実施の神奈川県の中小企業 556 社向けアンケート調査に基づき、共分散構造分析により検証し、以下の 6 点が明らかになった。

第 1 に、「仮説 1. 企業の環境保全活動の推進（環境保全活動への取り組み）には、トップがその役割を果たすことが貢献する」を支持したカテゴリーは、全てのカテ

グリーン {アンケート調査全回答企業 556 社, 製造業 217 社, 建設業 178 社, 全業種・従業員数 51 人以上企業 201 社, 同・50 人以下企業 353 社, 環境マネジメントシステム認証取得 (認証登録) 企業 149 社, 環境マネジメントシステム未取得 (未登録) 企業 407 社} であった。

第 2 に, 「仮説 2. 企業の環境保全活動の推進 (環境保全活動への取り組み) には, ミドルがその役割を果たすことが貢献する」を支持したカテゴリーは, アンケート調査全回答企業 556 社, 建設業 178 社, 全業種・従業員数 50 人以下企業 353 社, 環境マネジメントシステム未取得 (未登録) 企業 407 社であった。

第 3 に, 「仮説 3. 企業の環境保全活動の推進 (環境保全活動への取り組み) には, 人材マネジメントが機能していることが貢献する」を支持したカテゴリーは, 全てのカテゴリーであった。

第 4 に, 「仮説 4. 企業の環境保全活動の推進 (環境保全活動への取り組み) には, 風通しの良い組織風土が貢献する」を支持したカテゴリーは, 全てのカテゴリーであった。

第 5 に, 潜在変数「環境保全活動への取り組み成果」と「環境保全活動への取り組み」の関係性に対しては, 全てのカテゴリーにおいて, 環境保全活動へ取り組むことを通して, 環境保全活動への取り組み成果が得られ, 持続的競争優位の構築に向けて, 組織能力が向上していると考えられる。

第 6 に, 潜在変数「外部促進要因」と他潜在変数との関係性に対しては, アンケート調査全回答企業 556 社, 製造業 217 社, 建設業 178 社, 全業種・従業員数 51 人以上企業 201 社, 環境マネジメントシステム認証取得 (認証登録) 企業 149 社, 環境マネジメントシステム未取得 (未登録) 企業 407 社のカテゴリーにおいて, 「外部促進要因」は環境保全活動への取り組みに直接的に影響しているのではなく, あくまでも環境保全活動への取り組みに対する他潜在変数 (「トップの役割」, 「ミドルの役割」, 「風通しの良い組織風土」など) に影響を与えることを通して, 環境保全活動への取り組みに影響を与えていると考えられる。

(7) 1 月例会 (1 月 23 日・金)

テーマ 「情報セキュリティの初歩 ― 情報保護対策は大丈夫か?! ―」

報告者 金山 茂雄 (商学部教授)

〈要 旨〉

情報技術 (IT) の進歩は, 現代社会そして, 日常生活に至るまで浸透している。日常生活では, 情報通信や情報システムの発展などで生活のスタイルも随分変わった。今では, IT は産業をはじめとしていろいろな活動に欠かせない重要な社会基

盤（インフラ）になっている。このような状況の中、2003年10月に経済産業省より発表された「情報セキュリティ総合戦略」では、「ITが社会の神経系を担う時代となったいま、個人や個別の企業のリスクが全体的・国家的なレベルのリスクに変貌しうる」と述べられた。これらのことは、個人や企業、またインターネットを利用する者が情報セキュリティに対して真剣に取り組む必要性があることを指摘しているわけである。

以上のことを踏まえて、情報セキュリティに対して実態調査を実施した。特に「情報セキュリティの個人」に対して、『「個人情報保護法」の理解度』に絞り調査（予備）を実施し、その調査結果を第一報として報告した。

(8) 3月例会（3月25日・水）

テーマ 「フラ・ルカ・パチョーリ巡礼」

報告者 三代川正秀（商学部教授）

〈要 旨〉

1990年の夏に会計を生涯の糧としてきた父の提案で、最古の複式簿記印刷文献を残したルカ・パチョーリ修道士のもとへ巡礼しました。以来都合三回のパチョーリ生誕の地であるイタリア・アレッオ県ボルゴ・サンセポルクロ詣でて、この「会計の父」にかんする10編ほどの小稿を書きました。

最近、複式簿記の真髄であるDouble Entryというタイトルの本を手にしたことから、新しいパチョーリ研究の側面に気付き、この書物を紹介します。

Double Entry: How the Merchant of Venice created modern finance by Jane Gleeson-White, London, 2011（ジェーン・グリーソン・ホワイト著 川添節子訳『世界経済史』日経BP出版 2014.10）

以下五つの点に要約して寸評を試みました。

- (1) 複式簿記起源論に一石を投じる
- (2) 宗教と利息と簿記の関連
- (3) パトロネージと同性愛のうわさ
- (4) 複式簿記普及の実態
- (5) 会計は地球を救えるか

巡礼に同伴した父は陸軍経理学校で「軍用簿記」を学び、主計将校として兵役を終えました。戦後本学の経営学、租税（行政）法、会計学、監査論を担当し、特に内部監査を中心とする学統を築きました。

中世末期、アフリカ・ユーラシアの各地から集積された知識を商人たちは帳簿に閉じ込め、Double Entryの技術とスピリッツを完成させました。その後このスピ

リッツは近代社会の旗頭になって、豊かな繁栄を可能にしました。しかし、核分裂の研究のみならず気象学など身近な科学が諸刃の剣であったように、会計の世界でも、軍需品の原価計算技術一つとっても不幸な方向にむかうことがあります。

経理学校同級生の染谷恭次郎早稲田大学名誉教授がシドニーで開催された会計史世界会議で基調講演を行った折に「日本の会計学は戦争と如何にかかわったか」という質問を受けたそうです。戦中戦後本学の会計学を担当してきた佐藤勘助先生が「科学は人間幸福のためにある」と口癖のように言われ、また戦中を軍国少年として過ごした鬼形功先生は、本学を退職される際に「教え子を戦場に送ることがなかったことに幸せを感じる」と述べておられた。会計職で禄を食んだ報告者も、この歳になるまで戦争の苦汁を知らずに過ごせたことに感謝する次第です。

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は、研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は、次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の研究員でなければならない。

2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には、研究員以外も、投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。

2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。

3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

（原稿区分他）

第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。

- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

- 第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。
- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論 文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。 新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄 録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表 2 原稿区別（理工学総合研究所）

(1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第1回 5月末日締切 ―9月発行

第2回 9月末日締切 ―12月発行

第3回 12月末日締切 ―3月発行

紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学経営経理研究所（以下、「当研究所」という）のホームページにもその内容を掲載する。

2. 執筆予定書の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学 経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。各年度における執筆予定表の提出期限は、別に定めるものとする。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についても、これに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000 字
II	資料、調査報告	20,000 字
III	I、II 以外	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで1行33文字×27行、英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙』に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

(1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。

(2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。

(3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7. 注・引用・参考文献

(1) 注は、必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。

また、注記内容は文末、あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。参考文献の表記は、文末に一括して記載するものとする。

(2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。

(2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。

(4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

10. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決まられた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11. 改 廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

執筆者紹介（目次順）

武 上 幸之助	商学部教授（貿易政策）
岡 嶋 慶	商学部教授（監査論，会計史）
金 山 茂 雄	商学部教授（経営産業論，産業心理学）
島 内 高 太	商学部准教授（経営学，経営管理論）
三代川 正 秀	元商学部教授（会計学）

編集委員 内田金生 金山茂雄 島内高太 武上幸之助 田嶋規雄 中村竜哉

拓殖大学 経営経理研究 第104号 ISSN 1349-0281

2015（平成27）年 9 月 20 日 印刷

2015（平成27）年 9 月 27 日 発行

編 集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会

発行者 拓殖大学経営経理研究所長 中村竜哉

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒 112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY
**RESEARCH IN
MANAGEMENT AND
ACCOUNTING**

No. 104

September 2015

Articles

Japanese Trade Policy

on Energy Resources (16)TAKEGAMI Konosuke (1)

Equity Funding Fraud

and the Auditor's Responsibility

for Fraud DetectionOKAJIMA Kei (17)

A Study on Value in the Business

of the Information Media IndustryKANAYAMA Shigeo (71)

Study Note

A Study on Socialization in Vocational Training Schools

among Japanese ManufacturersSHIMAUCHI Kota (101)

Review

Pilgrimage to Fra Luca PacioliMIYOKAWA Masahide (129)

Lecture

Fukuzawa Yukichi's

Encouragement of BookkeepingMIYOKAWA Masahide (155)

Edited and Published by

**THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY**

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan